第　２　分　科　会（Ｎｏ．３）

１　日　　時　　令和８年３月１１日（水）

午前１０時００分　開会
午前１１時５９分　休憩
午後　１時００分　再開
午後　２時５９分　休憩
午後　３時１５分　再開
午後　４時４８分　閉会

２　場　　所　　第１委員会室

３　出席委員（１８人）

主　　査	西　田　　一	副　主　査	高　橋　　都
委　　員	宮　﨑　吉　輝	委　　員	中　村　義　雄
委　　員	吉　田　幸　正	委　　員	金　子　秀　一
委　　員	立　山　幸　子	委　　員	小　松　みさ子
委　　員	松　岡　裕一郎	委　　員	岡　本　義　之
委　　員	森　本　由　美	委　　員	小　宮　けい子
委　　員	中　村じゅん子	委　　員	山　田　大　輔
委　　員	宇　土　浩一郎	委　　員	本　田　一　郎
委　　員	小　宮　良　彦	委　　員	柳　井　　誠
（委　員　長	泉　　日出夫	副委員長	伊　藤　淳　一）

４　欠席委員（１人）

委　　員　有　田　絵　里

５　出席説明員

教育次長	大　庭　千　枝	総務部長	冨　原　明　博
総務課長	越　智　　豊	企画調整課長	栗　原　健太郎
学校計画担当課長	増　田　真　二	人権教育・事業調整担当課長	大　庭　崇　彦
教職員部長	久　保　慶　司	教育研修監理官	澤　村　宏　志
教職員課長	岡　本　裕　史	労務争訟担当課長	左　方　佳　明

教育センター所長	砂　田　剛　志	学校支援部長	藤　井　創　一
学　事　課　長	高　野　栄　二	学校保健課長	藤　田　真　治
施　設　課　長	有　田　隼　人	学校教育部長	竹　永　政　則
教育相談・特別支援教育担当部長	田　尾　　弘	指導企画課長	海　老　洋　太
学校教育課長	武　藤　佐　予	教育振興担当課長	大　石　仁　美
次世代教育推進課長	森　田　健　伸	教育情報化推進課長	石　川　秀　一
生徒指導課長	山　中　孝　一	学校支援担当課長	辻　　健一郎
部活動地域展開担当課長	竹　中　雅　則	特別支援教育課長	森　永　勇　芽
中央図書館長	高　松　淳　子	運営企画課長	藤　原　定　男
奉　仕　課　長	佐　藤　時　子	子ども図書館長	福　嶋　一　也

外　関係職員

6　事務局職員

委員会担当係長	廣　門　実知江	書　　記	河　野　裕　一

7　付議事件及び会議結果

番号	付　　議　　事　　件	会　議　結　果
1	議案第１号　令和８年度北九州市一般会計予算のうち所管分	議案の審査を行った。
2	議案第45号　北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について	
3	議案第46号　北九州市職員定数条例等の一部改正について	
4	市長質疑項目について	市長質疑項目の締切りは３月16日午後４時までとし、審査終了が午後３時以降となった場合は、審査終了の１時間後までとすることを確認した。

８　会議の経過

（東日本大震災の犠牲者への黙とうを行った。）

○主査（西田一君）それでは、開会します。

本日は、教育委員会関係議案の審査を行います。議案第１号のうち所管分、45号及び46号の以上３件を一括して議題とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案説明は着席のままで受けます。

それでは、説明を求めます。教育次長。

○教育次長　本日、教育長の太田が不在のため、代わって一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には日頃から多大なる御支援、御協力を賜りまして、改めて厚くお礼申し上げます。

令和８年度予算では、こどもまんなかで質の高い教育環境をさらに充実させる学びの質向上パッケージとして、市立小学校の給食無償化をはじめとしたおいしい給食の提供、学校体育館へのエアコン設置の本格的な開始、ＡＩ学習アプリを活用した学習環境整備や、ＡＩを使いこなすために必要な言語化力や思考力を高める読書の推進など、子供たちの教育環境を集中的にグレードアップさせていきたいと考えております。今後とも委員の皆様から御意見を頂戴しながら取組を進めてまいりたいと思っておりますので、より一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年度予算案等の詳細につきましては総務部長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○主査（西田一君）総務部長。

○総務部長　着座のまま失礼させていただきます。それでは、令和８年２月北九州市議会定例会に教育委員会から提出の議案について、タブレットに配付しております教育委員会所管分の配付資料によりまして御説明させていただきます。

まず初めに、議案第１号、令和８年度北九州市一般会計予算のうち教育委員会所管分について御説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、金額は万円単位とさせていただきます。

まず、２ページの令和８年度予算総括表でございます。一般会計の歳入総額は188億2,200万円で、前年度と比較して21億3,052万円、10.2％の減となっております。また、歳出総額は762億4,914万円で、前年度と比較いたしまして９億4,253万円、1.2％の減となってございます。

それでは、主な内容について御説明させていただきます。

３ページをお願いいたします。一般会計の歳入について御説明いたします。なお、一般会計予算に関する説明書の該当ページにつきましては、表の中に記載させていただいておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

まず、17款使用料及び手数料は、１項12目教育使用料、２項10目教育手数料の合わせて１億1,

181万円で、これは北九州市立高等学校の授業料などでございます。

18款国庫支出金は、１項４目教育費国庫負担金、２項12目教育費国庫補助金及び３項７目教育費委託金の合わせて129億4,265万円で、これは教育職員費に対する負担金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の補助金などでございます。

19款県支出金は、２項９目教育費県補助金、３項９目教育費委託金の合わせて24億382万円で、これは給食費負担軽減交付金等の補助金などでございます。

次に、４ページをお願いいたします。20款財産収入は、１項１目財産貸付収入、３目基金運用収入、５目特許権等運用収入及び２項２目物品売払収入の合わせて2,418万円で、これは清涼飲料水等自動販売機設置料や学校応援基金の運用収入などでございます。

21款寄附金は、１項８目教育費寄附金の2,470万円で、これは北九州市の教育の推進を目的とした学校応援基金への寄附金などでございます。

22款繰入金は、１項５目市民太陽光発電所特別会計繰入金、２項12目学校応援基金繰入金、15目ＳＤＧｓ未来基金繰入金、17目退職手当基金繰入金、20目企業版ふるさと納税基金繰入金及び21目ボートレースによる未来のまちづくり投資基金繰入金の合わせて12億6,744万円で、これは特別会計や基金からの繰入金などでございます。

５ページをお願いいたします。24款諸収入は、１項１目延滞金、３項９目教育費貸付金元利収入、４項４目教育費受託事業収入及び６項４目雑入の合わせて３億9,177万円で、これは奨学金貸付金収入や日本スポーツ振興センター徴収金などでございます。

25款市債は、１項11目教育債の16億5,560万円で、これは学校施設や図書館の整備等に対する地方債でございます。

６ページをお願いいたします。続きまして、一般会計の歳出について御説明させていただきます。

13款１項教育職員費は、１目職員費の545億7,692万円で、これは職員の給与などでございます。

２項教育総務費は、１目教育委員会費、２目事務局費、３目奨学費、４目教職員人事費及び５目教育センター費の合わせて９億8,207万円で、これは奨学資金貸付金や教職員給与支給関係事務経費などでございます。

３項小学校費は、１目学校管理費、２目教育振興費及び３目学校整備費の合わせて77億8,692万円で、これは教材の購入などに充てる標準運営経費、学校給食維持運営経費、就学援助経費及び学校施設整備費などでございます。

４項中学校費は、１目学校管理費、２目教育振興費及び３目学校整備費の合わせて58億1,031万円で、主な経費につきましては小学校費で説明させていただきました内容と同様でございます。

次に、７ページをお願いいたします。５項高等学校費は、１目全日制高等学校管理費、２目

教育振興費及び３目学校整備費の合わせて１億4,438万円で、これは北九州市立高等学校の管理運営や維持補修などの経費でございます。

６項特別支援学校費は、１目学校管理費、２目教育振興費及び３目学校整備費の合わせて13億3,499万円で、これは教材、教具やスクールバス運行などの経費でございます。

７項社会教育費は、１目社会教育総務費、２目図書館費及び３目視聴覚センター費の合わせて16億5,432万円で、これは学校施設開放や図書館の管理運営及び施設整備などの経費でございます。

８項保健体育費は、１目学校保健費の39億5,920万円で、これは健康診断や学校給食費の保護者負担軽減事業などの経費でございます。

８ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。今年度、新たに提出する教育委員会所管分の債務負担行為は、学校体育館エアコンの整備等を行う中学校建設事業など31事業でございます。

最後に、９ページから18ページに令和８年度当初予算概要を掲載させていただいております。説明は割愛させていただきますけれども、後ほど確認いただければと思います。

以上で議案第１号、令和８年度北九州市一般会計予算のうち教育委員会所管分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料の19ページから20ページをお願いいたします。議案第45号、北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について御説明させていただきます。

まず、改正理由でございますが、学校における働き方改革のさらなる加速化や教員の処遇改善を一体的、総合的に進めるため、いわゆる給特法等の一部を改正する法律が昨年６月に公布されたところでございます。12月議会におきまして、令和８年１月１日施行分を適用させるため関係規定の改正を行ったところでございますけれども、令和８年４月１日施行分についても遅滞なく適用させるため、関係規定を改正するものでございます。

改正内容でございます。(1)の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例、(2)の教職員の給与に関する条例、(3)の北九州市職員の給与に関する条例及び(4)の北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例につきましては、関係する手当等の対象に主務教諭を加えるものでございます。

また、(2)の教職員の給与に関する条例につきましては、国家公務員の取扱いに準じて、へき地手当の算定方法を改めるものでございます。

(2)の教職員の給与に関する条例及び(4)の北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例につきましては、部活動の指導業務を週末等に行った場合に支給される手当を増額するものでございます。

次に、(5)の教職員定数条例及び(6)の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例につき

ましては、対象に主務教諭を加えるものでございます。

いずれも施行期日は令和８年４月１日としております。なお、施行に当たりましては、４、その他に記載のとおり、所要の調整規定を設けることとしております。

続きまして、21ページをお願いいたします。議案第46号、北九州市職員定数条例等の一部改正について御説明させていただきます。

まず、改正理由でございますが、平成29年４月の県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴いまして、小、中、特別支援学校の教職員の定数や給与に関する条例を整備したところでございます。一方で、従来から市費で負担しておりました学校給食監理士や校務員、高等学校職員につきましては、引き続き市職員の条例を適用しておりました。これによりまして、同一の学校に勤務する職員間や校種間で適用される制度が異なっているということが課題となっておりましたので、今回、この課題を解消し、適用される制度を同一のものとするため、関係規定を改めるものでございます。

改正内容でございます。(1)の条例名につきましては、高等学校職員を加えるため、小学校、中学校及び特別支援学校となっております表記を義務教育諸学校等に改正いたします。

次に、(2)の、小、中、特別支援学校に勤務する教職員に適用されておりますアの教職員定数条例、イの教職員の給与に関する条例、ウの教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例につきまして、人数及び適用範囲等に高等学校職員、学校給食監理士及び一般事務員、校務員を加えるものでございます。

また、(3)の、これまで高等学校職員、学校給食監理士及び一般事務員、校務員に適用されておりましたアの市職員定数条例、イの市職員の給与に関する条例、ウの市職員の特殊勤務手当に関する条例から、高等学校職員、学校給食監理士及び一般事務員、校務員に係る部分を削除するものでございます。

次に、(4)の、高等学校職員、学校給食監理士及び一般事務員、校務員等の勤務条件を北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教育職員の勤務条件に合わせます。

次に、(5)では、(1)で条例名を改正した条例を引用しております、資料に記載のアからニの条例について、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は令和９年４月１日としております。施行に当たりましては、４、経過措置等に記載のとおり、所要の経過措置を設けることとしております。

以上で教育委員会から提出しております議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○主査（西田一君） ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑は会派ごとに持ち時間の範囲内で議題に関する事項とし、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質疑はありませんか。早かったんで、じゃ、中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君）おはようございます。まずは私から、資料の16ページにありますミッション３の、誰一人取り残さない学びと、先進的な学びを進めるの中から、３つの事業で概要等をお聞かせください。

いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業、これ新規事業になっていますが、この事業どういうことをやっていくのかという内容と、それから、括弧の中に国委託事業って書いてあるんですが、国の委託事業の内容と、各市町村にいつからこのモデル事業が始まっているのかを教えてください。

次に、その下にあるネットいじめから子どもを守る事業、これも100万円なんですが、100万円の予算で何ができるのかなという感じがありますので、内容を教えてください。

３つ目、今のいじめのこととかも含めて、勉強会でも御質問させていただきましたが、新規事業の心理・福祉分野における教職員向け研修プログラム事業、とても大切なことだと思うんですが、これも200万円の予算で具体的にどのようなことを年間かけてやっていくのか。この３点についてお聞かせください。

○主査（西田一君）生徒指導課長。

○生徒指導課長　御質問いただきました３点、続けてお答えいたしたいと思います。

まず、新規事業で立ち上げられておりますいじめのモデル構築事業になります。これは、国の委託事業になります。内容としましては、国が作成したいじめにフォーカスした動画教材を使って、それか提供を受けて、市内に設定したモデル校において実施学年や実施時期などを検証しながら、望ましい効果的な実践について検証を深めていくという事業になります。国の事業として予算概要の中に掲示されておりましたので、募集要項が出次第、手挙げをして申請をする予定でございました。３月に入りまして、国、文科省に問合せをしたところ、実は来年度の国の予算事業から削除されるということが分かりました。国のテキストあっての事業でございましたので、国のテキストの提供がないということで、この取組が非常に難しいという状況があります。さらに国に問い合わせたところ、時期としてはいつになるか分からないんだけれども、作ったテキストについては何らかの形で公開するということでしたので、来年度につきましてはこれまで行ってきました道徳であるとか特別活動を通じて、また、子どもつながりプログラム等、これまで本市が行ってきました取組を継続しつつ、教材の提供があった時点でそれを効果的に組み込むというところを市独自で展開していくという予定になっております。これが１点目でございます。

続いて、ネットいじめから子どもを守る事業についてということでございます。これは、今年度からの継続事業ということになります。今年度は、ネットトラブルから自分を、仲間を守るためのルールづくりというのを、各中学校区でミーティングをしてルールづくりに取り組んでいただきました。各中学校区で取り組んだルールを集約しまして、北九州市版ということで、子供たちが考えたルールづくりを今ポスターにして作成しておるところでございます。年度末

には、各学校、公共施設、駅、あとは協力いただける事業者に掲示をお願いして、子供たちの、子供たちのための子供たちによるルールを掲示していただく。そして、数多くの大人の方たちの目に触れていただくということになります。その続きとして、来年度につきましては、北九州市教育財団、あとはＰＴＡ協議会の協力を得まして、８月になりますが、ネットいじめ防止フォーラムを開催する予定になっております。計画の詳細につきましては現在調整中ではございますが、今年度つくりました子供たちの決意表明、それを受けて大人としてどう動くか、何ができるかということを考えていただいて、子供と大人が自分事としてネットトラブルという一つの社会問題を捉えて解決する､そういった機運を高めるための開催費用と考えております。２点目でございます。

最後、３点目です。心理・福祉分野における研修の国の委託事業になりますが、これも国の委託事業になります。これは、背景としましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが各学校に配置、派遣されておりますけれども、その有効的な使い方というのが全国的に課題となっております。その課題をクリアにするために、まずは学校の先生方が少し専門的な、適切な接続、アセスメント等の知識を得るための研修を受講して、学校と子供たちとスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを適切につなぐ役割を担う先生を育てようというものでございます。これも国からのテキストの提供を受けまして、各自治体で研修を展開するというものでございます。この事業につきましては３月に入りまして募集要項が来ましたので、現在、計画書を作成し、申請の手続を進めておるところでございます。採択されましたら、来年度４月から各学校の担当となる先生に対して研修を実施し、適切に有効にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが活用できるというようなところにつなげていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君）もしかして私、聞き逃したかもしれませんが、１番目のいじめ防止の国の委託事業、来年度の動きは分かったんですが、このモデル事業自体は以前からやられている、何年度から始まっているんですかってお聞きしたと思うんですが。

○主査（西田一君）生徒指導課長。

○生徒指導課長　これは国の委託事業で、来年度新規に立ち上がる事業という予定であったものでございます。以上でございます。

○主査（西田一君）中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君）新規なんですね。ごめんなさい。例えば熊本市とかも先行してこういうモデル事業をやっているというお話を聞いたので、今年度スタートじゃなく、もともとあった事業なのかなと思ってお聞きしました。すいません。今年度の新規ということで、でも、国が採択されていないということでよろしいですね。はい。

御説明ありがとうございました。教育の中で、いじめの問題とか心理的に、不登校の問題と

か、それから発達障害の子、今からうちの会派の各委員が御質問すると思いますけど、とても重要な、根底にある、教育、勉強を教えるということのもとにというか、ちゃんと勉強できる環境というか、をそれぞれの子供たちが持っておくというのはとても大事だと思いますので、予算額は少ないですけど、ぜひ頑張ってください。以上です。

○主査（西田一君） 小宮けい子委員。

○委員（小宮けい子君） じゃ、私から３点お伺いします。

まず１点目は、小中一貫校整備検討事業、中高一貫教育ということはずっと進めてこられているので、それをさらに推進ということで、どういう部分を推進されていくのか。また、今後の小中一貫校の整備についての計画を聞かせてください。

２つ目は、説明いただいた中には入っていないんですけど、部活動振興事業経費というのが、昨年度は約3,900万円あったものが今年度の予算では1,700万円と半減している、その理由をお聞かせください。

３点目が、特別支援学級の新設の計画について教えてください。特別支援学級や、普通学級に在籍している児童生徒の支援の必要な子供たちをサポートする学習支援員や学習支援講師の配置の人数について、今年度と比較して教えてください。以上３点、お願いします。

○主査（西田一君） 学校計画担当課長。

○学校計画担当課長 小中一貫校整備検討事業の内容について御説明いたします。

まず、小中一貫教育ですけれども、本市、これまで様々な取組を進めてまいりました。平成21年から調査研究事業を開始しまして、令和４年にはモデル校区を設定しまして、また、令和７年４月からは八幡東区の２中学校区を北九州市初の北九州市型小中一貫教育校に指定しておるところでございます。小中一貫教育を進める中で、やはり中学校へ上がる際の不安感が解消したりだとか、それから、子供たちにとっては自己肯定感が高まったり、学習意欲が高まったり、ひいては学力が向上したりと、そういった様々な成果が見られております。また、他都市の様々な状況、事例等も踏まえますと、小中一貫教育というのは非常に効果的だと考えておりますので、この小中一貫校整備検討事業、これは、これまで本市が続けてきた小中一貫教育の取組をさらに推進していくために、より効果的な在り方を検討していくためのものでございまして、有識者の意見や、それから先進地等の事例を踏まえながら今後検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君） 部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長 部活動振興費の減額の理由についてお答えしたいと思います。

部活動振興事業の拡充という項目の予算につきましては、今、学校部活動に配置している部活動指導員、今年度まではこれの人件費を含めた事業費となっておりました。令和８年度、来年度の予算からは、部活動指導員の人件費につきましては職員給ということで、人件費を除いた形での令和８年度の予算となっております。ですから、人件費を除いた分だけ減額になって

いるということではありますけれども、部活動指導員の任用の人数に関しましては、令和７年度と同程度の人数を令和８年度も配置していく予定でございます。以上です。

○主査（西田一君）特別支援教育課長。

○特別支援教育課長　特別支援学級の新設及び特別支援教育に係る介助員や学習支援員の配置人数についてお答えいたします。

まず、特別支援学級の新設に当たっては、就学相談を申し込まれる際の就学相談の申込用紙に新設を希望なさるかどうかということについて保護者が記入されたものを受け、丁寧な就学相談を行い、全市的な就学相談を終えた後に、新設の希望がどの校区にどの学校にどれほど上がっているかということを精査して、全市的な設置の状況を鑑みて検討することとなっております。新設については来年度も引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。現在、どの学校に設置するかということについては、いまだ就学相談の保護者との対話が済んでいない状況もありますので、現時点でどの学校に、何校ということをお伝えすることはできませんが、毎年、必要に応じて設置していく予定に変わりはございません。

また、来年度の介助員、また学習支援員については、現時点で、令和７年11月１日現在の手元にある数字では、介助員は22名、21校に22名の介助員が配置されております。また、学習支援員については、67校に67名の学習支援員が配置されており、これについても関係課と協議を重ねながら随時増やしていきたいと考えているところでございますが、一般市民の方に公募をかけて、そして採用しているという状況上、予算どおりに配置がかなうということではなく、しっかりと採用試験を経て、応募してくださった方を適切に配置していきたいと考えているところでございます。以上です。

○主査（西田一君）教職員課長。

○教職員課長　特別支援学級に関わる講師ということで、特別支援学級補助講師について御説明いたします。

今、特別支援教育課長から話がありました特別支援学級学習支援員と併せまして、今年度より特別支援学級の補助講師を学習支援員に振り替えるというところを行っております。今年度との比較、来年度の予定ですけれども、今年度が特別支援学級補助講師が40名、今ありました特別支援学級学習支援員が67名、合わせて107名、現在配置しております。来年度、令和８年度ですけれども、特別支援学級補助講師は25名となります。それに伴いまして、学習支援員が87名、合計が112名で、合わせまして今年度よりも５名、学校に配置する人員は増えていく予定としております。以上です。

○主査（西田一君）小宮けい子委員。

○委員（小宮けい子君）まず、小中一貫校の整備検討事業について、小中一貫教育のさらなる推進というところで、今まで報告を受けていたところで、さらなるというところはどういうところを具体的に進めていかれるのか。今、全市で小中一貫教育というのは進められてきている

と思うので、そこのところを教えてください。

○主査（西田一君）学校計画担当課長。

○学校計画担当課長　お答えいたします。

現時点で学校施設を整備するという具体的な計画が決まっているわけではございませんが、ただ、実際に整備するとなりますと、施設整備の内容につきましても、新しい時代に対応した学校施設の在り方ですとか、それから、小中一貫教育の効果を最大限発揮するための学校施設といったのはどういったものなのか、そういったところを検討する必要がございます。例えば、施設配置の工夫によって異なる学年の子供たちが自然と交流をしたり連携したりできるようになるような施設の工夫ですとか、様々なそういった論点がございますので、施設の内容、教育の内容の部分について検討を進めていく必要があると考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）小宮けい子委員。

○委員（小宮けい子君）これから検討していくというための、この1,900万円という予算はそういうふうなものと捉えてよろしいでしょうか。で、１つですね、今、国で義務教育学校が福岡県の中にも設置されてきていますけど、北九州市としては北九州市型の小中一貫教育校という形で今進めてきていますけど、義務教育学校というような考えもおありなんでしょうか。

○主査（西田一君）学校計画担当課長。

○学校計画担当課長　義務教育学校、９年間を通じた組織として学校教育法１条に規定されている学校でございます。こちらにつきましては、校長先生１人で一体的な学校組織として運営されております。一方で、小中一貫校につきましては、小学校、中学校それぞれ別組織でありますけども、９年間を通じて連携した教育を行っていくというものでございます。全国的に様々な事例がございますので、そういったものも検討しながら、実際、施設を整備するに当たって、そのような具体的な内容について今後検討していく必要があると考えております。以上でございます。

○委員（小宮けい子君）分かりました。では次に、部活動振興事業経費ということで、今年度、予算が半減しているというのは、部活動指導員の給与分というのが他で支払われるということになったということ、分かりました。ぜひお願いしたいのが、今、部活動の地域展開ということで、第１土日がお休みになっている、そして来年度の９月からは第１と第３が休みになるという、そこに係ってくる子供たちで、その子供たちが学校部活動というものを十分に楽しみながら活動できる、そのためには、教員の働き方改革というのも一緒にした場合、ここの部活動指導員というもの、また外部講師という方の任用ということも非常に重要になってくると思うので、平日の今までと同じ部活というの、移行期だから、生徒たちが今までの部活に比べたらちょっと物足りなかったよと感じるものではいけないと思うので、そのあたりのところをどのように考えていらっしゃるか教えてください。

○主査（西田一君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　委員御指摘のように、子供たちがこれまでの部活動から物足りなさを感じるような地域展開になってはならないとは重々承知をしているところでございます。北九州市としては、平日学校部活動継続と言っていますので、平日の学校部活動につきましてはこれまでどおり部活動指導員、それと部活動の外部講師、この方々の力も借りながら学校部活動の充実には努めてまいりますとともに、休日の地域クラブ活動においても、これまで休日に学校部活動に従事していただいた部活動指導員や外部講師の方が今度は地域の指導者として地域クラブで指導いただけるような、そういったことについても、人材バンク等も含めて支援していきたいと考えております。いずれにしましても、本市が今考えている地域展開につきましては、持続可能で多様な選択肢がある環境、これを整備してまいりたいと強く思いながら進めているところでございます。以上です。

○主査（西田一君）小宮けい子委員。

○委員（小宮けい子君）ありがとうございます。教育指導要領が変わるときでも、移行期という子供たちというのは非常につらかったねというような、残念だったねというような思いをすることが多いと思うので、ぜひ、今中学校に在校している子供たち、来年度は第１と第３になっていく、また、その次は全土日なくなっていく、その中で平日というところ、地域展開に向けても非常に努力されていると思いますが、現在の子供たちに対してもしっかりと検討して、子供たちが満足できる部活動ということをよろしくお願いいたします。

３点目です。特別支援学級の新設の計画と学習指導員や学習補助講師のことをお伺いしたのは、中学校において特別支援学級、情緒の子供たちというのは教科を学ばなければならないということもあり、情緒学級だけでは難しい部分が出てくるので、普通学級の中にいる子供たちが多いのではないか、学ぶ機会がそこのことが多いのではないかと思います。その普通学級の中で教科を学んでいるときに、特別なニーズの要る子供たちの特性をしっかりと把握した学習支援員の数を今年度増やしていくというふうな計画になっている部分で、支援の必要な子供たちが普通学級の中で学ぶときの支援というところにつけるような形というのもしっかり検討していただきたいと思います。特別支援学級の中も人数が多ければ人員が欲しいという部分もあると思いますけど、中学校からのお話を聞いた中に、授業を一緒に受ける、やはりいろいろな特性があるから、その中で落ち着いてできなくなるという情緒障害を持った子供の学習権と、それから一緒に学習している子供たちの学習権、両方が守られなければならないと思います。だから、そのためにも、障害を持っている子供たちが普通学級で学ぶときに、今回増やしていこうとされている学習支援員の配置というところをしっかりと、学校側と、また保護者の方とのお話合いの中で充実させていただきたいと思います。以上です。

○主査（西田一君）ほかありますか。山田委員。

○委員（山田大輔君）お世話になります。山田です。私からは５点ほどお願いします。

１つ目が、14ページにあります被災地学び支援派遣等枠組みのＤ－ＥＳＴの関係なんですけ

ど､これについて､300万円でどのような取組もしくは準備をされるかがあれば教えてください。

２つ目は、今年度導入されました特別支援学校のＥＶバスの話なんですけど、ＥＶモーターズ・ジャパンの件がありまして、今のところどういうお考えがあるのか、この運営に対して来年度どういうふうに考えているか。もしくは、もし動かないってなった場合、それの補填をする準備ができているのかどうなのかを教えてください。

３つ目は、部活動のことについてなんですけど、今、担当課長が一生懸命お答えいただいたんですが、私自身は、これ人事の話なんですけど、人数が足りていないと思っています。来年度から第１、第３になって、再来年度から全部土日がなくなると今小宮委員言いましたけれども、どんどんどんどん事業が進んでいく中で人数を増やしていくのかどうなのか、そのあたりのお考えを教えてください。

○主査（西田一君）山田委員、人数を増やすというのは何の人数ですか。教職員ですか。

○委員（山田大輔君）教育委員会の職員の人数ですね。今、課長、係長いらっしゃいますけれども､教育長は教育委員会全体で話ししていますという話を本会議でもおっしゃられましたが、実際、実働する人間が僕は必要だと思っていますので、そのあたりの人数を教えてください。

あと２つ。もう一つ、学校の先生方及び事務員の方々が正規の方と会計年度任用職員の方がいらっしゃると思うんですけど、どのような研修をしているのか、これざっくりで結構です。それについて、どのようなお金のかけ方、回数の持ち方、これは学校の先生方と事務員さんでまた違うと思うんですけど、先生方に対しての学びに対しての研修であったりとか、事務員さんであれば会計関係、お金の関係の適正な管理の仕方のものだとかというのを、あれば教えてください。

最後に、これも採用関係にはなるんですけど、人数の問題です。今回、教育委員会で持っている人件費の中で教員の先生方、教諭、講師いらっしゃると思います。市全体で教育委員会で持っている人数が何人なのか。教諭、講師の人数が何人なのか。事務員の中で正規と会計年度任用職員が何人なのか。そのほかの、スクールソーシャルワーカーだとかスクール・サポート・スタッフだとかっていると思うんですけど､どの程度の人数を抱えているのか教えてください。ごめんなさい、５点お願いします。

○主査（西田一君）生徒指導課長。

○生徒指導課長　お尋ねの５つの御質問のうち、１点目であります被災地学び支援派遣等枠組み、Ｄ－ＥＳＴ構築事業についてお答えいたします。

これも国の委託事業ということになります。これにつきましては募集要項がありまして、計画書を提出して採択済みですので、４月から取り組むということになります。お尋ねの予算270万円でということになりますが、このＤ－ＥＳＴといいますのは、簡単に言いますと、ＤＭＡＴ、被災地に緊急の医療チームが派遣されるものの教員版ということになります。全国で災害が発生したときに、国や自治体の要請を受けて、本市の研修を積んだ教員を校種、教科の希望

に応じて派遣するというものになります。270万円の使い道ということでございますけれども、まずは希望する教員を募りまして研修を行います。実際に行ったところで、被災した子供たちの心理状態はどうなのか、その心のケアに関する研修でありましたりとか、あとは、実際に被災地の運営に携わることもございますので、被災地の運営に関する、そういった研修を受ける認定研修のための費用というものが一点と、あともう一点は、認定されたメンバーにつきましては、先進的に行っております兵庫県であるとか、あと東北地方ですね、岩手県であるとか、こういったＤ－ＥＳＴを設置して取り組んでいるところがございますので、そこに派遣研修というような形で、認定された先生方を派遣して実際のノウハウを肌で感じていただくというような費用に充てるという予定でございます。以上でございます。

○主査（西田一君）学事課長。

○学事課長　２点目のＥＶバスの件についてお答えいたします。

今年度、特別支援学校に導入いたしましたＥＶバスですが、これは九州電力の持ち物でありまして、九州電力からリースを受けているような形になっています。もしバスが動かなくなった場合は、九州電力で御対応をということになっております。

次に、細かく、動かなくなったときなんですけど、バスが買えない場合は代車も御用意させていただいておりまして、代車で運行してくださいと。ただし、九州電力に対してはその分の契約金額から減額させてもらいますというような契約になっておりますので、パンク等でバスが動かないときは代車を運行というような形になっています。以上です。

○主査（西田一君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　部活動地域展開に係る人数が少ないのではという御質問にお答えさせていただきます。

まずは、部活動地域展開の取組について、我々が今頑張っていることを高く評価していただいているとともに、人数が少ないのではないかというお心遣いいただいていることに感謝申し上げます。

現状のお話をさせていただきますと、地域展開の専従ということで私、課長と係長、それと生徒指導課の中にも生徒指導課係長、または会計年度任用職員、事務職員も含めまして、地域展開に関わる職員多数います。あわせて、局全体で様々な課を横断的にまたがりながら、こちらもいろいろな取組についてのお願いをしながら、教育委員会を挙げて取り組んでいるところでございます。また、今年度にはコーディネーターということで元校長先生２名を配置して、さらに取組を推進しているところでございます。来年度につきましては、この取組を継続するとともに、コーディネーターを１名増員する予定にしております。あわせて、局全体でプロジェクトチームの立ち上げを予定しておりまして、引き続き教育委員会全体で、子供たちの持続可能で多様な選択肢ができる環境の整備に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○主査（西田一君）教育センター所長。

○教育センター所長　研修の実施状況につきまして御答弁いたします。

教育センターでは、教職員の資質向上のために、時代の変化や学校現場の課題に即した研修を体系的に実施するとともに、研修が効果的なものになるよう、実施内容ですとか実施方法を改善していっております。具体的には、教育センター主催の研修、全200研修御用意しておりまして、教職員が自身のニーズに応じて主体的に選択できるようにしております。また、事務職員に関しても各年次で研修が行われるようにしております。さらに、管理職向けのマネジメント研修、保護者対応研修など、新たなニーズに対応する研修も新設しております。今後も、質の高い教職員の育成に向けて、効果の高い研修の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）総務課長。

○総務課長　人件費のお問合せございましたので、事務局とか総務課で所管しています予算に関わる部分のお答えをさせていただきたいと思います。

まず、正規職員については、教育長も含めまして396名分の職員給与費を積んでいるところでございます。プラス、会計年度任用職員、各課に配置しております事務補助的な職員ですとか、あと、先ほど部活動指導員を職員費に回したという御説明があったかと思いますけども、今年度、法律とかに規定をされています、例えば特別支援学級の補助講師ですとかスクールカウンセラーとか、そういったものについては、今まで事業費、個別の事業を上げてしていたものを職員費に移したりしておりますので、そういったもろもろの会計年度を含めまして今1,070名、予算を確保しているところでございます。中には、学校支援のための講師ですとか特別支援教育の学習支援員、あと医療的ケア児の総合支援ですとかスクールカウンセラーとか、そういったものでございます。あと、これに入っていない、事業費で行っています学校図書館の職員ですとかもろもろあるんですけども、すいません、それについては集約ができておりませんので、お答えが難しいかなと思っております。申し訳ありません。以上です。

○主査（西田一君）教職員課長。

○教職員課長　２点ですね。１点目が学校事務職員の研修について、もう一点、補足です。現在、学校事務職員につきましては、市内に４つ、共同学校事務室というのがございます。その中で、学校事務職員が会計事務についてテーマを持って研修する機会を自主的に設けているという研修もございます。

続きましてもう一点、教職員の正規任用と講師の人数についてです。令和７年度５月１日現在の人数です。正規職員につきましては、校長、教頭等含めて教諭、養護教諭、栄養教諭、学校事務職員まで含めまして正規が4,816名、産育休の代替とか定数欠の講師なんですけれども、講師が783名、合わせて教職員5,599名となっております。以上です。

○主査（西田一君）生徒指導課長。

○生徒指導課長　スクールカウンセラーの配置人数ということでお答えしたいと思います。

今年度は69名を会計年度任用職員として任用し、各学校に配置しております。以上でございます。

○主査（西田一君）学校支援担当課長。

○学校支援担当課長　スクールソーシャルワーカーの本年度の配置について御説明いたします。

本年度は全部で21名、そのうち正規職員が２名、会計年度職員が19名の配置でございます。以上でございます。

○主査（西田一君）山田委員。

○委員（山田大輔君）ありがとうございました。まず、Ｄ－ＥＳＴからお伺いしたいと思います。

Ｄ－ＥＳＴ、今年度からということではあったんですけれども、どれぐらいの人数を任命したいなというお考えがあれば教えてください。

○主査（西田一君）生徒指導課長。

○生徒指導課長　認定の人数になりますけれども、国の計画書申請における本市の指標としては、初年度の登録は100名と目標を立てております。ですが、Ｄ－ＥＳＴについては派遣する人数を集めるというだけではなくて、本市で行っております防災教育プログラム、単に先生方が教材を研究して授業するだけではなくて、先生実はこういうものに登録しているんだというような、先生方の強い意志を持って授業をすることによって、より深く子供たちにも自分事として伝わる、そういった効果も狙っておりますので、この人数については、最終的な目標は全職員が参加していただけるというようなところが私たちの目標でございます。以上でございます。

○主査（西田一君）山田委員。

○委員（山田大輔君）ありがとうございました。これうなずいていただくか首振ってもらうだけで結構なんですけど、この対象は、では教諭の先生が対象。ですね、はい。ありがとうございます。分かりました。進めていただきたいと思います。

ＥＶバスの件もありがとうございました。中身承知いたしましたので、運行と皆様の足に支障がないように対応していただければいいかなと思います。ぜひよろしくお願いします。

部活動の件もありがとうございました。これから進んでいくと思いますし、しっかり応援はしていきたいと思いますので、担当課長がお答えになったんでちょっとびっくりではあったんですけれども、ぜひ皆さんで支えて今後やっていただきたいなと思います。議会もいろいろ話進めていますので、ぜひとも御協力をお願いしたいと思います。

最後に、研修と人件費の関係なんですけれども、研修の在り方なんですけど、事務でちょっと聞きたいんですけど、共同学校事務室が４校とあったんですが、どこにあるんでしょうか。

○主査（西田一君）教職員課長。

○教職員課長　学校として４校に配置しておりますが、八幡西区の統括、小倉北区、門司区統

括、若松区、八幡東区、戸畑区の統括、小倉南区の統括ということで、それぞれ上津役中学校、高生中学校、思永中学校、守恒中学校の４校に共同学校事務室を設置しております。以上です。

○主査（西田一君）山田委員。

○委員（山田大輔君）ありがとうございました。そのあたりまた、時間もなくなってきたので、個別で聞いていきたいと思います。以上で終わります。

○主査（西田一君）教育次長。

○教育次長　簡単に補足を。部活動の地域展開に向けた人員体制というところを担当課長からお話し申し上げましたけれども、教育委員会としてもこれは非常に大きな、大事なテーマだと思っております。専任は今２人でございますが、教育委員会全体でしっかり考えていこう、教育委員会はラインだけでできない仕事が非常に多うございます。今から学力向上も取り組んでいきますし、読書活動のこともやっていきますけれども、部活動は非常に大きなテーマだと思っておりますので、子供たちにとって持続可能で多様な選択肢のある環境、そこに向けて局全体でしっかり取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○主査（西田一君）森本委員。

○委員（森本由美君）私からも数点お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、子供の読書推進というところで、一つは学校図書館ですね。中学校、新年度、学校の読書活動推進事業経費に２億907万円、小学校読書推進経費18万円、極端だなと思うんですけれども、どういうことをされるのか改めてお聞きしたいと思います。新規で、未来をひらく！わくわく学校図書館プロジェクト事業1,000万円、これの絡みで御説明お願いしたいと思います。

それを支える人材なんですが、司書教諭は担任も持っていて多忙で、私も某中学校でボランティアをしているんですが、昼休みでもなかなか顔を出すのが難しいと思っているので、実際の学校図書館の運営を担っているのは学校司書、私はそう読めますが、学校図書館職員ではないかなと思っています。週に３校から４校担当して、なかなか常駐ができないということで、私も増やすべきではないかと思います。学校の居場所というのの一つに図書室もあると思うので、そこのところ、本会議の質疑と答弁も改めて見たんですが、やはり必要ではないかなということでお伺いしたい。

それと、ちょっと本会議ではあまり、答弁ではありましたけれども、図書館職員コーディネーターですかね、学校図書館のコーディネーター１名、これは元校長ということで、学校図書館を巡回となっていますが、具体的にどういったことをサポートするのか詳しく聞きたいと思います。

それと、子ども図書館と学校図書館との関係ですね。子ども図書館が学校図書館支援の担当もしていると思うんですが、どのぐらいの予算をかけてどういったことをするのか、新年度ですね。今までしたことでも結構です、教えていただきたいと思います。

それと次に、水泳の授業で、私もこれ本会議でも申し上げたんですが、自校のプールが使用

できないときに近隣の学校、公営プール、民間プール、その中には大学も含むとなっておりますが、既に連携はされているということで、新年度、小・中11校ですかね、中学校１校が民間プールを活用。民間プールの活用というのは、近くて条件が整っていて、ほかの近隣校、公営プールとかがなければ選択肢の一つだと思っておりまして、ようやく民間プールを活用していただくということは喜んでおりますが、現場の声をお聞きしていますので、実際どういうふうにするのか詳しく教えていただければと思います。

もう一点が、発達障害のあるお子さん、中学生の高校進学、進路支援について現状と課題をお聞かせいただきたい。

それと、学校だけではなくて、多分、つばさとか発達障害支援センターとか福祉との連携もされていると思うんですが、そこがどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

それと最後に、健康診断を生徒児童されていると思うんですけれども、今スマホとか電子のものがたくさん、タブレットもあるということで、近視の方が増えているんではないかなと思うんですね。強度近視の方について、予防策というんですかね、何か対策をしているのかお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○主査（西田一君）次世代教育推進課長。

○次世代教育推進課長　読書に関する御質問を３つお受けいたしましたので、順番にお答えさせていただきたいと思います。

まず、最初にありました未来をひらく！わくわく学校図書館プロジェクトの内容についてでございますけれども、大きく、環境の充実ということときっかけづくりというものに関わっていきたいと思っております。まず、環境の充実というところでございますけれども、子供たち自身から、こういう学校図書館だったら行きたくなるなというふうなアイデアを学校で募っていただきまして、これを、どのような図書館にしたいのかということを募集をかけたいと思っております。今後、計画をして実施をしていこうと思っておりますけれども、その中から優れたアイデアに対して資金的な援助を与えて、充実を図り、計画を実行していただこうと思っているところです。あともう一つ、きっかけづくりというところでございますけれども、例えば読書で青空文庫のようなものもございますので、子供たちからすると自分で手に取るということは難しい内容のものもあるんですけれども、いわゆる名著と言われるものも多くあるかと思います。そのようなものを読書劇のような形で録音して、そのきっかけを与えて、子供たちに例えば給食の時間に耳で聞いてもらって、その続きを図書室にどうぞ行って読んでくださいというふうな形でいざなうことができればなと、今、計画を立てているところでございます。

続いて、２点目の学校図書館職員のことについてでございますけれども、学校図書館というのは校長が図書館長として計画を立てて遂行していくというものでございます。委員の御発言の中にもありましたけれども、学校司書を中心として計画の実行を進めていくというところでございますけれども、それを、実務的なところを学校図書館職員やブックヘルパーの方々がサ

ポートしていくというふうに理解をしております。その中で、学校司書だけではなくて、例えば図書委員会担当の職員というものもおりますので、その方々を中心に学級や学年で分担をして、できることからやっていっているというところでございます。したがいまして、学校図書館職員だけが図書館教育の推進を努めているということではございませんけれども、チームとして今後も進めていければと思っております。

最後に、図書館コーディネーターの用務でございますけれども、これは、先ほどもありました図書館長である学校長に対して、具体的にどのような取組を進めていけばよいのかとか、または他校の進めている内容などを紹介したりとか、または学校長としてのマネジメントにおける、例えば司書教諭だけに担わせていないでしょうかというふうなことを、組織としてどのように進めていけばよいのかというのを御経験を基に助言をしていただいているというところでございます。以上です。

○主査（西田一君）子ども図書館長。

○子ども図書館長　子ども図書館と学校との関係という御質問に対してお答えいたします。

子ども図書館には、学校における読書活動の充実や学校図書館の活性化を支援する学校図書館支援センターという機能がございます。具体的には、市立図書館、子ども図書館も含めた学校見学の受入れ、学校における読書活動や調べ学習を支援するため、学年別、テーマ別に図書を40冊選んで箱詰めしたものを１か月間貸し出す、学校向けの貸出図書セット等の実施、学校での読書活動の取組の子ども図書館等への展示・掲示、子ども司書養成講座の実施、学校で行われています読み聞かせボランティア等の紹介・派遣などを行ってきております。今後も学校図書館の活性化を支援する活動にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○主査（西田一君）学校教育課長。

○学校教育課長　民間の水泳施設についての利用の具体について御説明させていただきます。

本市では、先ほど委員のお話の中にもございましたように、自校の学校プールが使えない場合、学習時間の確保、それから移動時の安全性、それから経費などなど、そういったことを総合的に勘案して、まずは、自校プールを使えない場合、近隣校、公営プールなど、それから民間プール、そういったものの中から選定しております。そういった方針に沿いまして、来年度は中学校１校が民間プールを利用することとしております。その利用に関しましては、今ありました項目に沿って、まずは安全面を第一に、詳細な打合せをそういった施設とも行っていくようにしております。また、施設面が変わりますので、深さ、動線、それから確保する時間ですね、着替えの場所がどこなのかによっても、そういった綿密な打合せが必要だと考えております。今御説明したとおりですけれども、その詳細については今から進めていく予定にしております。いずれにしましても、安全で、そして子供たちが水泳学習をしっかりと行っていけるよう進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○主査（西田一君）特別支援教育課長。

○特別支援教育課長　自閉症・情緒障害特別支援学級、中学校における進路の状況、そしてその成果、課題についてお伝えしたいと思います。

まず、自閉症・情緒障害特別支援学級の令和６年度の進路の状況でございますが、特別支援学校への進学が2.9%、県立高校、これは定時制も含めますが、21.9%、私立高校への進学が42%、通信制の高校、これは公立、私立含んでの数となりますが27.5%、就職その他については5.7%となっており、私立高校への進学が40%を超えているという状況でございます。また、特別支援学校以外と考えますと、約90%を占める割合で一般の高校を選択なさっているという状況にございます。その中でも通信制の高校への進学は５年間で約２倍に増えているという状況を踏まえまして、特別支援教育課といたしましては、中学校で初めて特別支援学級担当となる教員に対しては年間を通じて指導主事が訪問し、日々の授業または進路指導に関して、行き先を決める指導ではなく、中学校卒業後の生き方をどう考えるのかという広い視点に立って日々の授業を行うよう、中学校の通常の学級の進路指導と並行する形でしっかり連携を取って指導ができるよう、指導、助言を行っているところでございます。

また、中学校と高校が、中高連絡会と申しまして、卒業生の高校での状況などを情報交換する会などもございますので、そういった場に指導主事も参加いたしまして、広く、高校での発達障害のある生徒たちの学校への適応状況であるとか、高校における日々の指導の状況を把握するように努めているところでございます。令和７年度も、現在、進路の状況について調査をかけているところでございますが、同様の傾向にあるのではないかと思われます。引き続き、適切な進路指導、また生き方指導になるように助言、指導を努めてまいります。以上です。

○主査（西田一君）学校保健課長。

○学校保健課長　児童生徒の近視の状況についてお答えしたいと思っております。

近年、小・中学生の近視の子供の割合というのは増えてきてございます。具体的に申し上げますと、小学校の約４割、中学生でいきますと約６割が1.0未満というような状況でございます。また、先ほど強度近視というお話ございましたが、0.3未満のお子さんにつきましても小学生で約２割、中学生で約３割というふうな状況にございます。近視の発生する要因でございますが、これは、一つには遺伝要因というものもございますが、もう１つは環境要因、先ほど委員から御指摘ございましたとおり、スマホ、タブレットとかの使用によるものも影響しておるところかなと考えておるところでございます。

こうした状況を踏まえまして、文部科学省も、各教育委員会に啓発資料の配付などを通しまして、視力低下の予防、それから健診結果を踏まえた受診勧奨、こういったところを促しているところでございます。北九州市におきましても、タブレット等を使ったときは、しっかり目から離してですとか、一定の時間使った場合には休憩を取りましょうというような、こういったところを指導しているところでございます。あわせまして、家庭にも啓発資料を配付いたしまして、家庭と連携した取組を進めているところでございます。以上でございます。

○主査（西田一君）特別支援教育課長。

○特別支援教育課長　答え漏れがありました。失礼いたしました。委員御指摘の福祉との連携ということでございますが、私自身が特別支援教育課長とともに保健福祉局の発達障害担当課長を兼務しておりますことから、日常的に保健福祉局障害福祉部の各課の課長と連携を取っているところでございます。先ほどの進路指導に関しては、基幹相談支援センターからの進路に関する直接受けている御相談内容について、特別支援学校の進路担当者や中学校の進路担当者が直接話を聞き、学校での対応を考えられるような研修を組むなど、日々、連携を取らせていただいております。具体的に、つばさとの連携に関しましては、つばさに御相談される御家庭が、教育委員会には話をそのまま伝えてほしくないと御要望されるような方もいらっしゃることから、それぞれの御家庭の状況に応じてケース・バイ・ケースで連携する、またはそれぞれの領域で取り組むなどしているところでございます。以上です。

○主査（西田一君）森本委員。

○委員（森本由美君）丁寧な御答弁ありがとうございます。まず、近視についてなんですが、子供のときの強度近視の場合に、年を取ってから緑内障になるという因果関係も言われているので、できるだけ強度近視にならないような形でぜひ、皆さん御存じないと思うので。やはり、視力はなるべく適正な視力というか、強度近視だと、自分もそうなので、いろいろ苦労をしているので、ケアというか、啓発とかを家庭を含めてお願いしたいと思います。

発達障害の子供たちの進路支援というのは、とてもよく仕組みもできていて、私も初めて聞いたこともあるんですけど、よくされているなと思いましたので、また当事者のお子さんとか御家庭の声などをお届けしたいと思います。

水泳授業も、まずは、初めて来年度民間プールを活用ということなんでしょうか。小倉南区の中学校の方からも、民間プールの活用ということを校長先生が切望されていたので、ぜひうまくいっていただきたいなと思いますので、またどういうふうになったのか詳しいことが分かったら教えていただきたいと思います。

それで、第２質問なんですが、もう時間がないので。学校図書館の分なんですが、司書教諭が忙しいということで、図書委員会の職員の方も担当を持っているのではないかと思うんですが、正規職員の方が学校図書館の運営に関わる時間というのはしっかり取ることができるように配慮をされているのかお聞きしたいと思います。１件。

○主査（西田一君）次世代教育推進課長。

○次世代教育推進課長　お答えさせていただきます。

まず、図書館コーディネーターでございますが……。

○主査（西田一君）ごめんなさい。お時間になりましたんで、また個別に御説明してあげてください。

ほかの会派ありますか。宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君）日本共産党の宇土浩一郎です。よろしくお願いいたします。３点質問いたします。

小・中学校の少人数学級問題について質問いたします。

小学校の１クラスの人数が30人から35人が27.8％、25人から30人が33.8％、20人から25人が23.9％、20人以下が18.8％です。平均して１クラス30人です。小学校の先生と話をする機会があり、状況を聞いたところ、30人でも大変だという話を聞きました。20人程度のクラスにしたら行き届いた教育ができるし、目が行き届くし、いじめや不登校もなくなっていくと思うという感想もいただきました。タブレット端末を導入したことによって大変になったという話も聞きました。行き届いた教育のためにも、１クラス20人程度を目指すことが求められています。こどもまんなかと掲げるならば、実行すべきです。答弁をお願いします。

そして、小学校１年生は幼稚園や保育園からの延長なので、先生も大変だという話も聞きました。そこで、小学校１、２年生の１クラスを20人以下学級にすべきです。答弁をお願いします。

中学校１年生は35人以下学級になっていますが、中学校２、３年生は40人以下学級です。２、３年生も35人以下学級にすべきです。答弁をお願いします。

次に、司書に伴う問題についてです。市は、学力向上を最重点に掲げ、ＡＩ学習アプリの導入や体験活動、読書推進、いわゆるエンタメ図書館など新しい取組を次々と打ち出していますが、その担い手である学校司書や図書館司書の多くは、毎年雇い止めの不安が付きまとう会計年度任用職員のままです。本や読書は子供の言葉の力や考える力の土台であり、司書はその専門職です。にもかかわらず短期雇用のままで、子供との信頼関係も学校ごとの積み重ねも育ちません。こどもまんなか教育を本気で進めるなら、建物や機械よりもまず、子供のそばにいる大人が安心して働き続けられる環境を整えることが必要です。教育の質は人で決まるという立場から、会計年度任用職員に頼り続ける教育行政を見直し、司書をはじめとする教育を支える専門職の安定した雇用と処遇改善に正面から取り組むことを強く求めます。

今回の教育予算では、給食費の負担軽減やエアコン整備など評価できる点もあります。しかし、学校や図書館で働く司書などの多くが毎年更新の会計年度任用職員です。子供を支える人が不安定なままで本当にこどもまんなか教育と言えるでしょうか。

ＡＩ学習アプリにはお金を使い、司書には毎年更新の会計年度任用職員という立場です。全学校に司書を置き、正社員で雇うべきです。答弁をお願いいたします。

次に、学校給食の自校方式についてです。本市は、公立学校給食の調理業務を直営でやっていた歴史もあり、特別支援学校では継続しています。北九州市では、給食調理業務の民間委託を開始し、2022年、異物混入事案が続き、委託業者が物価高もあって苦しい経営の下、慢性的に人が足りず、求人募集を出し続ける状況があります。米飯給食についても、昭和57年の開始以来、１食ごとに精米を金属製の容器に入れて炊飯し、１人前ずつ提供する一食食缶方式を採

用しています。日々、大量の炊飯と運送が行われ、御飯が腐っていたという痛恨の事態も生じています。繰り返し起こる給食への異物混入などの問題について、女子栄養大学の石田裕美教授は、衛生管理の知識や技術を守ろうとする態度は一定のトレーニング、教育をしないとできるものではないと言っています。民間委託では教育に時間をかけることができず、即戦力として仕事をお願いしたときに気づかず、不用意に事故をやってしまうと指摘しています。

私は、パン屋を経営していました。経験から学んだことは、やはり衛生面でした。異物の混入やトマトのへたにある菌、キュウリのいぼについてある菌の除去など、かなり神経を使いました。自校方式に戻せば、腐った御飯や衛生面も確保できるのではないでしょうか。兵庫県宝塚市では、民間委託導入時に異物混入問題が発生。安全管理と命を育むという食育方針から、自校炊飯、調理に戻しました。そこには政治の決断、議会の決定がありました。民間委託の課題が全国各地、この北九州市でも浮き彫りになっています。昨年９月議会で我が党の永井議員が、学校給食は食育であり、教育であるかという質問をし、教育長は、給食は食育だという認識は同じ、質にこだわっていると明確に答弁しています。

令和４年７月14日に思永中学校に納品された教職員用米飯が腐っていた原因は何ですか、答弁をお願いします。

民間委託にした理由、メリットは何かありますか、答弁を求めます。以上です。お願いします。

○主査（西田一君）教職員課長。

○教職員課長　一番最初、少人数学級の推進、それと小学校１年生を20人以下学級に、それと３点目の中学校２年生、３年生の35人以下学級の推進という３点について御説明させていただきます。

まず、少人数学級につきましては、私も担任の経験から、効果として、きめ細やかな指導であったり、子供たちと触れ合う時間が増えたり、あと採点とかノートの見取り、そういった事務的な負担軽減というところはすごく考えられると思っております。ただ、少人数学級は何人ぐらいがいいかというところに関しましてはいろいろ課題がございまして、今、国でも今年度末までに少人数学級の効果検証を行うと言われておりますが、現時点でまだその辺の国からの効果検証というところは示されておりません。

そういった中、今、本市におきましては、中学校１年生までにつきましては35人以下学級、それと２年生、３年生につきましても学校の裁量で35人以下学級を選択できるようにしております。これも国からの加配を活用したものとなっておりますが、現時点で法改正がなく、国からの定数措置がない中、独自に行っていくというところに関しましては、現在、教員不足等もありまして人材確保、あと施設、そういったような観点からもすぐに進めるということは難しいと考えております。ただ、手をこまねいているわけではなくて、教職員の配置充実につきましては、北九州市単独であったり指定都市教育委員会協議会等を通じて、国には継続して要望

を行っているところです。

小学校１年生に関しましては、確かに入学期、すごく配慮が必要な時期がございます。現在も国からの加配、学校には加配の定数何人か担任以外にもいらっしゃいますので、そういった方が４月、５月と通じて、小学校１年生については教室に入って一緒に学習支援、給食指導等、掃除指導等行っている状況がございますので、そこは継続して小１プロブレムが起こらないようにはしていきたいと思っております。中学校２年生、３年生につきましても、中学校は教科担任制であることから、学級数を増やした場合に学校に１人先生を、教科の人数分増やしていくという必要があります。先ほども申しました人材確保という面でも少し課題があると思っているところです。

いずれにしましても、国が次年度より中学校においても35人以下学級を進めていくという方向性を示されておりますので、そういった定数改善に合わせて、本市としても着実に少人数学級については進めてまいりたいと思っております。以上です。

○主査（西田一君）教育振興担当課長。

○教育振興担当課長　今、１学級の人数という御質問がございましたが、それに関連いたしまして、１学級の人数を削減する目的といたしましては、子供たちをきめ細やかに見取っていくということと、また、教員の負担軽減といったところがあろうかと思います。そういったところをしっかりと学校の中でも取り組んでいくために、学校の中では専科指導や持ち合い授業といった取組を行っております。専科指導は、担任外の教員が学年あるいは複数学年の一定教科の授業を担当するといった体制、また、持ち合い授業では、学級担任がお互いの合意に基づいて、それぞれの学級で１つ以上の教科等の授業を交換して行うといった取組でございます。これによりまして、児童生徒の側面からは、複数の目による多面的な児童理解が進むこと、また、情報共有による教職員間の連携が強化されること。学習指導においては、複数学級での授業実施による指導力や授業力の向上、また、小中連携によるスムーズな移行。業務改善の側面からも、複数の教員でのきめ細やかな組織的な指導が可能になること。また、子供の側の視点からも、質の高い教育が受けられることなどの利点がございます。こういった点をしっかりと活用しながら、今後も充実した指導ができるように取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）学校保健課長。

○学校保健課長　２点お尋ねがございました。給食調理を自校方式に戻してはというようなお話と、あともう一点は、米飯の、過去に腐敗事案があったがというような御質問だったかと思います。

まず、１点目の自校方式に戻してはという部分でございますけれども、私ども、各調理拠点におきましてきちんと調理業務が行われているかという履行確認を日々、管理職それから栄養教諭を通じて行っております。また、児童等に関するアンケートなどを通じて毎年度適正に検

証、確認を行っているところでございまして、そういった観点でおおむね適正、順調に調理業務が行われているというところから、これを直営に戻すというところは現在のところ考えていないところでございます。

また、もともと調理業務の委託業者さんを選定するに当たりましてはプロポーザルという形で行わせていただいておりまして、その中で人員体制ですとか管理体制、それから衛生管理についてきちんと御提案をいただいて、そこで確認を取った上で選定をさせていただいているというところでもございます。また、御提案いただいた内容がしっかり履行できているかというところにつきましては、巡回での確認であったりですとか、先ほど申し上げました毎日の履行管理の中でしっかり確認しているところでございます。

２点目の、米飯の腐敗事案がというようなお話でございます。当時、原因を確認しましたところ、一食食缶で炊き上げたものを各学校に搬送しているという状況でございます。その搬送する際に、保温箱というものに詰め込んで搬送いたします。その際の、児童生徒数によって搬送するボックスの中に少し隙間ができるケースがあります。例えば10個入るボックスであれば、端数の関係で５個しかなくて、残り５個分ほどの箇所が空いているよというようなケースがございました。そこの空間が空いたことによって温度が適正に保たれず、そういった事案が起きたというようなことを聞いております。

その改善策として、小型の搬送缶を用意いたしまして、隙間なく運べるような形を取らせていただいております。その結果、それ以降こういった腐敗事案というのは起きてございませんので、そういった対応を取らせていただいているというところを御承知おきいただければと思います。以上でございます。

○主査（西田一君）次世代教育推進課長。

○次世代教育推進課長　学校図書館職員の処遇についてのお尋ねがありましたので、御回答させていただきます。

現在、学校図書館職員は会計年度任用職員として採用させていただいているところでございますけれども、司書の資格であったり学校司書の資格、それから教員免許の取得の方、そして、そういう資格はないんですけれどもブックヘルパー等々で実務経験のおありの方という、かなり幅広い方々を今採用させていただいているところでございます。その様々な御経験を活用していただいて、学校図書館職員の方々には専門的な知見を活用して推進をしていただいているところでございます。学校図書館の運営は、学校長が図書館長としてしっかり計画を立てて、司書教諭や図書委員会担当の職員を中心に運営を進めているというところでございます。また、今回新たに進めようと思っております未来をひらく！わくわく学校図書館プロジェクト等々も活用しまして、子供たちの意見も反映しながら、自分たちで学校図書館というものをつくり上げて、チームとして運営をしていきたいと思っております。したがいまして、既存の体制を最大限に活用しながら今後も充実を図っていきたいと思っております。以上です。

○主査（西田一君）中央図書館運営企画課長。

○運営企画課長　図書館の司書の件についてお答えいたします。

中央図書館、子ども図書館には正規と会計年度任用職員の司書がございますけども、正規、会計年度任用職員にかかわらず、適材適所で専門的知識を有する司書が関わることで図書館の役割を果たせていると考えております。また、市の会計年度任用職員の賃金につきましては、司書資格保有者の職務内容や困難度などを勘案した設定がなされております。さらに、図書館サービスの提供に当たりましては、必要な専門研修に参加させるなど、能力の向上に努めているところでございます。今後も継続してサービスの質が保てるよう、図書館運営に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君）ありがとうございました。小学校の少人数学級ですね。全ては難しいかもしれないんですけど、一遍に少人数学級は無理なのであれば、まずは小学校１、２年生からでも20人以下学級にすべきだと思います。そして、コロナウイルスの感染症なども起こりましたし、また起こる可能性も十分ありますので、少人数学級を喫緊の課題でよろしくお願いしたいと思います。

そして、司書の問題ですが、子供が読書をするのは思考力、言語能力、感情表現を育む脳のトレーニングとしてとても重要です。司書を雇い、読書の楽しさを子供に教えていくのも必要だと私は強く思います。

そして最後に、学校給食のことですけど、もっと教育予算を上げて、本市が責任を持って子供たちに給食を提供するため、教育予算を上げ、民間委託をやめ、給食調理を市の直営に戻し、衛生面にも力を入れて、米飯給食も自校炊飯に戻すべきだと強く求めて、私の質問を終わります。以上です。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）私からは、大きく６点質問させていただきます。

まず初めに、小中一貫校の整備検討事業に1,900万円です。新しい時代の学びの実現ということなんですが、具体的にはどういうことかということを教えてください。

今、モデル校をしていろんな整備の方向性が出ているかなと思うんですけども、先生の負担増とか、そういったものについて、大きな課題がないかということを教えてください。

それからもう一つは、これまでに学校規模適正化ということで再配置、統廃合の問題とかあったかと思うんですけど、それと小中一貫校との関わり方というか、今後の計画というか、そういった考え方を教えてください。

次に、地域クラブの参加費の助成として600万円です。これは議会でも多くの議員が取り上げていました。保護者負担ということで、今回は交通費のみの補助ということなんですが、実際に経済的な格差によってクラブができる、できないということになってはいけないと思うんで

すけど、クラブの参加費についてどう考えているか教えてください。

次に、いじめの未然防止のモデル構築推進事業です。これ200万円。先ほど質問がありましたけれども、その中で、これは国の委託事業ということで、今回取り下げられたということなんですが、なぜそれが取り下げられたかというのは国に尋ねたかどうかということと、今後これが、テキストなどが公開されたらそれをと言われていましたけども、国としてはこの事業を今後やるかやらないかまでお聞きになったかどうか、その辺を教えてください。

それから次に、ネットいじめから子どもを守る事業として100万円出ています。令和７年度に策定しましたネットいじめから子どもを守る５箇条と出ていましたけど、これは、まだ今年度終わっていませんので、今からだとお聞きしています。子供たちにとってこれは大きな課題であり、親もまたこれに対して私たちも注視しているところですので、今後の方向性としてどのように考えているのかということです。同じように集合型のフォーラム開催をするとか、ミーティングをやるとかということですが、その辺の詳しいことを教えてください。

次に、教職員の人材確保ということです。先日から新聞にも多く載っていますが、教員不足、これが大きく増えて、福岡県でも30％を超えている。そして、教職員の残業、45時間残業の上限を超えているというのが小学校でも中学校でも問題になっているかなと思います。今、教職員の負担が大きい、その中でどういうふうにして人材を確保していくかということが大きな問題だと思います。その中で、未来を担う教職員人材確保プロジェクトに800万円ということです。奨学金の返済支援とかペーパーティーチャーの支援講座ということですが、これは何人ぐらいを対象にどういうようなことをやるのか教えてください。

それと、教職員の「コミュＡＧＥ↑」事業200万円。教員にとって精神的に負担が重いような事例が多いということで、これに対しての事業だということですが、これに対してもう少し詳しく教えてください。

それと最後に、議案第45号、教職員の給与に関する特別措置に関する条例の一部改正です。主務教諭の配置ということなんですが、具体的に主務教諭にどういう役割が増えるのかということ。そして、現場に配置することによって負担軽減になるのか、その点について教えてください。以上です。

○主査（西田一君） 学校計画担当課長。

○学校計画担当課長　小中一貫校整備検討事業を進めるに当たりまして、学校規模適正化との関わりについてお答えいたします。

小中一貫校整備検討事業を進めるに当たりまして、検討の入り口としましては、子供たちにとってふさわしい教育環境を整備して教育効果の向上を図る、そのためにはどのような学校が必要なのかと、これからの学校の姿を描いていこうというものでございます。ですので、学校規模適正化、これを主題としているものではございませんが、質の高い教育内容や活動空間などをより効果的、効率的に実現していくためには、やはり限りあるリソースというのがござい

ますので、そういったことを整理した上で最適化すると、ある程度集中していくといったような観点も考える必要はあるかと思います。学校規模適正化の目的としまして、児童生徒がある程度の規模の中で切さたく磨したり、協働的な活動や多様な考え方に触れると。そのようなスムーズに行える環境を整えるためには一定の学校の規模も重要な視点となってくると思いますので、こういったことも踏まえていく必要があると思います。今後、この取組を進めていく過程の中で、リソースの最適化ですとか持続可能性ですとか、そういった観点から学校規模の適正化についても議論を深めていく必要があると考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　地域クラブの会費についてという御質問について御答弁させていただきます。

本市が今認定を進めている地域クラブにつきましては、社会教育の一環に位置づけて、その会費については受益者負担でお願いをしているところでございます。地域クラブの認定につきましては、認定要件の中で、できるだけ低廉な額の会費を求めているところでございます。国も、また北九州市もアンケートを取った結果、保護者の声としては月額3,000円未満というのが非常に多かったところもございますので、現在、地域クラブには月額3,000円未満ということで求めているところでございます。地域クラブの状況によっては、月額で1,000円であったりとか１回500円であったりとか、低廉な額による地域クラブの運営をしていただいているところもございます。

しかしながら、委員御指摘のように、経済的な格差が体験格差につながってはならないということを強く承知しておりますので、経済的困窮世帯につきましては、御指摘のとおり、会費の一部を支援するという形で来年度予算にも計上しながら、検討を進めていきたいと思っております。これからも持続可能で多様な選択肢がある環境整備に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○主査（西田一君）生徒指導課長。

○生徒指導課長　お尋ねのうち、いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業とネットいじめから子どもを守る事業、この２点についてお答えいたします。

まず、１つ目のいじめ未然防止教育モデル構築推進事業の、国の委託事業だったんだけれども、国がどうして取り下げたか、その理由を把握しているかという御質問でございますけれども、それ以外のＤ－ＥＳＴであったりとか心理教育の福祉プログラムにつきましては、国から募集要項が届きまして応募し、採択されたり、また、募集の手続を行っているところでございます。この一点に関しましては国からの通知が全く来ませんでしたので、私どもから問い合わせたところ、国からの回答は、来年度の事業一覧から削除されたという回答のみでした。その理由についてというところの明確な説明は受けておりません。説明があったところにつきましては先ほどの答弁もさしあげたところでございますが、作ったテキストについては、時期は分

からないけれども、いずれ何らかの形で公開する予定であるというところがございましたので、私どもとしては公開され次第、提供を受けて取り組んでいくというところでございます。

次に、ネットいじめから子どもを守る事業の今後の方向性ということでございます。これも先ほど御答弁さしあげたところではございますけれども、今年度フォーラムを開きまして、子供たちの決意表明を受けて大人としてできることを考えます。今、プランとしましては、それを受けて、大人として子供たちをネットトラブルから守るための〇か条みたいなものをＰＴＡ協議会と連携の上、ポスターを作成したいと思っております。今年度出来上がったポスターの横に来年度出来上がるポスターを貼って、大人と子供、社会全体でこの問題に取り組んでいこうというような取組につなげていきたいと思っております。そのほかにも、ＰＴＡ協議会から協力を受けまして、ＰＴＡ協議会単体で今できることということで、私どもと打合せを重ねながら、８月のフォーラムで発表できる取組についても今検討を進めているところでございます。以上でございます。

〇主査（西田一君）次世代教育推進課長。

〇次世代教育推進課長　小中一貫教育においての課題はないのかというお尋ねに対して回答させていただきます。

小中一貫教育、義務教育９か年を貫いた教育課程等々を育成していくということで進めてきておりますけれども、共通の認識を持つというところが大切なところであるかと思います。例えば、小学校の先生と中学校の先生がどのような子供たちを育成していくのかということを基にして、どのような授業づくりをしていくのかということについての共通理解を図るということが非常に重要だと思っております。それに伴いまして、いかに効率よくこの情報共有を行っていくのかということが課題にもなるのかなと思っております。各学校での工夫といたしましては、年間計画に位置づけるということはもちろんではありますけれども、オンラインでの打合せを数回行うとかというふうな形で、できるところから効率よく打合せ等を行っていくと聞いております。以上です。

〇主査（西田一君）教職員課長。

〇教職員課長　人材確保の中の奨学金返還支援事業、それと最後の主務教諭についてお答えいたします。

まず、人材確保の奨学金返還事業ですけれども、令和５年度より、フレッシュティーチャー奨学金返還支援事業として、教員不足の解消及び優秀な教員の獲得というところを目的に、新規採用職員の大学在学中の借入れの奨学金の一部返還の補助というものを始めております。これは、最大１人当たり19万8,000円の補助を行うというものであります。本年度の末、令和７年度末が初めての補助の交付になりますが、21名に現在交付する予定となっております。これにつきましては、令和５年実施の採用試験において48名の応募がございましたので、その中から、市外の方が13名含まれております。なので、奨学金返還支援事業について、本市の採用試験を

受ける一つの動機になったのではないかと考えております。

続きまして、主務教諭についてです。まず、主務教諭の役割として、若手教員の支援や学校内外との連絡調整などを行う役割と国は示しております。現在も学校には、学校の方針や課題に応じて対応する教科の主任、例えば体育主任とか、あと特別支援教育のコーディネーターとか小中連携推進の教員とか、そういった様々な分掌というものがございますが、主務教諭につきましてはそういった今ある役割を担っていただくことを想定しております。なので、新しく主務教諭になったからといって役割とか業務が付加されるものではないと考えております。また、そうすることで学校がより組織として対応することができ、先生たちも１人で困ったことを抱え込まないようになるというような効果も期待されて、それが一つ負担軽減につながるのではないかと考えております。以上です。

○主査（西田一君）教育センター所長。

○教育センター所長　コミュＡＧＥ、そして人材確保について御説明いたします。

コミュＡＧＥ、こちらは教職員向けの研修になります。これがどのような研修なのか御説明いたします。

コミュＡＧＥは令和７年度から実施しております研修で、保護者対応について、特に若い先生方が関係構築の知識ですとかスキル、これを習得できるように、要するにコミュニケーション能力を上げるということでコミュＡＧＥとつけさせていただいています、それで設定したものでございます。本研修については、学校現場以外の外部人材を講師といたしまして、個々の先生方が自身のこれまでの経験値以上の知識、スキルを身につけられるものでございます。令和８年度につきましては、内容をリニューアルいたしまして、若い先生の初歩的な対応だけでなく、管理職として法律的な視点も踏まえて適切に対応するという研修も設定しております。教職員個々の経験だけに頼らない、アップデートされた対応ができるようにしてまいりたいと考えております。

続きまして、人材確保について、大学生へのアプローチについて御説明させていただきます。

大学生に教職員の魅力を伝える取組をしております。優秀な人材確保に向けまして、大学生に教職の魅力を伝え、興味を持ってもらうために、教育委員会として次のような取組を行っております。こちらが教職員課との連携した取組になります。そのうち１つを御紹介させていただきますと、ｋｉｔａＱみらい塾というのがございます。こちらは、教職を目指す大学生を対象に、大学生のニーズに応じた出前講座を実施しております。授業づくりなど実践的な学びですとか本市のサポート体制、こちらを直接紹介しまして入職前の不安を軽減することで、教職への期待感ですとか安心感、こちらを醸成してまいりたいと考えております。今後も大学等と連携しながら、安定的な人材確保に全力で取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○主査（西田一君）条例の答弁あったっけ。いい。じゃ、高橋委員。

○委員（高橋都君）質問が多かったので、時間がないかもしれませんけど、順次質問させていただきます。

小中一貫校のことなんですけれども、今幾つか学校をモデル校ということで実際には行っているかなと思いますけども、近接校の場合はできることもあるかなと思うんですけど、ちょっと離れているところ、同じ校区であっても、そういったときに先生の負担が増えるんじゃないかなということも考えるんですけれども、小学校の先生が中学校まで部活を見ないといけないことになるのかなとか、そういったことも声が入ってきたりもしているもんですから、小学校の先生と中学校の先生と資格が違うかなと思うんですけど、その辺のことはどうなんでしょうか。

○主査（西田一君）教職員課長。

○教職員課長　現在、小中一貫モデル校区等の教員につきましては、全員ではないんですけれども、小学校、中学校兼務、それと免許も、小学校、中学校、なるべくどちらも取得している教員を配置するようにはしております。負担感というところですけれども、そこは各学校長と連携して、例えば中学校の教員が小学校に行って授業を行う場合でも計画的に調整を行い、負担感はないような無理のない計画を立てて現在行っているところです。以上です。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）現場の先生から、そういった負担がないという声なんでしょうか。先生からの声は聞いているんでしょうか。

○主査（西田一君）教職員課長。

○教職員課長　すいません、特に負担に思っているというような現場の声は上がっておりません。以上です。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）反対に、小中一貫校になってよかったという声はどうでしょうか。

○主査（西田一君）次世代教育推進課長。

○次世代教育推進課長　学校からは、９か年を見越して、同じ校区の子供たちを小・中一体になって教育をしていくということは有意義であるというふうな声を聞いております。特に、各教科の系統性を見通した授業づくりというものについては大変有効であるというふうなお声を聞いております。以上です。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）ありがとうございます。効果というか、いい部分もたくさんあるかなと思いますので、そういったところは進めていただきたいと思います。先生に対しての負担感が生まれるようなことにならないように、これは計画的に進めていただきたいと思います。

地域クラブですけど、先ほどクラブの会費の一部をと言われたんですけど、これは具体的にはどういうことでしょうか。

○主査（西田一君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　参加費の一部と申しますのは、全ての参加費ではなくて、今のところ３分の１の補助と考えているところでございます。以上です。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）ありがとうございます。３分の１、上限が3,000円ですかね、ということは1,000円。大きな金額になってくるのかなと思いますので、子供たちが平等に受けられるような状況にしていただきたいと思います。

あと、いじめの問題ですね。これも大事な問題なんですけど、国がなぜこれを取り下げたのかということが重要ではないかなと思います。せっかくテキストというか、これに向けて授業の計画とかされていたかと思うんですが、ぜひこのテキストを活用して授業に生かしていただきたいなと思います。

それとあと、教職員の人材確保、これも本当重要な問題なんですけども、教員になりたいという思いがあって、でも金銭的に大変だなとか、また、いろんな心の負担が多いなとか、目指す人たちにとって大きなハードルになってはいけないかなと思います。せっかく教員になりたいと思う人たち、そういう人たちにも支援が届くように、北九州市でもやっていただきたいと思います。48人応募ということで21人という、これはどういうふうにこの中から選んでいくんですかね。

○主査（西田一君）教職員課長。

○教職員課長　選定については、採用試験の点数の上位者から選定しております。以上です。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）成績だけで選ぶということですか。

○主査（西田一君）教職員課長。

○教職員課長　一応、そういったところで進めております。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）なるべくたくさんの方が応募していただくことと、間口を広く、そして適正に選任していただきたいなと思います。

それと、コミュＡＧＥなんですけれども、研修ということですが、これは実際には専門の窓口が要るんではないかと思うんですけど、その点についてどうお考えでしょうか。

○主査（西田一君）もう一回質問してもらいましょうか。高橋委員。

○委員（高橋都君）もう一回言いましょうか。ごめんなさい。コミュＡＧＥの事業でした。教師にとって精神的に負担が重くなるということで研修をするということだったんですけど、実際にいろんな先生方に心の負担が多いような事例が多いかなと思うんですね。そういったときに、専門の窓口というのをきちんとつくるということも考える必要があるかと思うんですけど、どうでしょうか。

○主査（西田一君）労務争訟担当課長。

○労務争訟担当課長　教職員の負担感、特にメンタルヘルスの関係におきましては、教職員の保健室、それから外部の相談窓口も設けておりますので、そちらを引き続き教職員の方々に周知いたしまして、そちらで相談いただくようにお願いをしてまいりたいと思います。以上です。

○主査（西田一君）時間になりました。ここでしばらく休憩します。再開は午後１時とします。

（休憩・再開）

○主査（西田一君）それでは、再開します。休憩前に引き続き、質疑を行います。質疑はありませんか。吉田委員。

○委員（吉田幸正君）短くですけども、よろしくお願いします。

まず、清涼飲料水収入879万円、これ自動販売機だろうと思うんですけども、何か特定の使い方をしていらっしゃいますか、教えてください。

それと、いじめ、とにかくいろんな方法をもって撲滅を目指すんですけども、今のいじめの認知件数と重大件数を教えてください。

それと、地域スポーツクラブへの移行の関係で、会費を一部補助する、これは先生に直接行くのか、それとも保護者に渡す、どういう渡し方になるのか教えてください。

それと、本、常任委員会でもやっていますけども、すごく期待している取組でありますし、関心も高いと思っています。どういう本を誰が選んで学校中に配置するのかということを教えてください。以上です。

○主査（西田一君）施設課長。

○施設課長　自販機の設置に伴います使用料で予算約800万円ほどの歳入を計上しております。これの使途でございますけども、特定の使途等はございません。何かの事業に特定財源として充当してとか、そういったものではなくて、単に歳入として上がってきているだけのものでございます。以上です。

○主査（西田一君）生徒指導課長。

○生徒指導課長　いじめの認知件数及びいじめの重大事態の発生件数についてお答えいたします。

令和６年度の問題行動等調査、国の調査の結果を基にお話をさせていただきます。令和６年度の本市の小、中、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は、合計で1,199件となっております。また、令和６年度に発生いたしましたいじめの重大事態の発生件数は４件となっております。以上でございます。

○主査（西田一君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　地域クラブの会費の助成、一部補助について、どのような渡し方かということについてお答えしたいと思います。

地域クラブにつきましては学校に設置されているものではありませんので、本来ならば地域

クラブから会費をというふうには考えるところなんですけれども、生活困窮世帯の子供たちを対象としていますので、個人情報の保護等のことも勘案して、保護者に直接渡るような形で今考えているところでございます。以上です。

○主査（西田一君）次世代教育推進課長。

○次世代教育推進課長　本を選ぶということについて回答させていただきます。

学校におきましては、毎年図書費というものが令達をされているんですけれども、各学校の所蔵の状況等を鑑みて、子供たちの意見も取り入れながら各学校で決めていただいているというところでございます。以上です。

○主査（西田一君）吉田委員。

○委員（吉田幸正君）まず、自販機ですよね。特に目的がないということなんですけども、実は今、物価高でジュースの値段も上がっていて、子供たち当然働いているわけじゃなくて、感覚的に、とにかく安く提供したいなと僕自身は思っています。それで、例えばこの800万円なりが電気代とかなんとか、管理費でどうしても必要ちゅうんであれば話は分かるんですけども、特にということでなければ、学校が利益を取るよりも生徒に返せないかと思いますけど、これについてはどう思われますか。

○主査（西田一君）施設課長。

○施設課長　自販機の設置に伴います経費は基本的に自販機業者が負担しておりますので、設置に伴う800万円ほど上がっているものはそのまま市の歳入として上がってきていると。財源としては、別の事業ではございますけども、保守点検等に充当しておりまして、ただ一方で、どういったルールで賃料を取っているかと申しますと、財政・変革局で、自販機を設置する場合は最低390円を条件として入札で賃料を定めるようになっております。なので、入札の結果、390円しか頂けないところもございますし、学校によってはそれ以上入札していただいているところもあります。学校によってまちまちでございますので、自販機、売値を少しでも下げてあげたいという、中学生がドリームサミットに提案されておりましたので、そういった意見は我々も承知しておりますが、あくまで市場で決まってくる値段ですので、できるだけ下げるにしても公平な仕組みを取らないとなかなか難しいのかなと思っております。まずは今、我々で各自販機業者に少しヒアリングをかけている状況でございまして、その状況も見てからどのような対応ができるか検討したいと考えております。以上です。

○主査（西田一君）吉田委員。

○委員（吉田幸正君）例えば、競輪場なんかにも自販機って置いているんですけど、とにかくそこは利益を取る必要がないということで100円から120円で販売をしているんですよね。それで、子供たちからの意見、よく気づいていただけたというか、中学校２年生が集まって行うドリームサミットで、ジュースの値段を下げてくれませんかという陳情があったんですよね。それについては今後みたいな話だったと思うんですけど、子供たちの重要な視点というか意見で

はありましたので、学校が特に財源として意識している話ではないようですので、下げられる方向についてよくよく検討してほしいと思います。そして、もしそれが下がったとすれば、それは子供たち自身が世の中を変えたというか、一つの大きな成果にもなるんだろうと思いますので、そのことも踏まえていい議論をして進めてほしいなと思います。これはそれで結構です。

それと、いじめ、私ら議員のところにもこういう案件がありますよというのはあって、本当に現場の方々は物すごい苦労されていらっしゃって、僕が先生だったらどう解決したらいいかなと悩むことばっかりで、簡単じゃないのはよく分かっているんですけども、とはいえ、これやっぱり下げていくということが大きな目標であると思いますので、今回はこの数字を聞かせていただきましたので、それがどう下がっていくかということについて我々も注視をしていきたいと思いますし、子供たち自身が下げる努力が必要なんだろうなと思いますんで、数字を聞かせていただきましてありがとうございました。

それと、地域クラブなんですけども、今、保護者の方に直接と学校外という言葉だったんですけども、菊地議員もこれやったところなんですけども、地域クラブで事案があったときの最終的な責任の所在というのはどこにあるんでしょうか。

○主査（西田一君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　責任の所在と申しますと、何かあったときに関しましては地域クラブで賠償保険等に入っていただきながら対応していただくという形になります。以上です。

○主査（西田一君）吉田委員。

○委員（吉田幸正君）ここが一つの大きな議論であって、部活動がなくなって地域クラブに移行になって、いろんな事案があったときに、保護者の方からすると、学校にも関与してもらっています、市の補助みたいなのも入っていますから、責任の最終的な所在というのは僕は教育委員会が見るべきじゃないかと思います。あわせて、補助金も入って、僕が地域クラブの先生だったら、学校から部活代わりに受けたときに、ちゃんと会費を毎月納入してもらえるかどうかというのも多分不安だろうと思いますし、その方が補助受けているかどうかというのは我々にも分からないし、そこは教育委員会がもう少し入っていくべきだと思いますけど、一番問題なのは会費、お金のことなんかもあると思いますけども、監査みたいなこともする予定は全くないですか。

○主査（西田一君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　地域クラブの立ち上げ認定の際の要件としまして、まずは代表の方を必ず１名置いてくださいということとともに、地域クラブの運営主体の中に監査役、監事の方を必ず置いてくださいということで、この２名を必ずということを要件としております。ですので、地域クラブの中での収支等の監査につきましては地域クラブの中に設置した監事の方にお願いをするということで、もちろん外部から、こういった会計処理に対してどうかといったものが教育委員会にお問合せがありましたら、そこはどういった状況かというのを把握し

ながら、場合によってはその地域クラブに指導等も行っていきたいとは考えております。以上です。

○主査（西田一君）吉田委員。

○委員（吉田幸正君）地域クラブのことは我々も勉強を始めようと思っているところですけども、これは全部学校の外でのことですから学校は関係ありませんと。例えば、そこで、密室であることもあるでしょうし、セクハラ、パワハラ、いろんな事案があると思いますけど、それは教育委員会としては責任はありません、また、補助金は出しますけど、お金をちゃんと適切に運用しているかどうかも皆さんの中の監査で結構ですと、問題が起こったときには指導なりしますというのであれば、ちょっと僕は踏み込み方として甘いというか弱いと思っているんですよね。問題が起こる可能性というのは皆さんのほうが詳しいと思いますけども、それを現場に任せ切っているというのはどうかと思うんですけども、責任の所在がないというのは今後も変更の議論のない決定事項になっていますか。

○主査（西田一君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　100％地域に丸投げということではなく、１かゼロかというようなものではありませんので、地域クラブの運営については教育委員会もしっかり、どのような形で運営しているかという実態を把握しながら、委員御指摘いただいた点で、100％関与とか全く関与しないということではなくて、どういったところで教育委員会が、どのような関与の程度が考えられるかというのを考えていきたいと思っておりますし、例えばですけども、地域クラブの中で起きた、子供同士のいじめのようなことがございましたら、いじめの法律にもあるように、関係のある子供たちについては学校も含めて多くの方々の目で見守りながら、子供たちが不利益なことにならないような形で教育委員会もしっかり関与、グリップしていきたいとは考えています。以上です。

○主査（西田一君）吉田委員。

○委員（吉田幸正君）これについてはこれぐらいにしますけど、行政ですから、書面とルール、規定が大事なんだろうと思うんですよね。例えば、私の子供が何々クラブに通っていて、どうもお金の流れが正常じゃないと感じた。あるいは、たたかれた、触られた、嫌な思いをした。教育委員会に電話をした。これ私ども関係ありませんからと言われるんであれば、これは大変間違いな事態だろうと思っています。ですから、保護者の方々へも、学校の部活が民間に移ったことに対する不安というか懸念があるんだろうと思いますので、それについてはきちんとペーパーを示して、責任の所在のあるなしを明確にして、何か不安なこと、不満なことがあったら教育委員会のこの課に電話してきてくださいとやるべきだろうと思います。

それと、お金についても、払っている、払っていない、あるいは金額の大小ちゅうのはいろいろありますし、お金が正しく使われたかどうかというのは、ミリミリやる必要はないと思いますけど、適切かどうかの監査は必要なんじゃないかなと思います。町内会も皆さん監査して

いらっしゃる場面はあるでしょうから。ですから、これはまだ今から変わっていく場面もあると思いますので、いい議論が今後広がるように、何よりも子供のスポーツ環境、文化活動がいい状況になるようにと、一緒に知恵を絞らせていただきたいなということにさせてください。

それと、本なんですけど、本をどう選ぶかというストーリーが物すごく大事だと思っていて、この間、常任委員会で言いましたけど、ここには脱暗記力と書いていますけど、僕、人生って発想と記憶力が全てだと思っていますので、言いましたように、ポケットモンスターの図鑑があれば、子供たちの海馬というか記憶力というのは飛躍的に伸びる年齢がありますので、小さいときにはとにかく記憶力を伸ばすためにこういう本を提供してほしいと思っています。あるいは、何年生で英語が始まりましたから英語の本を読んでほしいと思います。あるいは、今でいうとＷＢＣ見ていますからグローバルってどういうことだろうから始まって、今日は東日本大震災が起こった日ですから安全・安心のこと、それからもう一個思ったのは、今戦争やっていますんで、こういう機会を捉えてやりましょうというのを、各学校にお任せするのもいいと思うんですけど、優秀、有能な司書の方々いらっしゃるんで、このタイミングにはこういう本を図書室から引っ張ってきて並べてほしいよと。あるいは、この年齢になったらこういう本で興味を示してほしいというのを、自由度は学校にあっていいと思うんですけど、きちんと北九州ルールとして定めて、やってほしいと思います。北九州市として、この時期、このタイミング、何かのときにやりましょうよという仕組み自体はありますか。

○主査（西田一君）次世代教育推進課長。

○次世代教育推進課長　ルールというものに関してのお尋ねでございますけれども、子ども読書の日であるとか北九州市の独自で制定をしている読書の日に関して、このような取組をしてくださいということについては学校にも通知をさせていただいております。その中で、取組の工夫例として、例えばブックトークを行うであるとかというようなことの紹介はさせていただいております。あわせて、季節に応じたものであるとか、または本市独自でいわゆるブックリストというものを策定しておりまして、これは授業で関連の出てくる書籍をまとめているものを作成しているんですけれども、これを学校のそれぞれの所蔵している本ときちんとリンクしているかということを見直していって、各授業の中で、例えば作者、何か題材を扱ったときに、ほかの関連する書籍はないですかとかというものをリクエストして、教室や廊下に置いておいて子供の目に触れるような形を取っているということでございます。このような取組は全市でまた広めていきたいと思っております。以上です。

○主査（西田一君）吉田委員。

○委員（吉田幸正君）今度、本を頑張りましょうという、いい取組が始まりますんで、そのいい成果として、例えば、我々議員ですから、議員が北九州市に視察に行きましたと。北九州市ではこんな取組をして本の貸出数が伸びましたよと。何やったんですかというと、実は戦争が始まったときに戦争の本読ませて、英語が始まった頃にそうしましたみたいな、誇れる事業に

してほしいと思います。本屋へ行きますと、今度、戦争が始まるとガソリンが上がるみたいな経済の話まで、本屋さんって興味があるものを常に棚に並べ替えるんだろうと思うんですよね。あの感じが多分子供たちに刺さるんだろうと思っていますので、我々も応援していますので、いいプログラムになるように、よろしくお願いしたいと思います。私からは以上です。

○主査（西田一君）中村義雄委員。

○委員（中村義雄君）菊地議員と吉田委員の今の関連ですけど、菊地議員も吉田委員も言っている論点は恐らく、部活動が今度変わったときに、学校教育なのかそうでないのかというところを取っている話じゃないかなと思うんですよね。今、ネットで調べたら、学習指導要領では部活動は学校教育の一環と記されていますということですから、ネットなんで違ったら言ってくださいね、学校指導要領では部活動は教育の一環と記されているんだろうと思うんですけど、今度民間に任せるときに、学校教育の一環という考えがまず変わるのか変わらないのかという論点だと思うんですよ。一義的に、おっしゃるように、民間の団体が対処するべき、それはもちろん議論がない話なんだけど、民間で対処できない範囲というのは必ずあるはずですよね。保険に入ったって、保険では賠償されない範囲だってあるし、吉田委員が披露されたような様々なトラブルで民間では解決できないものがあるから、そこの部分を教育委員会というか市が持つべきやないかというのが菊地議員が言っている論点で、学校教育の一環であれば、最終的にはそこまで教育委員会が見るべきじゃないかというのが今回の議論の論点だと思うんですけど、まず、今度民間に変わったときに学校教育の一環というのが変わるんですか、変わらないんですか。普通の民間のクラブと一緒の扱いなのか、同じように学校教育の一環なのかというところを教えてください。

それと、昨年度の予算との比較で、就学援助の小学校について、令和７年度予算５億4,000万円が令和８年度は２億1,000万円で60％減っているという資料があるんですけど、これについての御説明をお願いします。

それと、今回、新規でＡＩ型学習アプリ導入によるというのが中学校とか特別支援学校とかいろいろありますけど、教えてほしいのは、私も今ＡＩを使っていて、自分が市議会議長ですとか入れとったらそういうカスタマイズされた答えが来るんですけど、これを使うと、その子の分かる状況に合わせた指導をＡＩがしてくれるようなイメージなのか、それとも違うものなのかというのを教えてください。

最後に、医療的ケア児のインシュリン注射の対応の看護師配置というのの、インシュリンなんで、食前に打つときだけスポットで来て注射打って帰るのか、それともほかの見守りのようにずっと常駐して、看護師さんが食事のときはインシュリンを打つというイメージなのかというのを教えてください。

それと最後に、校外施設を活用した水泳学習授業の小学生のところで900万円が440万円ぐらいに51％減っているんですけど、これはどうしてなのか教えてください。以上です。

○主査（西田一君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　学校部活動におきましては、委員が御指摘いただいたように、学習指導要領上につきましては学校教育の一環ということで解説に表記されているんですけれども、現在地域展開で進めている地域クラブ活動につきましては社会教育の一環ということで取り扱っているところでございます。以上です。

○主査（西田一君）学事課長。

○学事課長　２点目の就学援助の小学校費の減額の分ですが、一番の要因は、小学校の学校給食費の保護者負担軽減に伴う給食費用が抑えられたことによる予算減となっております。以上でございます。

○主査（西田一君）指導企画課長。

○指導企画課長　ＡＩアプリの関係でお答えさせていただきます。

委員御指摘いただいたとおりでございますけれども、まさに個別最適な学習の実現というところに資するものだと考えておりまして、具体的には、ＡＩが児童生徒の正答ごとの状況等を踏まえて、次に出題する最適な問題を自動的に判断するという機能が実装されているというところでございます。ですので、例えば小学校６年生の児童が、得意な国語は次々応用問題に取り組むと。自分の強みを伸ばしていく一方で、苦手な算数は５年生の問題に戻るということで、もう一度基礎を固め直すとか、そういったことで先ほど申し上げたとおり、個々の理解度、習熟度等に応じた個別最適な学習の実現が可能と、そういうことになっております。以上でございます。

○主査（西田一君）特別支援教育課長。

○特別支援教育課長　インシュリン自己注射がまだできないお子さんに対しての訪問看護師等による支援の状況についてお伝えいたします。

令和８年度から実施しようとしているこの訪問看護師等による支援でございますが、委員御指摘のとおり、スポット的な活用ということで考えてございます。根拠としましては、文部科学省が出しております医療的ケア児の対応資料集の中で、１型糖尿病のお子さんの心身の健全な精神的な成長を妨げることがないよう、必要に応じてスポット的に関わることが望ましいというような一言がございまして、それに基づいてこのような配置にしようと考えているところでございます。ただ、血糖値の上昇、下降などによって体調の不具合が生じる可能性があることから、当課に所属しております看護師であります医療的ケア学校コーディネーターが学校に見守りとして巡回指導することとしております。以上です。

○主査（西田一君）学校教育課長。

○学校教育課長　水泳授業について、減額された理由について御説明さしあげます。

これにつきましては、思永中学校で水泳授業の集約化ということで、数校まとめて水泳の授業をしております。そのときのバス代を計上していたんですけれども、今回、内容は変わらな

いんですが、バス代分を思永中プールの指定事業の中に費用として組み込まれているということでございます。以上でございます。

○主査（西田一君）中村義雄委員。

○委員（中村義雄君）どうもありがとうございました。最初の部活動の話の学校教育から社会教育に変わったというのは、学習指導要領が変わったという理解でいいんですかね。

○主査（西田一君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　学習指導要領の中では、学校部活動は学校教育の一環であるというところにつきましては現行の学習指導要領にも書かれていますし、報道でありますように、次期学習指導要領もその表記が残るのではということで今、国の検討会議が行われているところでございますが、現在進めている地域展開の地域クラブ活動につきましては、地域展開に係る国のガイドラインの中で社会教育の一環として位置づけるということになっております。以上です。

○主査（西田一君）中村義雄委員。

○委員（中村義雄君）学習指導要領というのは国が出しているものではないんですか。国が今、ダブルバインドの状態になっているということですかね。

○主査（西田一君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　学習指導要領は国が出しているものです。国が出している学習指導要領の中で、現行の学習指導要領の中では学校部活動のことについては学校教育の一環であると表記はされていますが、地域クラブ活動については学習指導要領の中ではなくて国が出している地域展開のガイドラインの中で、地域クラブ活動は社会教育の一環として捉えるものと示されています。以上です。

○主査（西田一君）中村義雄委員。

○委員（中村義雄君）分かりました。整理は分かりましたけど、すごく聞いていて違和感がありますよね。もともと部活動じゃないですか。子供たちからの目的で今回の変更があったというよりは、どちらかというと先生方の働き方改革の中で変更していっていると私が理解しているんですね。違ったら訂正してください。その中で、そこの折り合い点としてそれを見つけたというだけであって、子供たちが守られるべきものが、保障されるものが低下していいという話ではないんじゃないかなと思うんですよね。あくまでも主役は子供であり保護者であるわけですから、そこを今回の変更に合わせて、たまたま担当している団体がよくなくて守られないことがあったとしたら、それは本来の考え方としてずれているんじゃないかなと。本来、部活動で学校教育として認められているものでもあるわけですし、さらに言うと、菊地議員も言っていましたけど、北九州市はこどもまんなかということを推進しているわけでしょ。であれば、今まで部活動で守られていた子供の権利とか活動の権利とか何か起こったときの補償とかを、民間だけで担保できない分て必ずあるわけですから、それは行政が担保するべきじゃないんか

なと思いますけど。国が、そういうものは民間ですよってはっきり全部切り分けているなら仕方ないんかなと思いますけど、今のお話聞いても、部活動って概念は学校教育ですよと言っている部分はあるわけですから、そこは自治体としてきちんと責任を持つということを考えるべきじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○主査（西田一君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　委員がおっしゃっていただいているように、子供たちの声や思いというのを最優先するという思いは全くもって同意をしているところでございます。私も教員なので、これまで学校部活動が持つ教育的な意義というのは大変すばらしいと感じています。現在この地域展開が進んでいく大きなテーマは、子供が少なくなっていく、少子化になっていく中で、これまで部活動が持っていた教育的な意義が失われることによる、学校部活動が喪失することの懸念によって、子供たちがこれまで活動できていた場がなくなってしまわないように、子供たちが少子化によって、スポーツ、文化芸術活動に継続的に親しむ機会が失われないように確保するということが地域展開の最大の目的でございます。

委員御指摘いただいたとおり、今、学校部活動の改革というのをやっているところなんですけども、この改革において行政としての関与であったりとか責任の在り方を明確にすべきというところの御指摘は大変重要な点であり、我々も重く受け止めているところでございます。ただ、全て関与する、全く関与しないというゼロ、１の議論ではなくて、地域クラブといったものが社会教育の一環として運営を地域クラブにお任せするというところもありながらも、一切地域に丸投げで教育委員会、行政は関わりませんということではなくて、北九州市としては認定制度を設けまして、教育委員会が決めた認定制度の中で運営をしていただきながら、また、そこの立ち上げであったり指導者に関することであったり、または議会の質問でもございましたけども、会費の徴収等の悩みであったりとか、そういったことに関しましては、教育委員会生徒指導課が窓口になりましてコーディネーターの配置をしながら、真摯に御相談に乗りながら、一緒に、どのような形で子供たちの活動機会を継続的に持続的に確保していけるかということを多くの大人で考えていくということが、この地域展開の最大の目的でございます。引き続き、重ねての言葉になるんですけども、持続可能で多様な選択肢のある環境、これを整備したいと強く思いながら進めているところでございます。以上です。

○主査（西田一君）教育相談・特別支援教育担当部長。

○教育相談・特別支援教育担当部長　私からも少し補足をさせていただきます。まず、部活動については学校教育の一環でございますが、部活動の地域展開を進める上で受皿となる地域クラブ、これは社会教育の一環でございます。北九州市でいけば、平日は引き続き部活動が残ります。これは教育の一環でございます。今、土日については地域展開を進めておりますが、その受皿となる地域クラブ、これは社会教育の一環となるということでございます。平日の部活動がいつなるかということにつきましてはまだ現在はっきりと申し上げることはできませんけ

れども、部活動として今まで学校教育の一環でやってきましたけれども、今後、受皿として地域クラブが土日を担うようになりましたときには、現在、北九州市では地域クラブを認定制度と、クラブを認定することによりまして、今までやってきたような部活動の時間であるとか、いじめ、それからハラスメント、こういったものについても指導者の講習会というものを設けまして、指導に当たってくださる方にきちんと講習、研修を行うとともに、地域クラブの認定につきましてもそうした組織､人がきちんとあるかということを認定の要件に求めております。これについて、うまくできていないということがありましたら、当然、市としても認定をした責任がございますので、きちんと関与をしていくつもりでございます。以上です。

○主査（西田一君） 中村義雄委員。

○委員（中村義雄君） 私が聞いているのは、田尾さんが最後に言った部分なんですよ。地域クラブでしたっけ、を別に否定もしていないし、任せていいんですよ。そこで責任が取り切れなくなった部分をどうするんですかというのを私は聞いているわけで、最後、田尾さんが言ったところが一つの答えではあると思うんですけどね。最終的には、地域クラブが持てんような問題が起こったときに、最後おっしゃったように、市が認定しているわけですからね。根拠はちょっと変わりましたけど、市が認定しているわけですから、最終責任は市が持つということでいいんですかという質問ですよ。

例えばね、分かりやすくしましょうか。クラブで死亡事故とか起こったりするじゃないですか。それで、クラブも保険には入っているだろうけど、そこで賠償できない部分とかも出てくるかもしれないじゃないですか。そうしたときに市は、これは地域クラブがやっているんですから市は知りませんて言うんですか。それとも、これは私たちも認定しているし、場所を学校も貸していて、もともと部活動なんだから、きちんと教育委員会が責任持ちますよと言うかという話を聞いているんですよ。菊地議員が言っていたのはそこなんですよ。そんなのが不明確の中で進めていいんですかという問いなんですよ。移行するわけでしょ。移行するんだったら、そこまできちんと詰めとかないといけないでしょという質問をしています。

○主査（西田一君） 部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　今の御質問に対して、実は地域クラブの認定要綱の中に、責任の所在は地域クラブの運営とは表記をしています。ただ、死亡事故が起きたときにもちゃんとそういったことの賠償に値する保険に加入することを求めているところでございますし、または学校の中で施設等の問題が起きたときのことに関しても、もちろん学校の施設に関しては何かしら教育委員会も関与していくところはあると思うんですけども、基本的には何か起こったときの責任というのは地域クラブにということで認定要綱には明記はしているところでございます。以上です。

○主査（西田一君） 中村義雄委員。

○委員（中村義雄君） 今の答弁はあれですか、今の地域クラブで約束していることで、何かあ

ったときは全部地域クラブが責任取れるということを言われたわけですかね。私はそうじゃない部分があると思っていて質問しているんですけど、皆さんが認定したところは、死亡事故も含めて何かトラブルがあったときは、全部認定したところは見れますよというお答えをしたってことですか。

○主査（西田一君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　先ほども申し上げたように、全く関与しないということではないんですけれども、地域クラブで起きたことに関しては、先ほど部長が申し上げたように市が認定をしているところでありますので、その認定した責任がございますので、指導者に何かあった場合等に関しましては、指導者の資格停止であったり地域クラブの認定取消しであったりというふうなことは市としては関与していくとは考えています。

○主査（西田一君）中村義雄委員。

○委員（中村義雄君）そんなのはある意味どうでもいいんですよ。どうでもいいって、いけんけど。僕が聞いているのは、被害に遭った子供たちとか保護者の分ですよ。何かあって指導者を処分したって、被害を受けている事実は、分かりやすい話で亡くなったとしたら、亡くなった事実は変わらないわけでしょ。処分されても仕方ないわけですよ。だから、そこに関しての補償というか、を市が責任持ってやりますよと。ただ、基本は地域クラブですよと言われるんなら全然、そうですか、頑張ってくださいでいいんだけど、そこの最後の、もう一回言うけど、地域クラブが100％全部責任持てますよって言い切れるんなら、言い切ってください。そうじゃなくて、地域クラブが責任持てない部分がありますよと、この部分はどうするのかちゅうことが僕の質問なんで。それは知らん顔しますよと言うのか、市が責任持ちますよと言うのかを聞いているわけですよ。それについて答えてください。

○主査（西田一君）教育相談・特別支援教育担当部長。

○教育相談・特別支援教育担当部長　先ほどからも課長からも御説明さしあげましたように、認定したクラブで何か起こったときには、それは認定したクラブが責任を持つということになっております。ただ、その先に責任を負えない部分がもし生じたとなれば、それはそのときには市が関与をして、どこまで市が責任を持てるかということですね。認定するに当たっては、そういうことが起きないように指導者の講習会をしたり､組織づくりについても相談に乗って、そういうことがまず起きないような組織づくりを私ども支援して立ち上げていただいておりますので､まずは起きないように認定という責任を市としては持っております｡そうはいっても､活動中に不幸にして事故とか起こることはないとは言い切れませんので、そうしたときに地域クラブが責任を取れるような保険に入るように、これもお願いをしてあります。ですから、基本的には起きないことではありますが、起きたときには保険で対応するというのが。その保険で賄えないような部分ですね、になりましたら、そのときにはまた市として、部活動の受皿として地域クラブ認定をしておりますので、そのときに市に責任が全くないということはないと

思っております。以上です。

○主査（西田一君）中村義雄委員。

○委員（中村義雄君）分かりました。

あとは西田委員に任せます。一歩踏み込んで言われたので、いいです。

○主査（西田一君）宮﨑委員。

○委員（宮﨑吉輝君）そしたら、私から３点聞きたいと思います。

今の部活動の追加で、現状は土日のみを地域移行ということですが、将来的に平日ももし地域移行になった場合は、学校教育としての部活動というのはなくなる将来が来るということでいいのかということを一つ教えてください。

それから、ＡＩ型学習アプリ導入による件です。先ほど、中村委員の答弁にありましたように、個別で生徒生徒の習熟度に合わせていろいろできるということで、メリットもあると思うんですが、ＡＩ型学習アプリ導入先行事例というのをネットで調べると、広島県の福山市とかは、デジタルからやっぱりペーパーだと。デジタルを導入してみたもののデメリットもあるぞというような形で、ペーパーに戻ったというような事例もあります。最近、私自身も、パソコンとかスマホを使うことによって漢字が出てこないんですよね。書こうと思ったときに書けないというのをすごく実感していて、やっぱり書くことって大事だ、特に子供たちにとって書くことは大事だというのは皆様方が我々よりももっとしっかり理解しておられると思いますので、ＡＩ型、デジタル化というのをどこまでやっていくのか。ここからはやっぱり書くことが大事だというところ、要するに紙ベースでの学習というのも絶対必要じゃないのかなと思うんですが、このＡＩ、どこまでというのを教えてください。

もう一つ、まだ今、教科書とかは紙ですよね。教科書も将来的には全部デジタルになっていく時代が来るのか。もう一つは、とはいえ、先ほどほかの委員も言われていたように、デジタルばかりに頼ることによって、例えば視力とか、そういう身体的なデメリットもあるのかなと思うんですが、その辺の見解を教えてください。

最後に、給食費の無償化ですね。県から32億円ぐらい来るんですかね。そもそものこの金額なんですが、生徒１人当たりの無償化の金額が幾らぐらいあって、それが何人分、１年間だからこれぐらいの金額という、何か根拠があるのかということを教えてください。以上です。

○主査（西田一君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　今後、国の方向性もそうなんですけども、平日に地域展開を行われた場合の部活動の位置づけについてお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、地域クラブ活動につきましては社会教育の一環と位置づけられていますので、平日に学校部活動が地域クラブに展開された場合には、中学校においては学校部活動がなくなるということの認識で間違いありません。以上です。

○主査（西田一君）教育情報化推進課長。

○教育情報化推進課長　デジタル、アナログのところですね、書くというところについてお答えいたします。

学習指導要領には、例えば筆記用具の違いによる筆圧とか、正しく一本一本線を引くとか、点画ですね、そういったものを指導することと書いております。今回のＡＩ型ドリルは、あくまで基礎知識の定着を狙ったもの、訓練的な書く技能とは別の観点で考えておりますので、当然ながら学校教育の中では、学習指導要領に示されている以上、点画とか線を引くとか筆記用具の違いによる筆圧の違いだとか、そういったところは引き続き行ってまいります。ＡＩ型ドリルも、実は手書き機能を入れたものをやろうと考えています。例えば、聖徳太子というのが問題に出たときに、最初、記述で書きます。それを間違えました。そしたら、次は選択肢の問題に変わります。この中から聖徳太子を選びます。これも間違えました。そうなったら、聖、徳、太、子がばらばらにカードになったものを聖徳太子って選ぶようなものになって、正解すれば最終的にはまた記述問題に戻るとか、そういったものを裏でＡＩが判断して出題していくというようなものを入れていきますので、書く訓練的な技能は授業の中でしっかりとやる。知識の定着に関してはＡＩ型ドリルを使っていくという形でやっていこうと思います。

先行した自治体で紙のテストに戻ったというところもありますが、使い方をきちんと学校に示して、どういうふうにどの場面でいつ使うのかというのを周知徹底していないと、最終的には、もともと先生方も紙でやっているのが当たり前で生きてきている、教育活動を行ってきているので、また紙に回帰するという形になりますので、そういった指針も含めてしっかりと学校には示していきたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）学校教育課長。

○学校教育課長　教科書が今からデジタルに替わっていくのかどうか、そういった方向性についてお答えいたします。

文部科学省では、今直ちにデジタルの教材に全て替わっていくという方向性は示されておりません。それぞれ紙と、それからデジタルのよさがあり、そういったことを生かしながら学習の教材としていくと示されております。あわせて、学びの保障、充実のためのデジタル教科書の実証事業というのがあっておりまして、そういった知見も含めて国も収集しているところでございます。メリット、デメリットでいうと、例えば、紙は今まで皆が、子供たちが使ってきたよさがあると思います。長文を一覧してふかんできるとか、それから、めくりながらいろんなものを関係づけていける、そういったよさがあると思います。ほかにもあるんですけれども、じゃ、今度はデジタルにしたらどんなよさがあるか。音声が出たり、実際のものが動画になって見えたり、理科でいいますと、実験のときの事象というのも視覚的に確かめられるということがあります。様々それぞれのメリット、デメリットを生かしながら、学習をしっかりと支えてまいりたいと思っております。

それから、先ほどのＡＩ型学習ドリルなんですけれども、先ほど情報化推進課長からもあり

ましたように、それぞれの場面によって使い方が非常に大切になってくると考えております。掛け算九九でいいますと、一度習って理解して、その後いつもそれがアウトプットできるかというと、子供たちによって、人によって様々タイミングも違うと思います。そういったところに一律でなく、どこまで学年を遡って学習できるか。そういったところも一人一人に応じた対応ができるというところも、一つ、ＡＩ型学習アプリのメリットだと私ども捉えております。そういったことを学校現場と共有してまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）学校保健課長。

○学校保健課長　給食費の保護者負担軽減事業につきまして、交付金の内容について御説明さしあげたいと思います。

先ほど委員がおっしゃられました32億円、これが今回の学校給食費の保護者負担軽減事業の総額でございます。国が今回交付金の対象としております公立小学校の負担軽減の交付金としては、このうち24億円になります。この内容でございますが、小学校の児童１人当たり月額5,200円という基準額が示されております。給食費は年間11回に分けて徴収しております。８月が夏休みというところがございまして、８月以外の11か月でございます。5,200円掛ける11か月分掛けることの対象児童ということになるんですが、対象児童につきましては、今回、具体的な名前を申し上げますと給食費負担軽減交付金という名前で来るんですけれども、この交付金の対象となります方のうち、既に生活保護の教育扶助で給食費を見てもらっている、いわゆる公費負担の方、ここがまず対象外となります。それともう一つは、特別支援学校に通われている方に対しまして就学奨励費という、こういう制度もございまして、これの対象になっている方もそちらで公費負担してくださいとなっておりますので、その２つの方々、公費負担の制度の方々は対象外となります。それから、その数字でいきますと、小学校、それから特別支援学校の小学部を合わせまして今児童数が約４万3,000人いるんですが､公費負担の方々を除きますと約４万2,000人､これが今回の交付金の対象の人数となります。この人数に先ほどの数字を全部掛け合わせますと、トータルで24億円ということになるというところでございます。１点目のその点については以上でございます。

それともう一つ、先ほどデジタル化による視力へのデメリットのお話ございました。先ほど視力の件でお答えいたしましたとおり、スマホ、それからこういったタブレットを使うという上では、やっぱり視力に対して影響があるというところは言われているところでございます。ただ、そこの部分につきましては使い方の問題がございまして、きちんと30センチ以上離して使いましょう、それから、30分以上使った場合にはしっかり休憩を取りましょう、この辺は取扱いの上でも児童生徒に周知して運用しているところでございます。以上でございます。

○主査（西田一君）宮﨑委員。

○委員（宮﨑吉輝君）ありがとうございました。部活動の件は、平日はまだ今のままでいくというのが北九州市の方針ですから、先ほど中村委員が言われたように、土日の部分の責任とい

うところはしっかりと議論をして、北九州市教育委員会の方針を出していただきたいなと思います。

それから、デジタル、ＡＩのアプリですね。おっしゃっていただいたように、書くこともしっかりとやっていく、アプリも使っていくと。ハイブリッドでということだと思います。ＡＩ学習アプリを使うことによって教員の負担軽減にもなるというような資料も拝見しております。教員の負担感というのは少しでも軽減していくということが大事だというのは認識としてありますので、そういった意味でもしっかりとハイブリッドでやっていくということをお願いしたいと思いますが、一方で、例えば、私もそうですが、デジタルに不慣れな教員とか、ハイブリッドによってより負担が増えるということもちょっとどうなのかなと思いますので、そこはしっかりと現場の教員の先生方の意見を聞きながら寄り添って対処して、新しいチャレンジですから、取り組んでいただきたいと。これも要望します。

それから、学校給食の分も詳しい御説明ありがとうございました。１つ追加でお尋ねしたいのは、例えば、今あったように小学校４万2,000人に１人5,200円の11か月分と聞きますが、いろいろな理由で給食を食べていないという子供さんもおられると思うんですよね。これは当然、来る部分のお金は食べる食べない関係なく４万2,000人ということだと思うんですが、食べていない子に対してはどのようにお考えなのか教えてください。

○主査（西田一君）学校保健課長。

○学校保健課長　非喫食者に関する部分でございます。これは５月１日現在の在籍者で予算の枠を取る形になりますので、数字としては４万2,000人の中に入っている形になります。ただ、これは当然、概算払いでもらうために４万2,000人で予算の枠を取るという話ですので、最終的に精算をするときにどのような取扱いになるかというところは、まだ国から最終的なところが出ておりませんので、そこは分かりませんけれども、予算の枠を取る上では入っております。非喫食者に関しましては、食べれていない子供たちに対して食材費相当分を支給するというような制度、こういったものを実施するかというところになるかと思うんですけれども、我々としてもこういった制度というのは必要ではないかなというところで検討を今しているところでございます。ただ、非喫食者への給付制度を実施するに当たりましては、その取扱いが自治体ごとにばらばらになってしまって大きく異なっているという形は望ましくないということから、国が今年度中に、支援対象者となり得る非喫食者の範囲に関する考え方、これを示す予定になっております。ですので、北九州市としては国の考え方を見させていただいた上で、他都市との均衡も図りながら支援制度の決定をしたいと考えているところでございます。以上でございます。

○主査（西田一君）宮﨑委員。

○委員（宮﨑吉輝君）以上で終わります。

○主査（西田一君）それでは、副主査に代わります。

（主査と副主査が交代）

○副主査（高橋都君）学校教育課長。

○学校教育課長　恐れ入ります。先ほどの中村義雄委員にお尋ねいただきました水泳の予算についての減額について１点訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

先ほど、思永中学校の集約化事業に当たって、バス代等の計上が他課に移ったというお話をしましたけれども、正確には、水深台といって上げ底をする、そういった台を動かしたり、そういった作業に係る内容を他課に予算化したということでございます。訂正しておわびさせていただきます。申し訳ございません。

○副主査（高橋都君）中村義雄委員。

○委員（中村義雄君）バス代は。今、バス代が移ったから減っているちゅう説明やったでしょ。バス代はどこに行ったんですか。

○副主査（高橋都君）学校教育課長。

○学校教育課長　バス代も他課にございます。バス代も計上しておりますけれども……。

○副主査（高橋都君）中村義雄委員。

○委員（中村義雄君）分かりました。大丈夫です。

○副主査（高橋都君）よろしいですか。じゃ、西田委員。

○委員（西田一君）私からも学校給食の無償化についてお尋ねします。本会議でも質疑をしたんですが、本会議の質疑で足りなかったことというか、追加で質問させていただきます。

本会議で、無償化の検討会についてどういった議論がなされたのかというところで、口頭では教育長から幾らかお答えがあったんですが、改めてここで、検討会、ＰＴで検討してきた内容を伺いたいと思います。

それと、体育館のエアコンですね。令和12年度までに整備を完了するということなんですが、単純に全体育館を大体５か年、５で割って、５年間かけてやっていくのかというところをお尋ねしたいと思います。あわせて、特別教室のエアコンについても今後の見通しを伺います。

それと、私からも、今るる部活動の地域展開について質疑がありまして、中村義雄委員もかなり掘り下げて聞いていただいたんですが、もう一度私から、地域移行ということで地域クラブにいずれは完全になるんでしょうが、地域で行っている、仮定の部分ですよね。平日に学校で部活動として行います。土日に今度は地域展開しますと。子供たちにとっては、あるいは保護者にとっても、要はこれ学校教育の部活なんですよね、幾ら地域クラブが社会教育といってもね。例えば、たまたま平日部活動中に何らかの、かしによる事故であるのか、そういう不測の事態ですね、アクシデントが起こったときと、土日の地域クラブ、これ社会教育活動ということでいいんですかね、いいと思うんだけど、じゃ、土日に起こったときにそれぞれ責任の所在が違うというのは、同様の事故が起こったときにですよ、これはあまりにも責任の所在として無責任じゃないかなと思うんだけど、もう一度そこに関してお伺いしたいと思います。以上

です。

○副主査（高橋都君）学校保健課長。

○学校保健課長　給食費の無償化の関係のＰＴによる検討の内容というところをお答えしたいと思っております。

給食費の無償化に向けて、令和７年４月に全庁横断的なプロジェクトチームを設置いたしまして、具体的に、内容的には財源負担の在り方、それから既存の給付制度との整合性、それから対象範囲、どこまでやれるのかというところ、それから実施時期などの制度の在り方について検討を進めてきたところでございます。これまでに計３回、４月のスタート、それから８月、それから制度が出た後の１月、この３回のプロジェクト会議を開催しております。

具体的な検討内容でございますけれども、まずは一つは国による検討状況、これをしっかり把握しておかないといけませんので、その検討状況をまず共有するということ、これはしっかりやらせていただいております。次に、やはり大切なのは、財源の課題というのは非常に大きゅうございますので、プロジェクトチームのメンバーにも財政・変革局が入ってございます。そこも踏まえた上で、例えば財源として、他都市で既に無償化をしているような都市もございますので、そういったところの事例を踏まえました、北九州市においてそういった事例の財源を見た上での活用の可能性ですとか、そういった財源の検討もさせていただいております。それから、国から制度概要が出てくるのが大変遅くなりましたが、それを待たずして、対象範囲別による試算、シミュレーションですね。例えば、こういう制度になったときに、ここまでやったときにはどのぐらいの需要額が必要なんだろうかというようなシミュレーションもしっかりさせていただきました。それともう一つは、持続的で恒久的な制度としなければなりませんので、その中の現状を踏まえた中では物価高という大きな課題がございますので、物価高が進む中での持続的な負担軽減の在り方、これについても議論させていただいております。そういった議論を踏まえた上で、最終的にこういった形ができるのかという複数の案を結論として導き出したところでございます。以上でございます。

○副主査（高橋都君）施設課長。

○施設課長　まず、体育館エアコンでございます。体育館エアコンは、令和８年度から令和12年度の５か年間で全校設置していく計画にしておりまして、令和８年度はパイロット校として現在設計を進めております３校のみの設置でございます。その後の４年間で毎年約50校ずつ整備を進めて、令和12年度で完成を目指しているという状況でございます。

次に、特別教室の空調でございます。特別教室は、まず、小学校、中学校とも図書室が完了しております。中学校は、音楽室、今年度は今美術室を進めておりまして、今年度で美術室までは終わる予定にしております。来年度は中学校の理科室をする予定にしております。小学校ですけども、先ほどの図書室に加えまして、現在順次、理科室の整備を進めているところでございまして、来年度で理科室が全校整備される予定でございます。その他の特別教室について

は、毎年度毎年度の予算で財政・変革局と相談して整備を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○副主査（高橋都君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　先ほどからありました、平日については学校部活動、休日については社会教育の一環である地域クラブ活動ということで、平日の学校部活動であった事故等につきましては、学校の管理下ということでスポーツ振興センター等の保険が適用され、いわゆる学校の管理下のものという位置づけになっています。また、休日の地域クラブ活動につきましては社会教育の一環ということで、何かあったときには、先ほどの部長からもありましたように、任意の保険に入っていただくことで対応していただくことになるんですけれども、先ほども申し上げたように、それを超える範囲で何かあった場合というところの対応につきましては、教育委員会が認定をしているというところの責任もございますので、そういったところも、先ほども様々な委員からも御意見いただいたとおり、責任の所在についてしっかりと考えていきたいと思っております。以上です。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）まず、学校給食の無償化についてお尋ねするんですが、検討会をされてきて、どういう検討がなされたのかなということで本会議でも質問しましたし、今も口頭で御説明いただいたんですが、どの時点でどういった検討がなされたのかというのを具体的にしかも正確に知りたいと思えば、やはり議事録というのが必要かなと思うんですが、そもそも議事録が出せない理由というのは何なんですか。

○副主査（高橋都君）学校保健課長。

○学校保健課長　議事録の件でございます。私ども、このＰＴ会議ですね、意思形成過程の会議に当たるというところで、意思形成過程の情報というのが公開になじまない、これは情報公開条例におきましても非開示となる情報でございますので、そこの部分につきまして、今、議事録につきまして全部の公開はできないんですけども、意思形成過程においての発言に関わる部分、この非開示部分というところを今しっかり特定させていただいているというふうなところでございます。以上でございます。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）すいません、何過程が非開示になるんですか。

○副主査（高橋都君）学校保健課長。

○学校保健課長　意思形成過程でございます。何らかの結論もしくは方向性を決めるために、それを忌たんのない意見をもって意思形成を図ってという、その過程の部分でございます。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）結果としては、財源も含めて、国の様子を、国がどういう状況であるかということを踏まえて無償化を決定する、要は国に沿ってやるということになったんですよね。

○副主査（高橋都君）学校保健課長。

○学校保健課長　当然、我々としても給食無償化、義務教育諸学校全体ができるのが一番いいと思っておりますので、そこの部分はＰＴの中でも、先ほどシミュレーションをしましたというお話がございましたけど、小学校だけとか中学校だけとか小・中全部とか、そういうところは小学校だけに限定せず、しっかり議論はさせていただいたところでございます。以上でございます。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）今、答弁の中で、義務小学校全体が無償化になるのが一番いいという答弁だったと思うんですが、違うよね。

○副主査（高橋都君）学校保健課長。

○学校保健課長　義務教育諸学校全体でございますので、小学校と申し上げていたのであれば訂正いたします。義務教育諸学校、これ小学校、中学校まで含めたところ、諸学校です。義務教育諸学校、これが小学校、中学校全部含めたところの話でございます。すいません。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）それで、先ほど宮﨑委員からもお尋ねがあったんですが、いろんな事情で給食を取ることができない子供たちに関してなんですが、そういった部分に関しても国の検討を待つという、消極的な態度というか方向性に結果としてなったわけですが、具体的に、給食を取ることができない、食べることができない、いろんなケースの子供がいるんですが、どういったケースの子供に関してそういった検討がなされたんですかね。

○副主査（高橋都君）学校保健課長。

○学校保健課長　ＰＴの中では、アレルギーとか不登校とか、細かいところの一つ一つまでの議論はしてございません。ただ、もともと国が無償化の議論を始めたときに、非喫食者の方々が公平性の観点から、給食費を無償としても、給食を食べていない方々に対してはその効果が及ばないというところは課題ですよねというところはあっておりましたので、そこについてはしっかり取扱いを決めていかないといけないというところは情報共有させていただいております。その上で、この内容、どういうところを対象にするかというところについては国の制度の中で整理がされるというところをまず待ちたいという、そういう共通認識でございました。以上でございます。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）だから、そこなんですよ。まさにそこで、昨年の２月定例会で我が会派の代表質疑に対して、できれば令和７年度から前倒しででも給食の無償化やろうよという呼びかけに対して、武内市長、予算調製権者である市長が、令和８年度の実施に向けて全庁横断的な検討会を立ち上げて検討するとおっしゃったんですよね。答弁書書いたのは多分教育委員会だと思うんで、このときに、答弁書の趣旨としては、国が令和８年度にやるからそれに合わせて

やりましょうという、あれ市長はそういう答弁だったんですかね。

○副主査（高橋都君）学校保健課長。

○学校保健課長　答弁の内容でございますけれども、実施時期、それから実施範囲、ここを含めてしっかりと検討していくというところでございますので、先ほどＰＴの中の議論としても申し上げましたとおり、対象範囲として義務教育諸学校全体、これができるのかできないのかというところをしっかり検討させていただいたというところでございます。以上でございます。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）今の答弁聞いて非常に残念だったのが、対象範囲の検討する中において、結局、小学校のみなのか、中学校のみなのか、義務教育諸学校全てなのかというところの検討しかしていないということなんですよね。違いますか。非喫食者については検討していないということですよね。

○副主査（高橋都君）学校保健課長。

○学校保健課長　非喫食者に対する支援制度自体をどうするか、例えばアレルギーだけなのかとか不登校の方をどうするのか、こういう細かいところまではやっておりません。ただそこの部分について、支援制度自体は構築しないといけないよねというふうなところの共通認識までは持っております。以上でございます。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）支援制度は公平性を考えたら当然検討すべきことであって、市として検討すべきであったのは、じゃ、食物アレルギーで喫食できていない児童生徒はどうなのかとか、不登校で喫食できていない児童生徒はどうなのかとか、私は具体的な非喫食児童生徒の事案について検討すべきであったと考えるんですよ。だから、そこが非常に残念なんですよね。

ちなみに、福岡市は令和７年度の２学期から、小学校、中学校、要は義務教育諸学校ですよね、特別支援学校もそうですから、を無償化やっていますし、食物アレルギーで喫食できていない児童生徒に関しても月単位で、それも喫食しなかった回数に応じてお金を、だからこれ補助というか、出しているんですよね。福岡市はそこまでやっているんですよね。これ僕、完璧な対応だと思います。ただ、不登校はまだできていないんです。できていない事由も、アレルギーに比べて不登校というのはそれこそ千差万別、ケース・バイ・ケース。極端な話、いるかどうか分かりません、これは人づてに聞いた話だけど、給食だけでも食べに行こうっていう子供もいれば、それこそ学校に一切行けずに給食ももちろん食べていないという児童生徒もいるわけですよ。そういった恩恵が及ばない児童生徒に対して何も検討していない、そのうち必要だよねぐらいの検討しかしていないということが僕は非常に残念なんですよ。教育要領ですかね、こどもまんなかという言葉入れているじゃないですか。一人も取り残さないって入れているじゃないですか。それなのに、それすら検討されていない。国を待てばいいよね。どこがこどもまんなかなんですか。

しかも、こどもまんなか宣言するときに、政令市で初めてという大々的なお触れでやったわけじゃないですか、所管は子ども家庭局ですけど。私は、そこに大きな失意というかね。アレルギーの対応をしている、毎日弁当を作っていらっしゃる親御さんいらっしゃるわけですよ。あるいは、お子さんが学校に行けずに、家にいる子供のケアをしているお父さん、お母さんだっていらっしゃるわけですよ。そりゃ毎日複雑な思いというか、いつまで続くのかなとか、アレルギーの子がある日突然アレルギーが治るということもなかなかないんだけど、そういった思いで子供を育てていらっしゃる保護者の方のお気持ち考えると、あまりにも、一部、例えば5,200円のところを600円補填してとか、中学校も特支も幾らか補填してという、これも重点支援交付金が財源なんですけど、ということはやるようにはなっているけど、ちょっとそこはあまりにも、親御さんのこと、保護者のことを考えるとどうなのかなと思いますが、御見解を伺います。

○副主査（高橋都君）学校支援部長。

○学校支援部長　委員のおっしゃることはごもっともだと思います。我々にも、非喫食者、アレルギー、それからずっと不登校状態が続いている子供たち、そういうふうな親御さんからそのような要望があるということは存じております。我々、ＰＴの中ではそこまでの具体的な細かい話がなかなかできなかった、まずは大枠の話だったんですけれども、学校保健課内部の話としましては、もちろん、そういう場合にどのぐらいの人数が対象となるのか、それから実態は、例えばお弁当も毎日持ってきている子もいますし、おかずによってその日だけ変えている子、それから牛乳だけ飲めない子、または主食ですね、米飯やパンだけを食べれない子、様々な子たちがいますので。それから期間ですね、例えば、１か月のうちにそれだけできないのか、一年中、年間通してできないのか、そういうようなことは我々調査しており、数字としては把握しております。また、今回の国からの予算、今回の無償化の事業の枠の中でそのような対応ができるのではないのかなということは想定しておりますし、考えておりますので、非喫食者の方に不利益と申しますか、差がないような制度については今後しっかりと検討していきたいと思っております。以上です。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）繰り返しになりますが、この件に関しては、最後ね、少なくともアレルギーの子に対してはどう対応すべきか、人数も含めて、学校単位で把握できているんですよ。当たり前ですよ。翌月の給食の献立見てから親御さんが家庭で決めるわけですから、学校で把握できているんですよ。だから、学校単位で把握できているのに、それを無償化を検討するＰＴで具体的に検討していないというのは、これは極めて消極的に、国がやることをまねしてやろうと。私は、そういうふうにしか捉えられない。だからそこは非常に残念だったなと。仮に今後、国がいつモデル示すか分かりませんよ、分かりません。だって、そもそも無償化財源だってまだ決まっていないんですから。国会まだやっていますからね。分からない中で、国がモデ

ルを示して、じゃ、北九州市としてこうしますということが、さあ果たしていつになるのかって話ですよ。少なくとも、４月１日から給食が無償化になった時点で、アレルギーのお子さんを持つ御家庭も不登校のお子さんがいる御家庭も何の恩恵もないわけですから。そこを強く指摘して、次に行きます。

私もエアコンに関しては、最初、このパイロット校の３校というのはどうやって決めるんですか。

○副主査（高橋都君）施設課長。

○施設課長　パイロット校につきましては、令和７年９月議会で補正予算を計上しまして現在設計を進めておりますが、対象校は思永中学校と飛幡中学校と小池特別支援学校の３校でございます。どのようにして決めたかということでございますけども、小池特別支援学校に関しましては比較的特別支援学校の中でも新しい学校で断熱工事もできておりまして、取組が迅速にできるといったところから選定しております。中学校２校につきましては、北九州市内の中学校の中で体育館の面積的規模が大きく、かつ児童生徒数も上位の学校を２校選んでおります。以上です。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）分かりました。本会議で我々の戸町代表が投資的経費、それから菊地議員が市債、借入れに関する利息の話をしましたけど、その観点から、令和12年度までに整備終了予定なんですが、当然、毎年度起債、市債を発行、つまり借入れをしていくわけなんですが、これは例えば全校、二百数十校ですか、全校一気にやれば、国は一気に補助金というか、財政支出してくれるんですか。それとも、５年に分けないといけないんですか。

○副主査（高橋都君）施設課長。

○施設課長　国の補助金は、１校当たり整備に係る予算の半分を負担していただけることになっておりまして、国の予算が許せば全校一遍に上げても交付対象になると思うんですが、そこは国の予算見合いかなと思っております。全校一括すれば交付が有利かといった問題に関しましては、必ずしもそうとは限らないんじゃないかなと思っております。あくまで１校当たりということで交付金は算定されますので、そのようになっております。以上です。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）すいません、細かい話ですけど、これ別に教育委員会じゃなくて全局に言いたいことなんで言わせてもらいますけど、今後の市債の返還ということも、利回りということも財政と協議していただいて、細かくそこは対応していただきたいなと思います。

それと、部活の地域移行に関してなんですが、今日いろんな委員が同様の指摘をしていると思うんだけど、今日のこの予特の質疑応答を聞いていたら、私、やってあげるよ、子供たちのために頑張るよという地域クラブの方が消極的になるんじゃないかなと思うんですよね。例えば、土日の地域クラブに関しては、先ほど、平日は学校管理下だから学校の責任だと。地域ク

ラブに関しては学校ですることは一切ないわけですか。しちゃいけないんですか。

○副主査（高橋都君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　御質問の、学校でしてはというのは、場所の問題ということですか。

○委員（西田一君）そうです。

○部活動地域展開担当課長　基本的には、学校施設を利用して活動することになっております。以上です。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）学校施設でやる。要は、土日は管理下にないということは、だから先生がいないから。先生は一切いなくなるんですかね。すいません、僕そこ細かく見ていないんだけど。

○副主査（高橋都君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　学校部活動につきましては、その学校に所属している教員が顧問として指導しているんですけども、地域クラブ活動につきましては休日の活動になりますので、休日の指導を希望する教員であれば地域クラブの指導者として従事いただくような形になります。以上です。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）地域クラブの指導者は多分代表を兼ねることもあるんでしょうし、その方が教員である可能性というのはあるんですか。

○副主査（高橋都君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　今おっしゃっていただいたとおり、教員が代表者または指導者を兼ねるといった地域クラブもあります。以上です。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）では、休日に学校の教員が学校で地域クラブの指導をしていましたと。そこで何らか不慮の事故がありました。親御さんが、これもう許せませんと、こんなの大いなるかしじゃないですかというときに訴えますとなった場合は、代表の方を訴える、つまり教員個人を訴えるということになりますよね。どうですか。

○副主査（高橋都君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　訴えるとなったら、教員というか、指導者である教員に対してと、個人に対してという形になるということです。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）これはちょっと、今日の御答弁伺っていると、これをこのまま、責任の所在をうやむやにして、ごめんなさい、あえてうやむやと言わせてもらうけど、これをうやむやにして私はどうぞどうぞということにはならないね。どうぞって、僕は怖くて言えない。怖く

て言えない。結局、だって決めるのは我々議会だもん、予算。予算案を議決するのは我々議会なんで、ちょっと僕、今のままじゃ怖くて議決、少なくとも賛否の表明できない。できません。

○副主査（高橋都君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　今日、様々委員の方からも御指摘いただいたように、学校部活動の改革を今進めているところです。移行期間という形で様々御意見いただいているんですけども、先ほどからありましたように、行政として関与や責任の在り方を明確にすべきであるという御指摘、大変重要であると教育委員会として受け止めています。ですので、今日の御意見様々いただきましたので、今後、事故等が発生した場合の対応や責任関係等の明確化ということについてはしっかりやっていきたいと考えております。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）もうこれ予算議会入っているんですよね。議案の審査に入っているんで、今後しっかり対応していくって言われても、例えば、明日こうしますというのが出てくるなら別ですよ。でも、少なくとも教育委員会は教育委員会会議を経て皆さんここに議案を上げて説明に上がってこられていると思っているんで、今議会中に教育委員会の会議が開かれて、そこまで責任の所在が明確になるんであれば別だけど、今のまま議案に賛成しろと言われても私は、個人的にはね。自民党としてどうかとか議会としてどうかとか委員会としてどうかとか別にして、個人的には怖くて議決に立ち会うことはできないと申し添えて、私の……。

○副主査（高橋都君）教育次長。

○教育次長　本日、様々な御意見、責任の主体というところも御意見いただきました。部活の地域展開そのものというのは教育委員会が主体で進めております制度改革でございまして、その責任主体というところでいえば、この制度をいかにうまく移行していくかというところについては教育委員会の責任の下でやるものだと考えております。地域クラブ認定制度を通しまして受皿整備をしっかりやっていく、相談窓口の助言も含めまして、決して地域に丸投げをしようというつもりはございません。そういった中で、先ほど何かあったときの責任についてというところは、あくまでも地域クラブ認定しております。それから、何かあったときの保険というところは掛けていただくようにお願いしておりまして、そこは基本になるとは思っておりますが、実際に、本当に例えば死亡事故が起こったとか、そういうことについては今後きちんと検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○副主査（高橋都君）ここで主査と交代します。

（副主査と主査が交代）

○主査（西田一君）それでは、ほかにございますか。立山委員。

○委員（立山幸子君）立山です。よろしくお願いいたします。私は１点、ずっと今日一日、ＡＩの学習アプリについて様々、委員の方から御意見がありまして、質問がかぶっているところもたくさんありましたので、その辺は割愛させていただいたとして、まず、ＡＩを使うという

ことは、私もこれは時代だなとは思っております。その先に、方針だからというよりも、この事業がどこを目指していかれているかということがまず１点と、あとは、学力の向上というところはどのように考えていらっしゃるのかということと、あと、先ほどもあったように、教職員の先生方の負担軽減というところも大きいのかなと思っているんですが、アプリを入れることで例えば教職員の方の負担軽減で時間ができたとして、あとは子供たちの学力向上というところが、それがどこにどうつながっていくのかということとか、つまずいているところをしっかりサポートしていけるのかというところが、教職員の方の質の向上というところも出てくるのかなと私は感じております。そういったところの見解があれば教えていただきたいと思います。

あと、先ほども答弁があったように、ハイブリッドでやっていただけるということで、これは本当に大きくて、低学年から書く力とかそういうことはすごく大事だと思うので、その辺はよく考えていただきたいと思っております。あと、健康面という部分で、姿勢だったり、また視力の低下ということ、先ほども使い方だということも言われておりましたが、しっかりその辺もどのようにやっていくのかということとか、あと、さっき宮﨑委員も言われておったんですけれども、デメリットが出てきたときに、ペーパーに戻すという話も福山市はやったということもお聞きして、１年ごととか効果検証とかもしっかりやっていきながら、見直しというところとかも考えていかれるのかどうなのかということと、あと、不登校の子供たち、また、学力の差が大きい子たち、今学校に通っていなくて、放課後等デイサービスとかに通っている方が授業ということにしてもらっていると思うんですけど、その方々にもこういったデジタルを使ってやっていくことができるのかどうなのか、その辺をお聞きしたいと思います。以上です。

○主査（西田一君）指導企画課長。

○指導企画課長　お答えいたします。

まず、ＡＩ型学習アプリの関係でということでございまして、どこを目指してということでお尋ねあったかなと思っております。ＡＩ型学習アプリにつきましては、あくまでこれ一つ、学力向上に向けての大きなツールということで今回導入をしたいと考えているというところでございます。ですので、一人一人を大切にした学力向上ということで申しておりますけれども、正解のない時代と言われていますけども、一人一人の子供たちが、そういう時代を生き抜く上で必要な力をしっかりと身につけていくと。これが一番重要な、最終的な目標として見据えていくべきところなんだろうと思っているところでございます。

その上で、ＡＩ型学習アプリを使ってどういうことをやっていくかということでいえば、それはいろいろな、例えば数値的な部分の指標みたいなものを定めていくとかということも当然ございますし、新ビジョンの中に掲げています主要事務事業のＫＰＩという中で定めさせているものを例としてお示しさせていただくと、学習した内容について分かった点やよく分からなかった点を見直して次の学習につなげることができているかということを全国学力・学習状況

調査、これの調査で聞いておりますけれども、ここの部分の数値がどれだけ向上していったかというところは一つ見ていくべきポイントかなというところで、ＫＰＩというところで入れさせていただいているというところでございます。

それから、学力向上全体がどういったことでというようなお尋ねもあったかと思いますけれども、そこは、まさにＡＩ型学習アプリの部分は、単純化して申し上げれば知識・技能、こういったところのしっかりとした定着を図っていくということで非常に有用なツールかなと思っておりまして、ただ当然、学力というものが知識・技能、そういう部分だけで見ていくものということではなくて、思考・判断・表現であったりとか学びに向かう力・人間性、学習指導要領に定めております資質・能力の３つの柱と言っていますけれども、こういったものを総合的に育成、向上していくということが非常に重要な部分じゃないかなと考えているところです。

それから、教員の質の向上というところも御質問いただいたかなと思っております。ＡＩ型学習アプリにつきましては、先ほど来ありましたように、教員の負担軽減、こういったものにもつながっていく部分、これは非常に大きいのかなと思っています。採点業務であったりとか作問の業務であったりとか、そういった業務の負担の軽減というところに資していくというところはある一方で、これに伴ういろいろな、使い方みたいなことも含めてですね、しっかりと教育委員会としてもお示しをしていって、現場での活用というものが的確に図られていくということがなされていくように我々としてもしっかり努めていきたいと考えているところでございます。

すいません、１つずついきますと、手書きの部分は、これも先ほど答弁ありましたように、ここはハイブリッドでしっかりとやっていくというところが一番だろうと思っていますので、それぞれの学習の特性に応じて、手書きでしっかりやっていく分は手書きが必要な部分もございますし、そこはそのようにしっかりやっていくということ。あとは、姿勢とか視力というところも、学校現場に向けて我々がこれからお示しをしていくことになると思いますけども、その中でお尋ねのあった部分も留意事項としてしっかりと示していくということになろうかとは思っております。

あとは、見直しが図られた事例ということでも御紹介いただいたかなと思っているんですけど、すいません、このあたりは我々も十分把握できていないところでございますので、よく精査はする必要あると思っていますけれども、見直すかどうかということで効果検証ということ自体は、これはしっかりやっていく必要あると思っていますので、導入後もウオッチをしていきたいと思っているところでございます。

最後に、不登校のお子さんにということでもございましたけれども、このＡＩアプリが、まさに個別最適な形での学習を実現することになっていくものですので、そこは実は不登校のお子さんには非常にマッチしたツールになってくるのかなと思っています。対象として市内の小・中学生、特別支援学校の小等部、中等部も含めてですけれども、皆さんにということでご

ざいますので、当然お使いいただけるということになりますし、非常に適応的なツールになっていくのじゃないかなと思っております。以上でございます。

○主査（西田一君）教育研修監理官。

○教育研修監理官　今、課長が申し上げたことに少し補足をさせてください。学力向上については、もう10年以上前から、まず学校でできることとして、分かる授業ということを合い言葉にずっと取り組んできたところでございます。その成果が近年出てきておりまして、児童生徒のアンケート結果では、授業が分かると答えた児童生徒の割合というのは10年前よりもかなり向上してきております。ただ、どんなに分かる授業をしても、その場は理解できたとしても、定着するための補充的な学習が必要でございます。そこについては、本市は補充的な学習のところ、これは家庭学習も含みますが、全国と比較し、やや下回っている状況がずっと続いてきました。そこで、我々はそこを何とかできないかなということで、例えばひまわり教室であったりとかサポート問題であったりとか､今までありとあらゆる手段をいろいろやってきました。そうした中で、少し今回光が見えてきたのがＩＣＴ、１人１台端末の導入であり、ＡＩドリルアプリの導入ということになります。我々は、子供一人一人の状況に応じたきめ細やかな補充学習ができないかなということでずっと願っていたところでございます。こういったＡＩドリルアプリを活用することで、ＡＩドリルアプリの強みを効果的に活用して子供たちの学力向上につなげてまいりたいと思っておるところでございます。以上です。

○主査（西田一君）立山委員。

○委員（立山幸子君）ありがとうございます。今の答弁で思ったのが、これが１人端末ということで今あるものに入れていくのか、新たにしていくのか。また、これもみんな家に持ち帰ってということをやるということなのか教えていただきたいと思います。お願いします。

○主査（西田一君）指導企画課長。

○指導企画課長　お答えいたします。

１人１台端末にということですので、アプリ自体は既存の端末に導入をされていくということになります。それで、具体的な活用の場面として、家庭の中での学習というのは非常に重要でございますので、そこも含めてしっかりと進めていけるようにということで、学校には改めて周知をしていくということになるんじゃないかなと思っております。以上でございます。

○主査（西田一君）立山委員。

○委員（立山幸子君）ありがとうございます。家に持ち帰ってやるということは、例えば御家庭にＷｉ－Ｆｉがあるかとか、そういったこととかも関係してくるのかなとか今思いました。その辺はこれからの課題とかいろいろあると思うので、そこら辺も考えていただいて、また、学力とか家庭経済に関係なく、しっかり学力向上していけるように考えていただけたらと思います。家に持って帰ることで、画面をずっと見てしまうとか、そういったことで先ほどもあった健康被害というか、そういうのもあると思うんですけど、今、スクリーンタイムとかといっ

て時間が出る分とかもあるんですけど、そういうことも活用していくんでしょうか。

○主査（西田一君）教育情報化推進課長。

○教育情報化推進課長　まず初めに、御家庭のネットワークの環境についてなんですけども、まだ入札前なのではっきりは申し上げられませんが、基本的に、オフライン機能、要は御家庭のネットワークがなくとも問題にチャレンジできるというような機能を有するものを調達しようと今考えているところです。

あと、スクリーンタイムについてなんですけれども、子供たちの勉強する時間によりますので、一概に何時間で勝手に切れますみたいな機能は当然どこの自治体も持ってはいないんですけれども、我々で時間を設定して、その時間になるとログオフになるという設定は今現在もう導入しているところです。以上でございます。

○主査（西田一君）立山委員。

○委員（立山幸子君）ありがとうございます。子供たちを第一に考えていけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○主査（西田一君）小松委員。

○委員（小松みさ子君）よろしくお願いします。私から、体験機会の強化として、たいけん・まなび充実大作戦、また、みらい探求プロジェクト事業が拡充されております。この具体的な内容と今までの成果、そして、これからどのようなことが拡充されるのか、これを行ってきて見えてきた課題があったら教えていただきたいと思います。以上です。

○主査（西田一君）教育振興担当課長。

○教育振興担当課長　たいけん・まなび充実大作戦についてお答えさせていただきます。

昨年度から拡充ということになっておりますが、今回拡充しているのは、たいけん・まなび充実大作戦のうちバス代を補助しているアラカルト事業のバス代、バス代が年々高騰していることを鑑みまして、その高騰分を上乗せした額として増額を要求しております。あわせまして、新たな体験機会を充実させるということを目的に、野外活動、キャンプを行う活動についての予算を計上させていただいております。これにつきましては、小学校を対象にいたしまして、野外でのデイキャンプ体験を通じて五感を刺激しながら、仲間と共に自ら学び、考える力の育成の一助としてまいりたいと考えております。これにつきましてはパイロット的に、まずどの程度のニーズがあるかということも把握したいと思っておりますので、全校対象ということではなく、希望する学校を募りまして、そういった機会を提供できればと考えております。

効果といたしまして、今回、たいけん・まなび充実大作戦につきましてはアラカルト方式として、学校が対象学年、また行き先等を学校の学びに合わせて自由に選ぶことができる、テーマや目的に応じてコース設定をしながら日頃の学びを充実させることができるものとして設定したものでございます。学校からは、学年の設定、また行き先に合わせまして非常に自由度の利く取組で、活用しやすいという声をいただいております。また、子供たちからの反応も非常

にありがたい声をたくさんいただいております。学校の学びが実際に現地に行って生かされたというようなところで、例えば到津の森公園、それから工場に行って見学をしたこと、小倉城を見たことなどなど、実際に現地に行かなければ分からなかったことを充実して学べたということをたくさんの声としていただいております。課題につきましては、まだまだ始めたばかりですので、今後、行き先等の集計等もいたしまして、より充実した活用をしていただけるように、好事例の提供などもしながら考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○主査（西田一君）次世代教育推進課長。

○次世代教育推進課長　北九州みらい探求教室のことについて御説明させていただきます。

この体験は、子供たちがなりたい自分、好きなこと、得意なこと、興味関心を引きつけるものに出会うということを通じて、子供たち自身がこれからの生き方を主体的に捉えることができることを目指して始めたものでございます。具体的には、例えば、参集型といって、施設に集まった子供たちがロケットを飛ばすというような体験をしていくというものがございます。いろいろなものを工夫して、ロケットを高く飛ばすにはどのような配合をすればいいのかというようなことを試行錯誤しながら子供たちが学んでいく。そして、ロケットを飛ばした後に宇宙飛行士が帰還をせねばならないという新たなミッションも与えて、卵を宇宙飛行士に見立てて、それが割れないようにどうやったら工夫ができるのかというふうな、試行錯誤をするというプログラムを代表的なものとして紹介させていただきます。

このプログラムに関しては、多くの希望者が参加をしておるんですけれども、非常に倍率が高くなっております。さらに、今年度についてはオンラインで、１回200名程度ということにはなっているんですけれども、月に２回程度実施をして、今回もまだ続いているというところでございます。それに伴って、参加した子供たち、親御さんからも大変好評でございまして、好きなものに出会うことができたということについては９割を超える肯定的な回答をいただいているというところでございます。ただ、非常に倍率も高かったというところで、参加人数が限られてしまったというところが課題として上がりましたので、来年度につきましては回数を増やすと同時に、アウトリーチ型といって、会場に足を運ぶことができない方々に、出向いていって体験ができるようなものであるとか、またはワンデーでイベントとして行えるようなものというものを今計画しているところでございます。以上です。

○主査（西田一君）小松委員。

○委員（小松みさ子君）ありがとうございました。教室の学習だけではなくて、外に出ていろんな体験をするということが、子供たちのこれからの育ちにとっては本当に大事だなというのを思っておりますし、子供さん、または親御さんからも両方の事業がすごく大好評だということでありましたので、拡充予算がついておりますので、体験の機会を強化していただきながら、ただ、学校ごとにいろんな内容とかを考えるということはすばらしいなと思うんですけど、体験の格差が生まれたり、子供さんの応募が多過ぎて体験できなかった方たちもいらっしゃると

いうことで、これからまた対応してくださるということなんですけど、ひとしく体験ができるような工夫をしていただきながら、しっかり取組を進めていただけたらと思います。ありがとうございます。以上です。

○主査（西田一君）ほか、公明党さんいらっしゃいますか。金子委員。

○委員（金子秀一君）よろしくお願いします。学校給食の保護者負担軽減事業につきまして、給食無償化が始まるに当たって食品ロスはどうなるのかという御質問をいたします。

午前中からの御答弁をお聞きすると、非喫食者の方々については対応されるというふうなことで、食品ロスは生まないような形になろうかと思うんですが、不登校の方が来られた際、給食がないとかというふうになってしまうのか教えていただきたいのと、食品ロスの件と不登校児の登校した際の対応ですね、現状も含めてかもしれませんが。

あともう一つ、未来を担う教職員人材確保プロジェクトにつきましては、須恵町で教員免許の偽装によって逮捕されたという事案があったかと思います。この方、九州、関東で教職現場に立っていたということで、名前を変えたり番号を変えたりして、いろいろなところで不祥事を起こしてきたということでありました。学校の現場は教員不足ということで大変な中ですが、こういった不適格な人が教職に就かないような手はずというのはこの事業についてどのように対応されるのかということと、あと、部活動の地域移行につきましても、同じような質問になりますけれども、これまで多くのお子さんが被害に遭ったということで北九州市内の空手塾の塾長が逮捕されています。こういった性犯罪に手を染めるような人が部活動の地域移行によってコーチとかにならないような、そういった仕組みというのがあるのかどうか教えていただければと思います。以上です。

○主査（西田一君）学校保健課長。

○学校保健課長　無償化に伴ってということですが、非喫食者の食品ロスの関係でお答えしたいと思います。

まず、アレルギーのお子様につきましては、毎月、献立表、それからこの献立は材料は何を使っていますというのをきちんとお渡しして、その上で、この日は食べれないとか、この日のおかずは食べれませんとかという形で、いわゆる停止のお申込みをしていただく形を取っております。ですので、そのお子さんの分というのは提供されませんので、ロスは生じないというお話にまずなります。

それから、今度は不登校の方のお話でございます。不登校でいらっしゃる方につきましては、ずっと来れない方もいらっしゃれば、ぽつらぽつらと来れるというような状態の方もいらっしゃいまして、必ずしも皆さんが給食を停止されているという方でもないということです。何日か置きでも出れるので、親御さんとしたら、出ていったときに食べれるようにということで、停止をされずにそのままいらっしゃるという方もいらっしゃいます。ですので、おのおの状況が違うということを御理解いただけましたらと思います。停止をしていない方のものにつきま

しては、それはきちんとおかずないしそういったものは作らせていただきますので、通常の風邪とかでお休みされた場合って急に停止はできませんので、提供されているときと同様に、同じクラスの方々にお代わりという形で食べていただいたりとか、そういう対応をしているという状況でございます。以上でございます。

○主査（西田一君）教職員課長。

○教職員課長　教員もしくは代替えの講師の任用時の、犯罪歴というか、そういったことの確認についてです。免許状の確認も含めまして説明させていただきます。

まず、新規採用時の確認でありますが、採用の志願書に、欠格条項に該当しないという自己申告をしていただく欄を設けております。あと、任用合格後、住所地にある自治体で欠格事項証明を取っていただいて、犯罪歴というか、欠格事項をきちっとしているということを教育委員会に提出していただくようにしております。あと、国のデータベースの活用について、任用時であったり、講師についても採用、任用するときには、今２種類あります。国の官報情報検索ツール、過去に犯罪であったり不具合がなかったかというようなことが一覧となっている検索ツール、それと、児童生徒性暴力等、わいせつ関連で教員免許状を失効していないかというような特定免許状失効者に関するデータベースというものがございますので、任用時にはそこで確実にチェックを行っております。あと、講師の任用、須恵町のような方も含めまして、講師登録の際に教員免許状の原本と写しを持ってきていただいて、原本と相違ないか、あと本人との面談等も確実に行ってチェックをしているところです。以上です。

○主査（西田一君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　北九州市地域クラブでの指導者のことについてお話しさせていただきます。

まず、北九州市地域クラブの指導者につきましては、北九州市教育委員会が主催する指導者研修を必ず受けることとさせていただいております。この研修の中で、子供の安心・安全を担保するための指導者の質ということで、いじめの防止であったりとかハラスメントの防止、体罰、不適切な言動を行わないということでの研修を受けていただき、研修後に誓約書、確認書という形で、自己申告にはなるんですけども、ガイドラインに準じた活動、指導を行っていただくということで、まず入り口のところでの確認をしているところです。また、地域クラブの立ち上げの説明会等に関しましても、指導者が子供と１対１になることがないように、または指導者がお一人で指導することによって様々な問題が起きることがないように、多くの大人の方で見守りをしていただくということで、技術指導にかかわらず、子供に関わる大人の方々にも指導者研修を受けていただくということもお願いをしているところです。あわせて、今導入がされようとしている日本版ＤＢＳ、これについての導入も検討する必要があると考えているところです。以上です。

○主査（西田一君）金子委員、すいません、中途半端なんですけど、まだ第２質疑続きますよ

ね。もう３時になりますんで……。答弁はされますか。まだいっぱいあるんやないですか。

○委員（金子秀一君）いやいや、あと１～２回の。

○主査（西田一君）すいません、中途半端ですけど、ここで休憩に入ります。再開は３時15分とします。

（休憩・再開）

○主査（西田一君）それでは、再開します。休憩前に引き続き、質疑を行います。金子委員。

○委員（金子秀一君）御答弁ありがとうございました。私から以上です。

○主査（西田一君）松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君）私から３点だけ教えていただきたいと思います。

令和８年度、不登校支援について現状と課題、今後、令和８年度はどのように取り組んでいくのか。

あと、令和８年度の学びの多様化学校で、令和９年４月の開校を目指して予算が5,200万円ほどついていますけども、どのように推進していくのかということを教えてください。

あと、令和８年度の平和学習について、本当に紛争や戦争が起こっている現在で、平和学習というのは物すごい大事じゃないかなと思っているんですけど、教育委員会としてどのように考えているのか教えていただきたいと思います。以上です。

○主査（西田一君）生徒指導課長。

○生徒指導課長　１点目の、不登校の現状と課題としてどのように捉えているか、また、今後の取組についてということで御説明さしあげたいと思います。

まず、不登校の現状なんですけれども、令和６年度の集計値でいいますと、長期欠席児童生徒のうち理由を不登校として欠席をしている人数、小・中学校の合計が2,663名となっておりまして、全国と同様、増加傾向にございます。これに歯止めをかけるべく、国が示しました誰一人取り残さない学びの保障に向けた計画、通称ＣＯＣＯＬＯプランに基づいて、それぞれの状況に応じた学びの場の提供をすべく、校内におけるステップアップルームでありましたり市内４か所の教育支援室、未来へのとびらオンライン授業、そして令和９年４月に開校予定の学びの多様化学校と、本人の状況、ニーズに応じた受皿を今準備しておるところでございます。それぞれの取組をさらに充実させながら、また、もう一つ来年度の目玉になっておりますＡＩアプリですね。そういったことで、不登校の起因となる原因の非常に大きな割合として学習面のつまずきということがございます。そのアプリを通じて、分かった、できた、それを学校で試してみたい、ステップアップルームに行ってみたいというような形の一つのきっかけとなればと思いますので、強く推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）指導企画課長。

○指導企画課長　学びの多様化学校関係のお尋ねがございましたので、御答弁さしあげたいと思います。

まず、令和８年度でございますけれども、開校が令和９年４月ということでございますので、そのための準備ということで充ててまいります。それで、今御指摘いただきました令和８年度当初予算約5,200万円、これの使途でございますけれども、消耗品や備品の購入といったところ、あとは学校案内等々を作成するとか、そういったことに使っていきたいというところと、あとは電話ですとか学校ネットワークの更改に係る経費といった部分ございます。そういった部分での使途ということでございます。また、それとは別に、令和７年度の２月補正予算ということで２億6,730万円計上させていただいておりまして、これは全額令和８年度に繰り越しまして、教育センターに多様化学校をつくりますので、今申し上げた２億6,730万円、これを用いまして施設改修工事を順次行ってまいるというところでございます。以上でございます。

○主査（西田一君）学校支援担当課長。

○学校支援担当課長　平和に関する学習指導についてお答えいたします。

教育委員会といたしましても、平和に関する学習指導は非常に大切なものであると捉えております。本市における平和に関する学習指導につきましては、平和に関する正しい知識及び平和を希求する心情を育成することを狙いとして、国語科や社会科、道徳科、特別活動、また総合的な学習の時間を中心といたしまして、全教育活動の中で行っているところでございます。また、各学校においては年間学習指導計画の中に平和に関する指導を位置づけ、取組の充実に努めております。さらに、本市では毎年７月を全市一斉平和学習月間として、各校の実態に応じた取組を行っておるところでございます。令和８年度につきましても、現在行っている平和に関する指導のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君）ありがとうございます。不登校支援については私も本会議で何回も質問して、本当に悩んでいる、実際に市民相談もお母さんとか親御さんからあって、増加傾向であるということで、さらに充実をしていただきたいと思いますし、ＡＩアプリの今回、持って帰ってまたさらにということで、そういったものが連携してつながるように、ぜひ応援したいと思いますし、頑張っていただきたいと思います。

学びの多様化学校で、八幡西区ですけど、これ教育センターということですが、７区あって、北九州市は御存じのとおり、門司区から八幡西区から、南は小倉南区とか、本当に広いんですけど、今後この連携というのは考えていらっしゃるんでしょうか。それか、通えるようにしていくのか。令和８年度から、どんな考えか、方針だけちょっと教えてください。

○主査（西田一君）指導企画課長。

○指導企画課長　お答え申し上げます。

学びの多様化学校自体は、御指摘のとおり、八幡西区の教育センターの中に造るということになりますので、基本的にはこちらに通っていただくということを前提としています。ただ、御指摘のとおり、遠方から通ってこられる方もいらっしゃるということにはなろうかと思いま

すので、そのあたりは通学の方法、これを、通常は当然あまり行われていないわけですけども、自家用車での送迎ですとか、そういったことも含めて柔軟に認めていく方向で考えたいと思っております。以上でございます。

○主査（西田一君）松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君）ありがとうございます。柔軟にしていただけるということで、さらにまた、今、令和８年、準備ですから、進めていただければと思います。

平和学習については、今総務市民局の平和のまちミュージアムのツアーとかはアラカルトの中に入っているんでしょうか。こういった希望するところでさらに取組を、平和のまちミュージアムとかをぜひ活用して、教育委員会と連携していただきたいなと。その辺の見解があれば教えていただきたいと思います。

○主査（西田一君）教育振興担当課長。

○教育振興担当課長　たいけん・まなび充実大作戦のアラカルト方式につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、学校が対象学年や行き先を選択いたしますので、こちらから平和のまちミュージアムだけを取り立てて御紹介するということはございませんけれども、平和のまちミュージアムからのツアー、また出前授業の御案内につきましては教育委員会が連携いたしまして学校への案内をさせていただいておりますし、たいけん・まなび充実大作戦が活用できることもお伝えをしております。今年度の実績といたしましては、小学校19校、中学校８校がたいけん・まなび充実大作戦のアラカルトを活用して来館してきているということを伺っております。ただ、この事業だけではございませんで、ほかにも社会見学のバス代等を活用して多くの来館している団体、学校があるということも平和のまちミュージアムからは伺っておりますので､詳細につきましては平和のまちミュージアムにお尋ねいただければと思いますが、今後も平和の大切さを子供たちがしっかりと感じられるように連携はしてまいりたいと思っております。

○主査（西田一君）松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君）ありがとうございます。ぜひ連携していただいて。今、世界では紛争とか戦争とか、本当に利己主義、自分ファーストとか、そういった利己と、その反対が利他だと思うんです。人の痛みを分かる子供、北九州市のそういった子供をつくっていただきたいと思います。本当に平和というのは大事だと思いますんで、ぜひ教育委員会も力を入れていただいて進めていただきたいと思います。要望で終わります。ありがとうございます。

○主査（西田一君）岡本委員。

○委員（岡本義之君）何点か質問させていただきます。一部重複する質問もあるかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。

初めに、令和８年度の取組の学力向上についてですが、進んで学び続ける子供を育成し、学力の総合的な育成、向上を図るために、１つがＡＩと読書の強化、２つ目が体験機会の強化、

３つ目が脱暗記重視の、この３つからアプローチするという中で、今回、学力向上を教育委員会は最重要テーマに掲げて事業をスタートすると明記されていますが、質問ダブるかもしれませんけど、最重要テーマに掲げた以上、どこに成果の点を設けているのか。どこまで学力向上させていくのかという、先ほどちらっとありましたけど、もう少し具体的に教えていただきたいなと思います。

それから、ＡＩを搭載した学習アプリなんですけど、これを読むと、一人一人の習熟度や理解度に応じた個別最適な学びを拡充と。この個別最適なというところは、もう少し具体的に聞きたいんですけど、習熟度や理解度が速い生徒とそうでない生徒が、逆にさらに差が広がらないかと。理解度が速い人はどんどん前へ行って、そうでない人はという、そうならないような仕組みになっているかどうか教えてください。

それと、みらい探求プロジェクト事業ですけど、これは探求学習につながる事業だと思うんですけど、私は本会議の中でも、探求学習の一人者である市川力さんをぜひ北九州市へ呼んで講演してもらいたい、しませんかという提案をさせてもらっています。特に、一番生徒に近い学校の先生だったり父兄であったり､そういった方たちにもこの先生の話を聞いていただいて、先生が提案するジェネレーターにみんながなってもらって、子供たちの教育に携わってもらいたいって思いがあるんですけど、市川先生をお呼びして話を聞くというような計画が今年度はないのかどうかお聞かせください。

それから、学校快適化ですけども、学校に携わる全ての人が健康で快適な学校生活を送ることができる環境整備ということで、学校トイレの洋式化を令和９年度までに３か年でやる。この全校洋式化は体育館も入っているのかどうかですね。エアコンも今後随時、体育館には設置されていますけど、学校体育館のトイレってあまり数多くないんですね。空手の大会とか行くと、正面向かって右と左から奥に入ったらトイレになっているんですが、そんなに数が多くないんです。ここは一方で避難所になっていると考えたときに、大きな災害が起こって避難所として運営が始まった場合に圧倒的にトイレが足りないだろうと思うんですけど、想定として、校舎のトイレも当初から開放する予定があるのかどうか。ちょっと予算とはあれですけど、計画があれば教えていただきたいなと思います。

それから、部活動に関することですけど、平成19年、私が東京都が部活動顧問ハンドブックというのを作成して、外部指導者の資質や能力の向上に資するための指導の手引なんかも作るということを紹介して、当時、部活動は校務なのかそうでないのかとか、成り手がなかなかいないとかという議論があった中で、ぜひ北九州市も、部活動を初めて担当する先生たちでも分かりやすいハンドブックを作ったらどうかという提案をさせていただいて､たしかこれが平成23年ぐらいに完成したと思うんですね｡令和２年に北九州市が作った部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに基づいて、本ガイドラインのよりよい運用のためにというところの文章を見ると、各学校が部活動を運営していくに当たり、従前の部活動ハンドブック及び適正な部

活動運営のための手引、改訂版から参考にすべき内容や新たに部活動の顧問となる方に必要と思われる内容をまとめたものですって紹介されています。この状況の中で、今後は地域展開していくということで、そういう計画書も作られましたけど、今後しばらくの間は学校教育としての部活が平日、土日は社会教育として、同じ子供が違う環境の下でして、私、結構心配しているのが、土日に地域で教わった子供たちが部活動の中で、先生、言うこと違うよとか、こんなことがあり得るんじゃないかということで、今後、さっき言ったガイドラインとか地域への展開の計画とか、総合的にですね、部活の顧問の先生もそうですし、地域の子供たちにスポーツを教えてくれる方たちにも見ていただけるような、総合的なガイドブックみたいなんを今回新たに作っていってはどうかと思いますが、見解をお聞かせください。

次は、教師用の教科書及び指導書についてですけど、令和８年度、購入費が０で、上がっていないんですが、文部科学省がおおむね10年ごとに学習指導要領を改訂しまして、それに合わせて４年ごとに改訂される検定教科書に準拠して全面的に内容が更新されるということで、そのタイミングで購入されるんじゃないかなと思うんですけど、小学校、中学校、高校とそれぞれ同じタイミングなのか、ずれているのかと、教師用の教科書と指導書はどう違うのかを教えてください。

最後に、今回の教育委員会が目指すミッション５の中に、地域とのつながりの中で、こどもを見守り、支え育てるということがうたわれています。地域と学校が連携、協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくため、全ての学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な実施に向けた取組を進めるとありますが、この全ての中には北九州市立高等学校も入っているかどうか教えてください。以上です。

○主査（西田一君）指導企画課長。

○指導企画課長　学力向上の関係でお尋ねがございましたので、お答えさせていただきたいと思います。

委員御指摘のとおり、教育委員会として最重点テーマということで、一人一人を大切にした学力向上ということで掲げさせていただいているというところでございます。まさに、学力向上ということで、知識・技能という部分だけではなく、思考力・判断力・表現力、それから学びに向かう力・人間性、こういったところも含めての総合的な育成、向上を図っていくということをまずもって目指していきたいというところで考えているところでございます。

それで、具体的にお尋ねのありました成果という部分ですけれども、これも先ほどの答弁と重複する部分がございますけれども、児童生徒一人一人を大切にするとうたっておることからも、一人一人の児童生徒がしっかりと持てる力を伸ばしていって、まさに正解のないと言われるこの時代を生き抜いていくための力をかん養していくというところが究極の目標というところになってくるんだろうと思っております。ただ、他方で具体的な評価というところでは、見ていくものは見ていく必要があると思っておりまして、そういうところでいいますと、こども

まんなか教育プランの中でも参考指標として盛り込んでおりますけれども、全国学力・学習状況調査、ここでの平均正答率であったり、同調査における質問紙調査の結果というところ、こういったところも指標としてはしっかりとモニタリングをしていきながら、総合的なと先ほど申し上げましたけれども、特定の目標値とか単一の評価軸ということじゃなくて、あくまで多面的な観点から施策の成果というものをしっかりと捉えていって、検証、改善に努めていきたいとは思っているところでございます。

それから、ＡＩアプリの関係で差が広がるのではというようなお尋ねだったと思っておりますけれども、ここは、あくまで個に応じた学習を実現するためのツールというところで、まさに個に応じての問題の出題ができるというところになってくるというところでございますので、それぞれに理解度であったり習熟度、当然異なってくるというところでございます。差というふうな形で相対的にどこまで見ていくかという部分がございますけれども、そこは、このツールの一番の主眼というところが一人一人に応じてというところで、そういった形で力を伸ばしていくというところに一番光を当ててということでやっていくものだと理解しておりますので、まずはそこの部分がしっかりと生かされるような形で活用されていくということを我々としても推進していきたいと思っています。以上でございます。

○主査（西田一君）教育センター所長。

○教育センター所長　著作、ジェネレーターの著者であります市川氏を講師として招く研修について、その計画を御説明いたします。

委員かねてより御指摘いただいておりますジェネレーターについては、探求的な学びを進める上での指導の一形態、あるいは探求的な学びの中におけるグループディスカッション等の進め方の方法論の一つであると認識しております。これから子供たちが先の見えない、正解が１つに定まらない未来を生きることを踏まえると、学校教育において子供たちが自ら考え、そして自ら取り組む探求的な学びの実施が求められております。令和８年度に本研修を計画しております。こちらが、学校管理職が選択できる研修としております。探求的な学びの各学校での進め方は今後様々に想定されますけれども、講師の市川氏には、探求的な学びについての御講話であるとか他の自治体の事例紹介ですとかグループワークなどしていただきまして、各学校の探求的な学びの推進につなげたいと考えております。委員がおっしゃられております父兄等を招いた研修等については今後情報収集させていただきまして、令和８年度は管理職研修ということで計画しております。以上でございます。

○主査（西田一君）学校教育課長。

○学校教育課長　教科書と指導書について御説明さしあげます。

教科書と指導書の違いなんですけれども、教科書は正確には教科用図書と申しまして、学校教育法の中で定められたものとなっております。検定を経たもので、私たちが授業を行う際は教科書を使用しなければならないとなっております。いわゆる子供たちの手元にある教材とい

うことになります。指導書についてですけれども、指導書は、教科書を使って先生方がどのように教えるのか、そのような計画ですとか教え方について参考となる図書となっております。これにつきまして、教科書が４年に１度、採択替えというのがあるんですけれども、そのタイミングで購入をいたしますので、今年度は新たに購入がないというところでございます。以上でございます。

○主査（西田一君）施設課長。

○施設課長　トイレ洋式化について答弁させていただきます。

現在、小・中学校ともトイレの洋式化を進めておりますけども、体育館のトイレも洋式化の対象にしております。整備の優先順位としては校舎が優先で、その次にということになりますけども、いずれにしても体育館も洋式化していく予定にしております。例えば、大きな大会があるとか避難所として学校体育館を使う場合、委員御指摘のとおり、体育館のトイレは非常に数が少ないという状況がございまして、恐らく校舎に比べると１割以下ぐらいの個数しかないと思います。一度に大量の方が使われる状態というのはまれではありますが、考えられますので、避難所等のときとかは、あくまで学校長の許可の裁量の範囲にはなりますけども、校舎のセキュリティー等々工夫していただいた上で利用していただくことは可能かなと考えております。以上です。

○主査（西田一君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長　部活動のガイドラインについてのお尋ね、お答えいたします。

本市では、令和２年３月まで、学校部活動のガイドラインというのを策定しまして、そのガイドラインに基づいて学校部活動を運営してきたところでございます。今回、地域展開の推進を受けまして、新たに令和７年６月に北九州市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン、これを策定いたしました。このガイドラインに基づいて、学校部活動においては教員である顧問、それと学校部活動の指導を行う部活動指導員、そして外部講師、全て同じガイドラインを用いて研修を行っています。あわせて、地域クラブの指導者につきましては、教育委員会が主催する指導者研修会において、このガイドラインを用いて、子供たちの安心・安全をテーマにして指導を行っていただくように研修を行っているところでございます。以上です。

○主査（西田一君）学事課長。

○学事課長　指導用教科書とかの更新のタイミングについての答弁になります。

小学校は、令和５年度に採択されて令和６年度に購入いたしました。４年に１度、行われています。中学校が令和６年度に採択されて令和７年、本年度から使うということで、本年度まで購入したと。ちなみに、高校は毎年度採択が行われているようで、毎年買い換えているんだと思います。以上です。

○主査（西田一君）次世代教育推進課長。

○次世代教育推進課長　北九州市立高校がコミュニティ・スクールであるかというお尋ねでございますが、既に学校運営協議会を設置しておりますので、コミュニティ・スクールであるということでございます。以上です。

○主査（西田一君）岡本委員。

○委員（岡本義之君）御答弁ありがとうございます。まず、市川先生の講師、お呼びしていただいて管理職でやるという、ありがとうございます。まずそこからしっかり学んでいただいて、それをまた広げていっていただきたいと思いますので、早速かなえていただいてありがとうございます。

それから、教師が使う教科書と、それと指導書がどう違うのか聞いたんだけど、さっきの答弁は生徒が使う教科書と指導書の違いを答弁したみたいなんで、もう一度、どう違うのか教えてください。

○主査（西田一君）学事課長。

○学事課長　教師用の教科書と生徒が使う教科書は全く同じものです。

○主査（西田一君）岡本委員。

○委員（岡本義之君）先生のやつは何も書いていないんですか。

○主査（西田一君）学事課長。

○学事課長　そうです、そうです。子供が使うのと一緒の教科書が、子供用の教科書は無償でされるんですけど……。

○主査（西田一君）学校支援部長。

○学校支援部長　教科書がいろいろ種類があって、なかなかちょっとあれなんですけど、まず、児童用の教科書は何も、朱書きとかポイントが書いたりしていない普通の子供の教科書ですね。教員はそれも持っています、教材研究するときとかですね。それとは別に、教師用教科書というのは、形は教科書どおりなんですが、その中に、その時間の狙いとかその単元の狙いとかというのが赤で書いてあります。それから、発問の具体例みたいなものが書いています。だから、子供から見れば先生も私たちと同じ教科書を使っているけども、先生はそれが入ったのを使って、見れると。だから、実際に授業で使えるような教科書ですね。それが教師用教科書です。

それから、指導書というのは、それとは見た目も全く違って、少し厚めの、それぞれの単元ごとに狙いが書いてあったり目標が書いてあったり、それから、一時間一時間の学習展開が書いてあったり、そういうようなものです。それから、資料編なんかもついております。ですので、それを開いて授業することはまずありませんので、教材研究用として持っているものになります。それから、先ほど言いました教師用教科書には、板書例みたいなのも入っていたりとかするようなものも実際あったりはすると思います。以上です。

○主査（西田一君）岡本委員。

○委員（岡本義之君）ありがとうございます。体育館の避難所になった場合とか大きな大会が

あったときのトイレに関しては、避難所や大会の運営でどう学校側が関わるのか、その辺しっかり定めとってもらえばありがたいかなと思います。

それから、部活の件ですけども、いろいろ種類があり過ぎて、この機会にもう１回立派なガイドブックだったりハンドブック、１冊の小冊子にしてまとめていただいたらありがたいかなと思いますんで、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、北九州市立高等学校はもう既にという話なんですけど、これあまり言いたくはなかったんですけど、北九州市立高等学校は北九州市立の唯一の高校ですけど、かつて戸畑の議員は、入学式、卒業式、体育祭、全て案内をいただいて、地元ということで御挨拶させていただいてきたんですけど、ある時点から御案内がなくなりました。いいか悪いかとかを今日は問うているんじゃないんですけど、例えば御案内がなくても、地域に開かれた学校として市民の皆さんや地域の方、町内の方とかが自由に行っても対応してくれるのかどうか。

僕、いつも行っていたんですけど、北九州市立高等学校の校歌ってすごくいいんですよ。聞いたことない人いますか。ない人いらっしゃる。僕、初めて行ったとき、北九州市立高等学校の校歌を聞いて涙が出て止まらなかったんですよ。いい歌だなと。戸畑商業高校のときから、中の歌詞は変えずにそのまま使っている。変えなくてよかったと言うんですね。ここでは名前出しませんけど、作ったコンビが、作詞作曲もすばらしい人が作っている。それが聞けなくなったのがですね。しかも、代表が１人で独唱するんですね。入ってきた生徒にそれを聞かせるという、で、覚えなさいみたいな、そういうことをやっていたんですけど。すごく北九州市立高等学校っていいなとずっと思っていたんで、そういった意味で地域との交流みたいなのがどうなのかなというのを疑問に思ったもので、聞かせてもらいました。今後とも、北九州市立唯一の高等学校なんで、地域に愛される学校として、いろんな形で地域を巻き込んだ取組をやることがこのミッションにもかなうことじゃないかなと思いますので、これは要望して終わりたいと思います。大変ありがとうございました。終わります。

○主査（西田一君）柳井委員。

○委員（柳井誠君）それでは、お願いします。最初に、施設に関連する質問ですが、昨年、小倉南特別支援学校の教室不足について本会議で伺いました。そのときに、小倉北特別支援学校ができるので通学範囲の一部を振り替えて変更するという答弁と、それと陳情が出されている旧小倉南幼稚園跡地の活用も検討課題とするという２つ答弁をいただいたわけですが、それぞれ年度替わりの現段階でどのような見通しになっているかお聞かせください。

それから、施設に関して体育館の空調整備ですが、北九州市の５か年計画、それからその費用の２分の１が国補助で賄われるということも今説明があって、よく分かりました。ただ、５年間ですから、中学生が入学して２周りするぐらいの期間になるんですね。大変長いと感じる、ただし、それでも国の補助の令和15年を待たずに前倒しで令和12年までにやり上げるという計画で、そこはしっかり受け止めたいと思いますが、政令市比較で予算を見てみると、お隣の福

岡市は令和９年までに全部やり上げると。来年度は小学校90校の整備をリース方式でやるということなんで、国の補助とリース方式というので、どのように国の補助率が変わってくるのかということをお聞かせください。

それと、関連して、５年間もかかる、よその政令市もそういうところが結構あるんですけれども、そういう中では、猛暑、酷暑の日には暑さ指数も危険な状態になりますので、暫定措置としてスポットクーラーを使って、それを緩和する対策を予算化しているわけですけども、本市はそういう対応ができないのかお聞かせください。

それと、今度の予算で教育委員会の重要な施策としては学力向上ですね、何回も先ほどから質問、答弁があっています。この学力向上の柱の一つ、ＡＩ型学習アプリも、重なる点があると思いますけども、お伺いします。

さっきの御説明では、不登校の子供さんにも、学力の行き詰まりによって不登校になっている、その原因解決によってステップアップルームとかに来るきっかけになっていくんではないかと、大変いい説明があったんですけど、ただ、私、予算の数字上分からないのが、来年度１億1,300万円、債務負担行為で５億1,400万円。これは、債務負担行為ということは何年かにわたってアプリを導入するということなのか、ここの説明をお願いしたいです。

それと、どうやってＡＩ型学習アプリを導入するように検討したのかというのをいろいろ市のホームページで調べてみたんですけども、12月の総合教育会議、新たな学びの方向性について、で初めて出されて検討されたかのようにしか資料が出てこないんですね。それで、なぜモデル実施をしたり現場との協議をしっかりやったり、そういう余裕が持てなかったのか。効果は非常にあるだろうということで、今までの御説明を聞いて私もそういう理解をした上で聞くわけですけども、学校も新たな教材で個別最適化学習ということで、ばたばたすると思うんですけれど、その点を聞かせてください。

最後に、これは契約が続いているから予算の範囲内で質問認めていただきたいんですけども、平成18年に構造改革特区の制度を活用して、通常ではできない学校が３つほどつくられました。その一つが、不登校の高校生などを対象にしている仰星学園高等学校ですね。不登校という大事な対応の、特別な必要性があっての学校なので、校舎、それから敷地ともに完全な無料の契約を20年間にわたって結んでいるんですけれども、これ３月で切れるわけですね。子供たちはまだおりますので、今後の契約はどのように考えておられるのか。以上、お聞かせください。

○主査（西田一君）特別支援教育課長。

○特別支援教育課長　小倉南特別支援学校の教室不足に伴う通学範囲の見直しや、小倉南幼稚園の利活用に関する現在の状況についての２点をお答え申し上げます。

まず、通学範囲の見直しについては、確かに、小倉南特別支援学校、小倉北特別支援学校、門司総合特別支援学校の通学範囲を見直すことによって教室不足の軽減が図れるという見通しを持ってございます。ただ、それらの通学範囲を見直す際には、福祉や医療、つまり小学部御

入学前の療育施設に通われている保護者の方々への丁寧な説明などが必要になることから、今年度は医療、福祉、学識経験者、教育関係者で構成される教育支援委員の方々に個別にお声かけをし、通学範囲の変更に伴うメリット、デメリットの洗い出しを現在しているところです。この３月、春休み前には、まずは小倉南特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者の方に、今後通学範囲の見直しを行っていくことと同時に、小倉北特別支援学校や門司総合特別支援学校など近隣の特別支援学校に転校を希望する方には滞りなく転校が進むように配慮するといった旨の事務連絡文を出そうと考えているところでございます。具体的な検討については、１年では到底できるものではなく、療育施設への丁寧な説明、また、療育施設に通うに当たって転居されている方々もいらっしゃることから、３歳児まで遡るのか、または２歳児まで遡るのかといったようなことについて検討した上で、保健福祉局や子ども家庭局と連携しながら進めたいと考えているところでございます。

２点目の小倉南幼稚園の利活用につきましては、引き続き教育委員会として利活用の必要性を関係各局に伝えるための検討、また、そのための意見を、資料などを作成し、現在も検討を進めていただいているところでございます。ただ、利活用がなければ教室不足が解消されないということになってはいけませんので、併せて小学部に御入学されるお子さんの数を、就学相談段階で丁寧に保護者の方に説明して、その就学相談の小学部に入学される段階で小倉北特別支援学校や門司総合特別支援学校をお勧めするようなことも今年度から進めていたところですが、先ほど申し上げましたように、転居などの関係から小倉南特別支援学校近隣にお住まいの方が多かったため、来年度の御入学は約30名が見込まれており、小倉南特別支援学校の在籍数は引き続き多い状況が続きます。様々な工夫を凝らしながら、引き続き適切な教育環境の整備に努めてまいりたいと思います。以上です。

○主査（西田一君）施設課長。

○施設課長　体育館エアコンについてでございます。体育館エアコンの整備ペース、５年間で全校整備するということを決めるに当たっては、様々な要因を検討してまいりました。国庫補助金の活用、学校教育に必要な機種の選定、断熱工事の内容、地元業者が受注可能な発注方式等、様々検討した結果として、５年間で整備することを決めたものでございます。確かに、５年かかると、中には整備している途中で卒業してしまって、自分が在学している間には体育館エアコンが整備されなかったって方もいらっしゃるかと思います。できるだけ多くの児童生徒が恩恵を被れるように、今回の予算でも特別支援学校と中学校を優先して、なるべく中学校まで早急に整備が完了するようにということで、予算計上もしているところでございます。なるべく一校でも多く早く整備したいという思いは一緒でございますので、しっかり頑張ってまいりたいと考えております。

加えまして、福岡市はリースで３年間で整備しているが、それはどのように違うのかといった質問でございます。福岡市は確かにリース方式を活用しまして、３年間で全校整備するとい

う計画になっております。リースは、通常の工事と異なりまして、文部科学省の補助対象外になっておりますので、全て一般財源で整備していく必要がございます。こういった事情もございまして、北九州市としては国庫補助金が活用できる工事で整備していこうということを決めたものでございます。以上です。

○主査（西田一君）学事課長。

○学事課長　体育館へのスポットクーラーの導入についてお答えいたします。

これまで教育委員会としては、体育館にスポットクーラーを入れることについては、スポットクーラーのみで体育館の温度が下がらないこと、それから後方から暖かい空気、排気が出てくることとかの理由、あと電気代のことで、これまで学校が体育館にスポットクーラーを入れるのは駄目だというような方針を持っておりましたが、今回、５年間で全校に入れるという方針に切り替わったことによって、今年度から、スポットクーラーがあれば一時的にでも子供たち、近くに寄れば子供の体温が下げられるから有効だというような学校の判断があれば、導入してもよいというような方針に変えております。来年度について予算の計上はしておりませんで、あくまでも学校の判断で、学校の経費でお願いしますというような考えでおります。以上でございます。

○主査（西田一君）指導企画課長。

○指導企画課長　ＡＩ型学習アプリの関係で御答弁いたします。

まず、契約期間の債務負担含めてということでございますけれども、令和12年８月末までということで考えているところでございます。ちょうど１人１台端末の更新のタイミングとも重なるところですし、効果検証も含めてですけれども、そういったことをやっていくということも含めて、そういった時期を設定しているというところでございます。

それから、導入の経緯というところですけど、モデル的な実施がなかったのかというところでお尋ねいただいたかと思うんですけれども、この点については、まさに導入の判断に係る部分というところかと思うんですけれども、我々も当然、ＡＩ型学習アプリというものがどれくらい有効なのかということを多角的に検討してきたというところでございます。例えば、そういった中で見いだしてきたものとしては、ある自治体においては実証研究をやる中で、アプリ導入前後の１年間、そういった検証の中で、教科全体の傾向として、ＡＩ型の学習アプリをより多く利用した生徒の学力が伸びる傾向、こういうものが示されたような例があるということでしたり、あと、実は既に市内で学校独自にＡＩ型学習アプリを導入していると、そういう例がございます。そういった学校では、例えば生徒からは、できないところまで戻って学習ができてすごくよかったというような声だったり、自分で自分の学習時間や量を把握できるとか、どこでも学習ができるとか、そういった声、あるいは教職員からも、活用を続けたところ成績を大きく伸ばす生徒が現れたとか、生徒の学習状況等を把握しやすい、採点等の手間等が減って非常に助かったと。そういった声が上がっているということでございます。このような点を

踏まえまして、ＡＩ型学習アプリに一定の高い有効性を認め得ると考えまして、この導入の判断と。あと、そもそもＡＩ型学習アプリの導入ということは、要は学力の定着という部分が課題だといったところは先ほど研修監理官からも申し上げたとおりでございます。以上でございます。

○主査（西田一君）企画調整課長。

○企画調整課長　仰星学園の今後について御答弁申し上げます。

仰星学園につきましては､先ほど委員にも大事な学校とおっしゃっていただきましたように、不登校傾向にある高校生が学ぶ場として、受皿として設立されておりまして、現在も多くの生徒を社会に送り出す、例えば大学に進学したりですとか、あるいは就職という形で送り出すという役割を担っております。年度によって当然上下はあるんですけれども、300名前後の生徒たちがここで学んでいるという状況でございます。今後につきましては、協議中ではあるんですけれども、安定的に学校運営をしていただけるということが重要と考えておりますので、市有財産を所管する財政・変革局、そして学園側とも協議して、その辺しっかり最大限対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）柳井委員。

○委員（柳井誠君）最後の仰星学園のことから意見を述べたいんですけども、まず前提として、不登校対策というのは中学卒業以降の青年期も重要な課題であると考えておりますので、本市の令和９年に開校する市立学びの多様化学校とも連携できる大事な学校だと思っております。それは前提として期待をするところだと申し上げた上ですけども、教職員の団体から県教育委員会に要望書や情報提供がなされておりまして、実は構造改革特区計画書で書いておる不登校支援体制がない状態があると。それから、長期欠席生徒の家庭訪問も一部しか行われていないと。これ現場の教員からの直接の意見が県教委に上がっているものです。それから、異常な教員の離職率で、令和３年には教員の63％が退職しているなどの様々な問題を抱えているということを知ったわけです。それで、県教育委員会と情報共有もして、今後のこともあるので、学校運営の調査、指導が必要ではないかと考えますが、その点は土地、建物を貸している北九州市としてはどうされるでしょうか。

○主査（西田一君）企画調整課長。

○企画調整課長　今、御指摘があったような学校の運営体制というところにつきましては、基本的には法律上は県の所管事項でございますので、指導を行うとかということになれば、一義的にはまず県が対応することになると思います。とは言いつつも、こちらとしては校地、校舎を貸すという形で関わっておりますので､県の教育委員会ともしっかりと情報共有等しながら、事実確認あるいは学校へのヒアリング等も適宜行いつつ、今後の学校の安定的な運営というところ、最終的には子供たちのために学校があるということが大事だと思いますので、そのために市の教育委員会としては努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）柳井委員。

○委員（柳井誠君）私もそのように思いますので、ぜひ県教育委員会との情報共有と対応をお願いしたいということで、要望しておきます。

それから、学校体育館の空調のことですけれども、今年から学校経費でスポットクーラーを入れてもいいということなんですが、それぞれ価格があると思いますし、例えば政令市の暫定措置として､広島市の令和８年度予算ではスポットクーラーの設置費用として3,800万円上がっているんですね。令和７年の浜松市では、これちょっと大きいんですけども、これを超える額の費用が使われています。学校長の判断となると、これは入れるところ、入れないところ、まちまちになってしまうので、ぜひ学校に、許可したということも校長会で伝えて、行き渡るように周知していただきたいし、今年の予算には入りませんけれども、来年以降どうされるかというのも、ぜひ私は暫定的な費用であっても入れる方向で、予算をつける方向で検討いただきたいと。これは要望としておきます。

それから、学習アプリに関してですが、個別最適化なんで、個別の子供たちの成果ですから、成果もなかなか確認しづらい。目標やＫＰＩ、それから成果があったかどうかの検証の仕方はどうされるのかお伺いします。

○主査（西田一君）指導企画課長。

○指導企画課長　お答えいたします。ＡＩ型学習アプリ、御指摘のとおり、個別最適なというところで、基本は一人一人の生徒の理解度、習熟度等に応じた学習を支援するというツールにはなってきますので、まさにそこが実際に図られるというところが一番確かに重要なところであろうかと思うんですけれども、ただ、政策として当然やるわけですので、委員御指摘のとおり、施策としてどうだったのかという検証は必要になるというところだろうとは思っているというところでございまして、そういう意味で申し上げますと、一つ、すいません、先ほどの答弁と一部重複しますけれども、ＫＰＩということで掲げている部分としましては、全国学力・学習状況調査の質問紙調査の中で聞いている一項目でございますけれども、学習した内容について分かった点あるいはよく分からなかった点を見直して次の学習につなげることができているかと、こういうものを問う質問項目がございますので、ここの、そう思う、あるいはまあまあそう思うというところですね、肯定的な回答、これが向上していくかというところを一つ指標ということで定めているというところではございます。以上でございます。

○主査（西田一君）柳井委員。

○委員（柳井誠君）あとは意見です。今のＫＰＩは、それはそれで分かりましたけれども、実際に学力向上という施策の中で６億円使うわけですから、これが確認できるような仕組みをぜひ目標設定していただきたい。急いで導入したので、現場もこれから使い方のルールやマニュアルなどもつくると思いますので、ぜひ現場にきちっと徹底できるようにしていただきたいということを要望して、終わります。ありがとうございました。

○主査（西田一君）本田委員。

○委員（本田一郎君）よろしくお願いします。私から３つ質問させていただきます。

まず１つ目なんですけれども、のびのびフレンドリースクールについての質問です。先日、教育賛助会、そして教育研究会の御縁で御案内をいただきまして、のびのびフレンドリースクールは市内に３校ですね、門司区の柄杓田小学校、小倉南区の合馬小学校、そして八幡東区の河内小学校、その河内小学校に北九州会の会派５人で伺いました。そこでいろいろ話をお伺いしたんですけれども、その中で３つ質問させていただきます。

子供たちが安心して学べる居場所として大きな役割を果たしている河内小学校ですけれども、本市が少人数による丁寧な支援とか、教員と生徒の信頼関係とか、学校給食の支援などにも役立っているわけなんですけれども、教育委員会として、この学校の教育的価値や重要性を市としてどのように評価しているのかということが１点目と、現状をどのように把握し、今後の方針をどのように考えているのか、２点目ですね。３点目が、地域のことも校長からお聞きしたんですけれども、地域との連携強化をどのように考えているか、この３点をお伺いします。

それから次に、学校図書館の取組についてであります。これは、本会議、また常任委員会でもお尋ねしたんですけれども、読書習慣の形成には依然として課題が残っております。特に、中学校においては約４分の１、全国的にも不読者が増加傾向にあるということで、そういったところで、何度も取り上げて申し訳ないんですけれども、本市では若松区の石峯中学校ですね、ビブリオバトルの全国展開やちょこブックなど生徒主体の読書活動が高く評価され、県コンクール努力賞や日教弘教育賞奨励賞を受賞し、市内でも先進的な取組が行われています。そこで、石峯中学校のような取組の実践を市内全校にどのように広げていくのかをお尋ねします。それと、小学校でこのような表彰制度があるのかも併せてお願いします。

最後に、学校のトイレの洋式化についてであります。先ほど、岡本委員からも体育館のトイレ等の設置の件の話がありましたけれども、そのほかにも柔剣道場等もございます。私も今、中学校の道場をお借りして柔道の指導をしておりまして、委員の中では松岡委員は剣道でありまして、剣道の御指導されているわけでありますけれども、そういった現場の声を拾い上げる場合に、衛生面ですとか感染症対策も含め、また授業も含め、必要性があると思いますので、その辺の見解をお伺いしたいということと、そもそも令和７年から令和９年までに全校100％設置するということでありますけれども、先ほど何回も答弁がありましたけれども、優先的にするのは校舎からとお聞きしております。しかし、体育館とか柔剣道場とか、そのほかにもトイレはあるわけでありまして、全部をすることによるスケールメリット等があるのではないかとも考えられますので、もしそういったことであれば、財源のこともあるとは思いますけれども、相見積りを取ったりして、全体的にやったほうがいいのか、それとも必要なところからやったほうがいいのかというところも御答弁いただければと思います。以上です。

○主査（西田一君）人権教育・事業調整担当課長。

○人権教育・事業調整担当課長　ただいま、のびのびフレンドリースクール、小規模校特別転入学制度のことに御質問３つほどいただきましたので、まとめて回答させていただきます。

まず、小規模特認校とは、委員がおっしゃるとおり、市内では３校、教育委員会が指定をしております。河内小学校、柄杓田小学校、合馬小学校でございます。保護者と児童が希望する場合に、一定の条件、例えば必ず見学をすることであったりとか、４月１日付で北九州市内に居住をしていることであったり、保護者の方が特認校に対して協力的であることといういろんな条件の下、本来の通学区ではなく特認校に通学できるという制度でございます。山とか、それから海とか、自然環境に恵まれた小規模な小学校で、様々な校区から来る児童や異学年の児童及び地域との交流により心身の健全な育成を目指しておりますので、大変重要な学校であると教育委員会としても認識しております。基本的な授業の内容は、ほかの北九州市立小学校と同じでございます。ただ、少し違うのは、のびのびカリキュラムというのがございまして、各学校それぞれ取組をしておりますけども、例えば田植であったり、魚釣りであったり、イカを干したり、あと、めがね橋の50メートル走を測ったりとか、そういう特別なことをしたり、伝統的な文化、合馬神楽を学んだりとか、そういうことで、すごく地域のお力を借りながら、子供たちが本当に表情よく学んでいる現状がございます。

希望している子供の推移は、若干微増のような形で年々増えていますので、広報のやり方を今後考えていく必要があるかなと。今年度は募集期間を２週間前倒しして、なるべく広報をできるようにしましたし、幼稚園であったりポスターを貼ったり、そしてｔｅｔｏｒｕを使って、学齢期の子供たちの保護者にはその内容が伝わるように努力をしているところでございます。あと、地域の方からも、子供の声が地域の活性化につながっているとか、にぎわいにつながっているんじゃないかというお声もいただいておりますし、子供や保護者も、少人数のほうが望ましい、多人数は苦手だという子もおりますし、関わり方がちょっと苦手なんですという子が見学に行った際に、子供たちからようこそというのをウエルカムな形で声をかけられて、とても気持ちよく、面談も入っているんですけども、面談のときに、ぜひその学校に行きたいですというふうな声もいただいていますので、そういうことも含めて、今後ともしっかりと教育委員会として支えていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（西田一君）次世代教育推進課長。

○次世代教育推進課長　読書推進に関するお尋ね２点ございましたので、御回答させていただきます。

まず、中学校におきまして、全国的な動きではあるんですけれども、不読率に関しての課題があるということは承知しております。石峯中学校をはじめ、多くの学校で先進的な取組を進めていただいておるところでございます。特に、先ほどから出ております石峯中学校におきましては、校長先生からも、例えば、学校図書館を紹介するオリジナルのリーフレットを作成しているんだが、各学校でこのようなものも、自分たちがプロデュースするということも紹介を

してはどうかというふうな御意見もいただいたというところでございますので、各学校図書館を対象にした、または学校長を対象とした研修を通して広く通知をさせていただいて、横展開をして、実際に学校図書館職員を中心にアイデアを具現化していくということをやれたらいいかなと思っております。それから、校長会を通じても、このような取組を進めるにはどんなアイデアがあるのかとお尋ねを実際受けているところでもございますので、校長会にもこのような例がございますということは紹介をさせていただこうかなと思っております。

続けて、このような表彰制度というのが市にあるかということでございますが、現在のところはございませんが、来年度から計画をしております未来をひらく！わくわく学校図書館プロジェクトにおいては、各学校からの企画を募集して、優れた企画に対しては予算を付与するということで価値づけ、推進をしていこうと思っておりますので、これを横につなげられたらいいかなと思っております。以上でございます。

○主査（西田一君）施設課長。

○施設課長　トイレ洋式化についてです。学校のトイレ洋式化、中学校に関しては校舎、体育館を優先にしておりますが、さらに柔剣道場があるということは承知しております。できれば柔剣道場も洋式化していきたいという気持ちはございます。すると断言しないのが、柔剣道場は学校によって利用状況がまちまちでございます。柔道部も剣道部もあって、地域の道場も利用しているといった中学校の道場もあれば、ほとんど利用されていないという道場もありますので、そこら辺、利用の実態をつかんで、できるだけ洋式化してまいりたいと考えております。

次に、スケールメリットでございます。確かに、大きな工事の中に一緒に入れて、個数を増やして工事をしたほうがスケールメリットが働く場合もございます。一方で、柔剣道場は別棟になっておりますので、必ずしも一緒にしなくても、別途、軽微な工事で改修するほうが安いといった場合もございますので、そのあたりはケース・バイ・ケースで使い分けて、できるだけ安く迅速に対応できるように検討してまいりたいと考えております。以上です。

○主査（西田一君）次世代教育推進課長。

○次世代教育推進課長　すいません、先ほどの読書のコンクールのことについて答弁漏れがございましたので、申し訳ございません。今回、石峯中学校が表彰されましたのは第76回県学校図書館コンクールというものでございますが、これは小学校も対象ということでございます。以上でございます。

○主査（西田一君）本田委員。

○委員（本田一郎君）御答弁ありがとうございます。のびのびフレンドリースクールに関しましての御答弁ですね、私たち訪問した、まさしくそのとおりの回答でございまして、校長の説明を受けて校舎を案内してもらった際に、教室が３部屋、異学年の授業ですから、１、２年、３、４年、５、６年の学級で、あと小規模な体育館と見学させていただいたんですけれども、その際に、６年生は卒業前でしたので先生と掃除をしておりました。みんな楽しそうに一生懸

命やる姿というのはとてもほほ笑ましくて、また、３、４年生の授業も見学をさせていただきました。そのときも、子供たちも楽しそうに授業を受けて、さらに言えば、先生が楽しそうにやっているんですね。そういった意味では、すごくいい空間だなと感じました。

その一方で、校長からの話の中で、今年度４名の６年生が卒業しました。入学者がゼロということで、今現在、11人のところが７人になるとお聞きをしておりますので、いろいろ入学の制限とかあると思いますけれども、何か周知ができればなとか、いろんな形での受皿になるんじゃないかなと思いました。地域との連携も図れているとか、河内小学校周辺の自治会とか町内会は学校内において毎月会議を実施しているということもお聞きしました。その際には、近隣の駐在所の警察官と校長も同席するというふうなお話もお聞きしております。また、地域の農家の方との連携でタケノコ掘りですとか農作業だとか、そういったことも行っているというふうなこともお聞きしておりますので、もともと市のホームページにも掲載されていますけれども、これは校長から頂いた児童募集要項なんですけれども、募集人数とか、定員が今年度は10名程度というふうなこととかも記載されているんですけれども、令和８年度はですね。今年が入学者ゼロでありますので、１、２年の学年が今度１人になってしまうんですね。ですから、そういった意味ではもっと周知してもいいのかなとか、そういうふうに思いました。いろんな形で受皿になる学校だなと感じましたので、そこは進めていただきたいなと、これは要望でありますので、よろしくお願いいたします。

次に、石峯中学校の取組の横展開とか、校長会に周知するというふうな御答弁いただきましたけれども、私は、学校関係者からお聞きしたんですけれども、何といっても現場の声として、石峯中学校の生徒さんが、こういう取組を一生懸命やって、成果として表彰を受けたということがとても励みになるというふうな声をお聞きしておりますので、そういった部分を小・中学校にも広げていっていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから最後に、トイレの件なんですけれども、施設課長がおっしゃられたように、スケールメリットだけではないとは私も理解をしておりまして、過剰投資も駄目ですし、子供たちも少なくなっている中で、公共施設マネジメントの上でもいろいろ鑑みていかなくてはいけないとは思っておりますけれども、そうはいっても現場の声もありますので、少しでもそれを進めていただくことをお願いしまして、以上で私からの質問は終わります。

○主査（西田一君）小宮良彦委員。

○委員（小宮良彦君）最後です。よろしくお願いします。私から５点お尋ねします。

１つ目に、昨年度をもって閉園となりました市立幼稚園の跡地につきましてお尋ねしたいと思います。

これまで地域の子供たちの成長を見守ってきた、言わば貴重な地域資源でもあったと受け止めております。該当跡地の今後の利活用については、都市戦略局とも十分に協議しながらいろんな面で考えていかないといけないとは思いますが、現時点でどのような方向性があるか、も

しあればお聞かせください。

２点目に、市内の図書館についてお尋ねします。

図書の購入費用、しっかりとした金額が本年度もついております。以前、私も質問させていただいたんですけど、市内の図書館の、貸し出して返ってこない本がたくさんあると伺いました。パーセンテージまで出していただきましたが、その金額的な規模を把握して公表も含めて検討してほしいという御要望を一度させていただいたんですけど、教育委員会の中において、図書館のそういう、私の中で借りパクは許さないという気持ちがあるんですが、市民の財産でもありますので、そこはどのように今御検討なさっているのかお尋ねします。

そして３つ目に、学校現場における避難訓練において危惧しているのが１点ありまして、これまでもずっと火災や地震など自然災害において、また火災の火やガスとかの指導、避難はずっと訓練されておりますが、最近マスコミも全然なくなってきたかなとは思いますが、鳥獣に対しての避難訓練等は今、市立学校の中では行われているんでしょうか。不審者に対しては多分、口頭教育とか、さすまたを使ったりとかという指導とかはあるんでしょうが、北九州市内も歩道に野生の動物が出てきたり猿が出たりという、地域によっては野生の動物が校舎内に入ってくるおそれも考えられますので、今現状、もしあればお聞かせください。

あと、すいません、４つ目に、学校の医療的ケア児に対しての支援、拡充していただきまして本当にありがとうございます。１点だけ、自己注射、もしくは看護師が派遣されて看護師が注射をする場合、これは皮下注射になりますので、どこで打つかとか御本人と御家族としっかりお話しして、あと、周りの子供たちの理解も要ると思いますが、現状どのような感じで実際行われているのか、これから先もお聞かせください。

最後に、今日はたくさん部活動の地域移行のお話をされて、また、御答弁もいただいていました。教職員の皆様の負担軽減に関しては、ここ数年で部活動の地域移行がすごくいろいろ話されております。私世代の子供たちもちょうど、同級生の子供も中学生、また小学生高学年とか、中学校の部活動とかに関わる子供たちが増えてまいりました。よって、関係者の方にも御説明して、今少しずつ、少しずつというか結構早足で、丁寧に御説明も進められていると認識しております。実際に私が担当の課長さんからも、説明を受けたことは本当に丁寧に行っているなと思っております。しかしながら、学校の先生方の負担は部活動のみならず、たくさんの仕事、例えば学校の授業の準備から最終的には地域行事への参加とか、学校以外のこともたくさん、町の人たちと一緒に学校を盛り上げてもらうために先生方も御尽力していただきます。小学校の先生も含めて、北九州市立高校、中央学園の先生も含めて、北九州市立の教職員の皆様、ＩＴ化とかあるかもしれないんですけど、先生たちの手を少しでも少なくする次の一手、今は部活動でいっぱいいっぱいとは思いますが、お考えが進んでいることがあれば教えてください。以上です。

○主査（西田一君）学校計画担当課長。

○学校計画担当課長　市立幼稚園の跡地活用について、現状とその方向性についてお答えいたします。

委員御指摘のとおり、市立幼稚園は４園ありまして、令和７年３月末に閉園しておりまして、その跡地の活用につきまして、現時点ではまだ具体的に決まってはおりません。４園ありまして、一つ、八幡西区の鷹の巣幼稚園につきましては、もともと土地が上下水道局の土地でしたので、閉園後は契約上、上下水道局にお返しするということになります。その他の３つの幼稚園跡地につきましては、現在、検討中でございます。基本的に、幼稚園とか学校の跡地が発生した場合ですけれども、地域の御要望等々も参考にしながら、まずは教育委員会の中で活用策について検討を行います。教育委員会の中で活用の方策がない場合は市全体で利用の検討を行いまして、そこでも利用意向がないということであれば、まちづくりの視点を取り入れながら、民間への売却ですとか貸付けも含めまして利活用を図ることになります。委員おっしゃるとおり、貴重な地域資源でありますし、市民の財産でございますので、今後も財政・変革局と協議をしながら、有効な利用に向けて調整を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）奉仕課長。

○奉仕課長　市立図書館の本について、未返却の方、冊数とかについて答弁させていただきたいと思います。

委員御指摘のように、１年以上返却をしていない長期延滞という方が、令和６年度分を調査いたしましたところ、387冊、御指摘の金額でいえば54万114円となっております。人数でいえば、118人となっております。この方々に対しての対応なんですけれども、もちろん電話とかメールとか書面による督促を定期的に行っておりますほか、３か月を経過している方々には貸出停止の対応を行っておりまして、返していただくまでは次の本は貸さないというふうな形をして、粘り強く返却に向けた呼びかけをして、返していただくように努力しているところでございます。以上です。

○主査（西田一君）生徒指導課長。

○生徒指導課長　学校における鳥獣対策、どのような取組を行っているかについて御説明さしあげます。

子供たちが通う通学路であったり校地内であったりというところに、北九州市の過去の事例でいいますと、猿、イノシシ、カラスですね。あとは、動物ではないんですけれども、スズメバチの巣があるとか、あとはセアカゴケグモとか、そういった危険生物が見つかった場合の対応なんですけれども、どこで誰が見つけるか、発見するかによって対応は変わってきます。その対応については、各学校で策定しております危機管理マニュアルの中に、そういった生物を見つけた場合、子供たちを直接的に触れることがない場所に隔離するとか、関係部局との連絡先ですね、のようなものの対応をまとめておるというところになります。具体的には、学校が

所在する区役所、あとはその学校、そして教育委員会、場合によっては規制線等を張っていただくこともありますので警察、と連携を取りまして、最も早い手段、経路で共有、対応ができるよう努めておるところでございます。

委員がおっしゃいました避難訓練につきましては、現在は火災、地震、あとは不審者対応というところであります。いつどこで遭遇するか分かりませんので、発見された際には関係部局と連携しまして、関係部局による啓発資料を提供いただいて、それをｔｅｔｏｒｕ等に載せて保護者に注意喚起を行ったりというようなところを行っておりますけれども、今、猿の出没というのが増えてきておりますので、そういった部分についても実施できるように検討を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○主査（西田一君） 特別支援教育課長。

○特別支援教育課長　インシュリンの自己注射を打っていらっしゃる児童生徒の皆さんがどこで注射をしているのかということ、また、周りの児童生徒への啓発はどのように行われ、伝えられているのかという、この２点についてお答えいたします。

まず、現在、医療的ケア児としてインシュリンの自己注射ができないお子さんについては、令和８年度からその支援が始まるわけですが、この方々については令和８年度に小学校に御入学されることから、現在、保護者の方と面談等を通じて、注射を打つとするならば保護者の方はどこで打ちたいと思っていらっしゃるのか、保健室なのか、それとも教室から近いどこか空き教室を利用したいと思っていらっしゃるのか、それとも玄関から近い校長室等で打ちたいと思っていらっしゃるのかというニーズをしっかり聞き取らせていただいております。また、医療的ケア児ではなく、つまり御本人が自ら自己注射が打てるお子さんについては、委員がおっしゃったとおり、それぞれ個に応じた対応が必要となりますので、先ほど申し上げたような場所を児童生徒自らが選び、保護者の方と相談して学校に相談をし、学校として最大限配慮しながら希望に添う対応をしている、保健室もしくは教室の近くの空き教室、校長室等を活用しているという状況にございます。

続いて、周りの児童生徒への啓発については、１型糖尿病という病名を知らせるということについては個人情報となりますので、御本人や保護者の方の御意向を最大限に考慮して対応しているところではございますが、保護者の方には１型糖尿病という名前は出さないでほしいと言われましても、例えば低血糖時をサポートするタブレット、キャンデーですね、糖分を補給するもの、ジュースなどですね、それは保健室や職員室で保管する必要があり、また、それを口にしている様子をほかの子が見て、おやつを食べているなどと勘違いすることがないよう、その点については周りの児童生徒に説明させてほしいということを学校側からお願いし、保健の先生、養護教諭や担任、もしくは本人や保護者から適切な時期に説明をするようにということで対応をしております。注射についても同様に、御本人や保護者の方の御意向によって、どこまでを説明するかということについて一つずつ個別に対応をしているところでございます。

以上です。

○主査（西田一君）教職員課長。

○教職員課長　教職員の負担軽減、それと今後の策ということについて御説明させていただきます。

まず、本市の先生方の業務負担の軽減、働き方改革につきましては、国に後れることなく、平成29年度より、学校で業務改善に具体的に取り組める内容を記した業務改善プログラムというものを作成して、今、各学校に配付、活用していただいております。現在、改訂を重ね、第３版を実行していただいているところではあります。実行して９年目となり、時間外の在校等時間というところにつきましては、平成29年と比較すると、小学校、中学校、特別支援学校、いずれも減少の傾向にはございます。ただ、まだ課題として、各学校の取組に差が開いているとか、学校の実情に応じてできること、できないこと等という課題は見えてきております。

具体的な３版までの取組としては、スクール・サポート・スタッフの小学校、中学校への全校配置、あと、小学校における教科担任制とか持ち合い授業の推進、これは空き時間が生まれるとともに、複数で専科指導等行って複数の教員で子供たちを見取る、小学校であれば担任が１人で１クラスを見るという心理的な負担の軽減というところにもつながっております。そういった取組をこれまで進めてきたんですけれども、来年度から実施するプログラムを今改訂しているところでございます。今後の策として、今回予算にも上げております録音機能つきの電話の導入とか、こういったところは、事前アナウンスを流すことによっていたずら電話の防止であったり、長時間の電話の減少などの効果があるのではないかと期待しているところです。あと、スクールローヤーの活用とかというような、これまで取り組んできたことの好事例というものを多く載せて、幅広く業務負担の取組を横展開していきたいと考えております。以上です。

○主査（西田一君）小宮良彦委員。

○委員（小宮良彦君）御丁寧にありがとうございました。市立幼稚園の跡地の活用について、検討中ということで、ありがとうございます。八幡東区には大場谷小学校という小学校があって、長年、やっと更地になったんですかね。これからどうなるかずっと注視していきますが、いい活用の仕方ができることを期待しております。

そして、図書館については、先ほども言ったとおり、借りパクは絶対に許しませんという私の気持ちの中で、絶対にこういうのは許しちゃいけないと思います。図書館でありながら、ただで貸して、結構、何十万円、54万円ですかね、もっと金額多いと思いますけど、過去に遡ったらですね。遡ったら何百万円、何千万円となるはずなので、厳しくしていただきたいと思います。気持ちよく利用できる環境をつくってください。

学校における鳥獣対策や訓練において、安全・安心な学校をこれからも先生方と教育委員会と一生懸命頑張っていただきたいと思います。特に、餌がなくなった野生の動物とかは麓に下

りて、住宅地または他都市では学校内に入ってきたりということもありましたので、すぐ２階に上がるとかですね、子供たちが避難できるような、そういう指導等していただけたらありがたいです。

学校の医療的ケア児に対するインシュリンの皮下注射についても､本当デリケートなことで、保護者の方と学校の先生と教育委員会と一緒になって執り行われようとしていただいているのがすごく伝わりました。僕、全然頭になかったんですけど、低血糖時のブドウ糖を絶対に持っておかないといけないこととか、ほかの子たちがお菓子と勘違いしたり、そういう配慮も含めてしっかりしていただけていると、すごく感謝します。これからもよろしくお願いします。

最後に、学校の先生の負担軽減について、たくさんこれからまた行っていって、より多くの先生方が、アフターファイブと言ったらいけんですけど、その時間が多く取れて。本来、学校の先生はその時間帯は一生懸命しないといけないんですけど、学力アップとか、授業の準備とかに費やしてですね。あとは、僕は昔の40年前ぐらいの生徒だったので、厳しく厳しく厳しく指導を受けて。あまり言いよったら、まだ教育委員会の中に僕の恩師がいますので、あまり言えませんが、その頃を思い出しましたら、今となったらいい感じで、終わります。

○主査（西田一君）ありがとうございました。ほかになければ、以上で本日の議案の審査を終わります。

ここで市長質疑項目の提出についてお知らせします。市長質疑項目の提出締切りは局別審査最終日の３月16日月曜日の午後４時ですが、審査終了が午後３時以降となった場合は審査終了の１時間後までとなっております。

なお、質疑項目については、お手元配付の様式により随時事務局に御提出いただきますようお願いします。

また、質疑項目は当分科会の所管に属する事項とし、教育委員会に関するものについては市長の権限の及ぶ範囲内でお願いします。市長の権限が及ばないものについては教育長から答弁を受けることになりますので、あらかじめ御了承願います。

なお、各会派から提出された市長質疑項目については３月17日火曜日にタブレットの端末のメールで各委員に通知しますので、併せてお知らせします。

明日は午前10時から保健福祉局関係議案の審査を行います。本日は以上で閉会します。

令和８年度予算特別委員会　第２分科会　主　査　　西　田　　一　　㊞

副主査　　高　橋　　都　　㊞